

令和5年  
広島県水道広域連合企業団議会1月臨時会  
議案(案)

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団

## 令和5年広島県水道広域連合企業団議会 1月臨時会議案目録

議案番号	件名	頁
第1号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例	1
第2号議案	広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数を定める条例	17
第3号議案	広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	19
第4号議案	広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例	23
第5号議案	広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例	27
第6号議案	広島県水道広域連合企業団情報公開条例	31
第7号議案	広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例	41
第8号議案	広島県水道広域連合企業団行政手続条例	45
第9号議案	広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	59
第10号議案	広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例	63
第11号議案	広島県水道広域連合企業団職員の懲戒に関する手続及び効果等に関する条例	67
第12号議案	広島県水道広域連合企業団職員のサービスの宣誓に関する条例	69
第13号議案	広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例	71
第14号議案	広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	81
第15号議案	広島県水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	83
第16号議案	広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	87
第17号議案	広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例	93
第18号議案	広島県水道広域連合企業団債権管理条例	101

第 19 号議案	広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例	107
第 20 号議案	広島県水道広域連合企業団暴力団排除条例	109
第 21 号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例	113
第 22 号議案	広島県水道広域連合企業団工業用水道条例	171
第 23 号議案	広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例	181
第 24 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算	185
第 25 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算	209
第 26 号議案	行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について	213
第 27 号議案	公平委員会事務の事務委託に関する協議について	217
第 28 号議案	上水道管理事務の事務委託に関する協議について	219
第 29 号議案	高陽取水場管理事務の事務委託に関する協議について	223
第 30 号議案	上水道管理事務の事務委託に関する協議について	225
第 31 号議案	上水道管理事務の事務委託に関する協議について	229
第 32 号議案	広島県水道広域連合企業団広域計画について	231
報第 1 号	広島県水道広域連合企業団公告式条例	295
報第 2 号	広島県水道広域連合企業団事務局設置条例	299
報第 3 号	広島県水道広域連合企業団職員定数条例	301
報第 4 号	広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例	303
報第 5 号	退職手当支給事務及び公務災害補償事務の事務委託に関する協議について	305



## 第1号議案

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例案

広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の設置並びにその経営に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道事業等の設置)

第2条 企業団に、次に掲げる事業（以下「水道事業等」という。）を設置する。

- (1) 竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、北広島町水道事業、大崎上島町水道事業、世羅町水道事業及び神石高原町簡易水道事業（以下「水道事業」という。）
- (2) 広島水道用水供給事業、広島西部地域水道用水供給事業及び沼田川水道用水供給事業（以下「水道用水供給事業」という。）
- (3) 太田川東部工業用水道事業、太田川東部工業用水道第二期水道事業及び沼田川工業用水道事業（以下「工業用水道事業」という。）

(法の規定の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、神石高原町簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第4条 水道事業等は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

- 2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。
- 3 企業長は、公益上必要があると認めるときは、水道事業の給水区域外に分水することができる。
- 4 水道用水供給事業において設ける施設は、別表第2のとおりとする。
- 5 工業用水道事業において設ける施設は、別表第3のとおりとする。

(組織)

第5条 法第39条の2第6項の規定により読み替えて適用する法第7条ただし書の規定に

に基づき、管理者を置かないものとする。

- 2 法第14条の規定により、企業長の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。
- 3 企業長は、その権限に属する事務を分掌させるため、事務局に本部及び地方機関を置く。
- 4 本部及び地方機関の名称、所在地及び所管区域は、別表第4のとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 水道事業等の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が7,000万円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況の作成等)

第9条 企業長は、水道事業等に関し、毎年3月31日及び9月30日現在の業務の状況について、法第40条の2第1項の規定による業務の状況を説明する書類（以下「業務状況」という。）を作成し、それぞれ5月及び11月に公表するものとする。

- 2 天災その他避けることのできない事故により、前項の期日に業務状況を公表することができないときは、当該事故の止んだ後1箇月以内にこれを公表しなければならない。
- 3 第1項の規定により毎年3月31日現在の業務の状況について作成する業務状況においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 3月31日現在の資産、資本及び負債の概況
- (2) 3月31日の属する事業年度における損益計算の概況
- (3) 3月31日の属する事業年度における収入及び支出の概況
- (4) 3月31日の属する事業年度における事業の概況
- (5) 3月31日の属する事業年度における企業債の発行状況及び一時借入金の借入れの状況

4 第1項の規定により毎年9月30日現在において作成する業務状況においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 9月30日現在の資産、資本及び負債の概況
- (2) 4月1日から9月30日までの期間における損益計算の概況
- (3) 4月1日から9月30日までの期間における収入及び支出の概況
- (4) 4月1日から9月30日までの期間における事業の概況
- (5) 4月1日から9月30日までの期間における企業債の発行状況及び一時借入金の借入れの状況

5 前各項に規定するもののほか、業務状況の作成及び公表に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(特別会計)

第10条 法第17条及び令第8条の4の規定により、水道事業と水道用水供給事業を通じて1の特別会計を設ける。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業の名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
竹原市水道事業	竹原市 竹原町の一部、中央一丁目～五丁目の全部、塩町一丁目～四丁目の全部、港町一丁目～五丁目の全部、田ノ浦一丁目～三丁目の全部、本町一丁目～四丁目の全部、下野町の一部、高崎町の一部、福田町の一部、忠海町の一部、忠海中町一丁目～四丁目の全部、忠海床浦一丁目～四丁目の全部、忠海東町一丁目～五丁目の全部、忠海長浜一丁目～三丁目の全部、東野町の一部、新庄町の一部、吉名町の一部、西野町の一部、小梨町の一部、田万里町の一部、仁賀町の一部	24,000人	20,500立方メートル
三原市水道事業	三原市 旭町一丁目及び二丁目の全部、古浜一丁目～三丁目の全部、館町一丁目及び二丁目の全部、城町一丁目～三丁目の全部、港町一丁目～三丁目の全部、西町一丁目及び二丁目の全部、宮浦一丁目～六丁目の全部、皆実一丁目～六丁目の全部、宮沖一丁目～五丁目の全部、円一町一丁目～五丁目の全部、糸崎一丁目～九丁目	80,000人	37,000立方メートル

	<p>の全部、糸崎南一丁目及び二丁目の全部、東町一丁目～三丁目の全部、頼兼一丁目及び二丁目の全部、中之町一丁目～九丁目の全部、西宮一丁目及び二丁目の全部、本町一丁目～三丁目の全部、西野一丁目～五丁目の全部、明神一丁目～五丁目の全部、田野浦一丁目～三丁目の全部、青葉台の全部、宗郷一丁目～五丁目の全部、和田一丁目～三丁目の全部、和田沖町の全部、須波一丁目及び二丁目の全部、須波西一丁目及び二丁目の全部、須波ハイツー丁目～四丁目の全部、幸崎能地一丁目～七丁目の全部、幸崎久和喜の全部、幸崎渡瀬の全部、木原一丁目～六丁目の全部、長谷一丁目～五丁目の全部、沼田一丁目～三丁目の全部、新倉一丁目～三丁目の全部、学園町の全部、本郷北一丁目～四丁目の全部、本郷南一丁目～七丁目の全部、下北方一丁目及び二丁目の全部、南方一丁目～三丁目の全部</p> <p>桜山町の一部、糸崎町の一部、木原町の一部、奥野山町の一部、中之町北の一部、中之町南の一部、駒ヶ原町の一部、鉢ヶ峰町の一部、八坂町の一部、大畑町の一部、明神町の一部、田野浦町の一部、登町の一部、宗郷町の一部、和田町の一部、貝野町の一部、須波町の一部、須波西町の一部、沖浦町の一部、深町の一部、小坂町の一部、長谷町の一部、沼田町の一部、新倉町の一部、沼田東町の一部、小泉町の一部、沼田西町の一部、高坂町の一部、幸崎町の一部、八幡町の一部、本郷町本郷の一部、本郷町下北方の一部、本郷町上北方の一部、本郷町善入寺の一部、本郷町南方の一部、本郷町船木の一部、久井町土取の一部</p> <p>久井町筋原の一部、吉田の一部、江木の一部、下津の一部、泉の一部、和草の一部、羽倉の一部、坂井原の一部、小林の一部、山中野の一部、大和町和木の一部、下徳良の一部、萩原の一部、上徳良の一部、大具の一部、椋梨の一部、大草の一部、鷺浦町の一部</p>		
--	---	--	--

府中市水道事業	<p>府中市 府中町の全部、出口町の一部、府川町の全部、目崎町の一部、元町の全部、鵜飼町の一部、広谷町の一部、高木町の全部、中須町の一部、本山町の一部、桜が丘一丁目～三丁目の全部、土生町の一部、用土町の一部、栗柄町の一部、篠根町の一部、僧殿町の一部、父石町の一部、河面町の一部、三郎丸町の一部、河南町の一部 久佐町の一部 上下町 上下の一部、深江の一部、国留の一部、矢野の一部、小堀の一部、有福の一部、二森の一部、井永の一部、佐倉の一部、水永の一部、矢多田の一部、岡屋の一部、松崎の一部</p>	29,000人	11,500 立方メートル
三次市水道事業	<p>三次市 三次町の一部、山家町の一部、日下町の一部、十日市中一丁目～四丁目の全部、十日市東一丁目～六丁目の全部、十日市南一丁目～七丁目の全部、十日市西一丁目～六丁目の全部、十日市町の一部、南畑敷町の一部、島敷町の一部、四拾貫町の一部、粟屋町の一部、東酒屋町の一部、西酒屋町の一部、西河内町の一部、小文町の一部、向江田町の一部、和知町の一部、三若町の一部、石原町の一部、海渡町の一部、有原町の一部、糸井町の一部、大田幸町の一部、小田幸町の一部、木乗町の一部、志幸町の一部、塩町の一部、江田川之内町の一部、高杉町の一部、廻神町の一部、青河町の一部、上川立町の一部、下川立町の一部、上志和地町の一部、下志和地町の一部、秋町の一部、三原町の一部、東河内町の一部 君田町 茂田の一部、石原の一部、泉吉田の一部、西入君の一部、東入君の一部、櫃田の一部、藤兼の一部 布野町 上布野の一部、下布野の一部、戸河内の一部</p>	46,000人	23,500 立方メートル

	<p>作木町 大津の一部、上作木の一部、下作木の一部</p> <p>吉舎町 吉舎の一部、清綱の一部、三玉の一部、海田原の一部、矢野地の一部、檜の一部、吉舎川之内の一部、丸田の一部、安田の一部、辻の一部、徳市の一部、敷地の一部</p> <p>三良坂町 光清の一部、仁賀の一部、灰塚の一部、田利の一部、皆瀬の一部、三良坂の一部、長田の一部、岡田の一部</p> <p>三和町 羽出庭の一部、上板木の一部、大力谷の一部、上壺の一部、敷名の一部、下板木の一部</p> <p>甲奴町 本郷の一部、西野の一部、梶田の一部、宇賀の一部、小童の一部</p>		
庄原市水道事業	<p>庄原市 本町の一部、西本町一丁目～四丁目の全部、中本町一丁目及び二丁目の全部、東本町一丁目～四丁目の全部、川手町の一部、宮内町の全部、永末町の全部、大久保町の一部、高町の一部、川西町の一部、小用町の一部、本村町の一部、上谷町の一部、峰田町の一部、春田町の一部、実留町の一部、一木町の一部、板橋町の一部、新庄町の全部、是松町の一部、高門町の一部、三日市町の全部、戸郷町の全部、上原町の一部、七塚町の一部、田原町の全部、市町の一部、掛田町の一部、本郷町の一部、殿垣内町の全部、山内町の一部、平和町の一部、木戸町の一部、尾引町の一部、水越町の一部、川北町の一部、門田町の一部、濁川町の一部</p> <p>西城町西城の一部、大佐の一部、入江の一部、栗の一部、平子の一部、中野の一部、八鳥の一部、熊野の一部、大屋の一部、三坂の一部</p>	26,000人	14,000 立方メートル

	<p>東城町東城の全部、川東の一部、川西の一部、福代の一部、新福代の全部、粟田の一部、戸宇の一部、久代の一部、新免の一部、三坂の一部、帝釈宇山の一部、帝釈未渡の一部</p> <p>口和町湯木の一部、永田の一部、金田の一部、常定の一部、宮内の一部、向泉の一部、大月の一部</p> <p>高野町新市の一部、中門田の一部、下門田の一部</p> <p>比和町比和の一部、木屋原の一部、三河内の一部</p> <p>総領町稲草の一部、下領家の一部</p>		
東広島市水道事業	<p>東広島市</p> <p>西条岡町の全部、西条本町の全部、西条上市町の全部、西条朝日町の全部、西条栄町の全部、西条昭和町の全部、西条御条町の全部、西条大坪町の全部、西条西本町の全部、西条末広町の全部、西条町（西条、西条東、田口及び下見）の全部、鏡山一丁目～三丁目の全部、鏡山北の全部、西条中央一丁目～八丁目の全部、西大沢一丁目及び二丁目の全部、西条下見五丁目～七丁目の全部、田口研究団地の全部、西条東北町の全部、三永一丁目～三丁目の全部、西条土与丸一丁目～六丁目の全部、西条吉行東一丁目及び二丁目の全部、寺家産業団地の全部、寺家駅前の全部、八本松南一丁目～八丁目の全部、八本松東一丁目～七丁目の全部、八本松飯田一丁目～九丁目の全部、吉川工業団地の全部、八本松西一丁目～七丁目の全部、志和流通の全部、高屋町（中島及び大島）の全部、高屋高美が丘一丁目～九丁目の全部、高屋うめの辺の全部、高屋台一丁目及び二丁目の全部、黒瀬学園台の全部、黒瀬春日野一丁目及び二丁目の全部、黒瀬松ヶ丘の全部、黒瀬町切田の全部、黒瀬切田が丘一丁目～三丁目の全部、黒瀬桜が丘一丁目の全部、黒瀬檜原北一丁目～三丁目の全部、黒瀬檜原東一丁目～三丁目の全部、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目の全部、入野中山台一丁目～五丁目の全部、河内臨空団地の全部</p>	177,000人	69,000 立方メートル

	<p>西条町（吉行、土与丸、助実、寺家、御藪宇、下三永、上三永、郷曾、大沢、馬木、森近及び福本）の各一部、八本松町（飯田、原、吉川、宗吉、米満、正力及び篠）の各一部、志和町（志和堀、志和西、志和東、内、別府、七条栳坂、奥屋及び冠）の各一部、高屋町（稲木、桧山、宮領、郷、溝口、杵原、高屋堀、白市、小谷、高屋東、造賀、貞重及び重兼）の各一部、黒瀬町（国近、小多田、宗近柳国、南方、乃美尾、大多田、丸山、檜原、兼広、市飯田、上保田、菅田、川角、兼沢及び津江）の各一部、福富町（久芳、下竹仁及び上戸野）の各一部、河内町（下河内、中河内及び入野）の各一部、安芸津町（三津、木谷、風早、大田及び小松原）の各一部</p>		
<p>廿日市市水道事業</p>	<p>廿日市市 可愛の全部、須賀の全部、廿日市一丁目及び二丁目の全部、天神の全部、駅前全部、桜尾本町の全部、桜尾一丁目～三丁目の全部、木材港北の全部、木材港南の全部、佐方一丁目～四丁目の全部、山陽園の全部、佐方本町の全部、城内一丁目～三丁目の全部、大東の全部、本町の全部、住吉一丁目及び二丁目の全部、新宮一丁目及び二丁目の全部、下平良一丁目及び二丁目の全部、平良一丁目及び二丁目の全部、平良山手の全部、串戸一丁目～六丁目の全部、六本松一丁目及び二丁目の全部、地御前一丁目～五丁目の全部、阿品一丁目～四丁目の全部、阿品台一丁目～五丁目の全部、阿品台東の全部、阿品台西の全部、阿品台北の全部、阿品台山の手の全部、峰高一丁目及び二丁目の全部、宮内一丁目及び四丁目の全部、地御前北一丁目～三丁目の全部、宮園一丁目～九丁目の全部、宮園上一丁目～五丁目の全部、四季が丘一丁目～十一丁目の全部、四季が丘上の全部、宮内工業団地の全部、陽光台一丁目～五丁目の全部、佐方（字清末、字同免、字宮ノ上、字城内、字南尾、字南小浦、字雀ヶ堂及び字精石山）の全</p>	<p>112,000 人</p>	<p>45,000 立 方 メートル</p>

	<p>部、下平良（字小野、字八ヶ迫、字尾野山、字永石山、字法花山及び字砂走山）の全部、上平良（字伴丈木、字大原、字末森、字郡塚、字宗高尾、字ゴマロ、字吉野、字菊ヶ迫、字藤原尾、字野田ヶ原及び字御棒杖）の全部、原（字半明原、字下ヶ原、字矢之崎及び字宇治久保）の全部、宮内（字新屋敷、字河田、字鏡田、字北山、字宮迫、字針田、字砂原、字大幸、字東岡迫、字西岡迫、字的場、字石原、字東鎗出、字佐原田、字高通、字国広、字玉野井、字大方、字峰高、字六本松及び字野坂）の全部、地御前（字大神、字我迫、字神賀、字木上、字田屋及び字阿品）の全部、佐方（字東谷、字狼倉、字荒蒔、字大谷、字荻揚谷、字流及び字桃栗迫）の各一部、下平良字広池山の一部、上平良（字堂垣内、字広池、字大迫、字二重原、字寺ヶ迫、字河野原及び字高尾山）の各一部、原（字橋本、字長野、字長谷、字森宗、字中小路、字国実、字下河末、字上河末、字川末及び字宇治窪）の各一部、宮内（字東畑口、字西畑口、字西鎗出、字高砂、字入野、字長尾及び字横道）の各一部</p> <p>玖島の一部、永原の一部、峠の一部、友田の一部、河津原の一部、津田の一部、浅原の一部、栗栖の一部</p> <p>宮島口一丁目～四丁目の全部、宮島口東一丁目～三丁目の全部、宮島口西一丁目～三丁目の全部、宮島口上一丁目及び二丁目の全部、福面一丁目～三丁目の全部、対巖山一丁目～三丁目の全部、深江一丁目～三丁目の全部、前空一丁目～六丁目の全部、物見東一丁目及び二丁目の全部、物見西一丁目～三丁目の全部、上の浜一丁目及び二丁目の全部、下の浜の全部、梅原一丁目及び二丁目の全部、塩屋一丁目及び二丁目の全部、沖塩屋一丁目～四丁目の全部、大野一丁目及び二丁目の全部、大野中央一丁目～五丁目の全部、大野原一丁目～四丁目の全部、林が原一丁目及び二丁目の全部、丸石一丁目～</p>		
--	--	--	--

	<p>五丁目の全部、宮浜温泉一丁目～三丁目の全部、八坂一丁目及び二丁目の全部、大野（字四郎峠、字中山、字戸石川、字十郎原、字高見、字鯛ノ原、字水口、字中別府、字三鎗谷、字土井、字田屋、字高畑、字陣場、字筏津、字沖筏津、字池田、字棚田、字知安、字別府、字下更地、字上更地、字赤崎、字深江、字熊ヶ浦、字早時、字賀撫津、字屋田越、字大手、字上之浜、字水之越、字小田ノ口、字中津岡、字滝ノ下、字郷、字古川、字橋本、字三郎右衛門新開、字新開、字大新開、字毛保、字護安、字小山、字原、字下原、字塩屋、字上桐、字林ヶ原、字丸石、字向原、字尾立、字四拾八坂、字垣ノ浦、字下灘、字鳴川、字観音、字福面、字対巖山、字尾中山、字丸子、字前空、字物見山及び字八坂）の全部、大野（字平岩、字亀ヶ岡、字裏ヶ嶽、字滝山、字城山及び字清水峯）の各一部 吉和の一部 宮島町の一部</p>		
安芸高田市水道事業	<p>安芸高田市 吉田町 小山の一部、桂の一部、上入江の一部、川本の一部、国司の一部、高野の一部、下入江の一部、常楽寺の一部、竹原の一部、中馬の一部、常友の一部、長屋の一部、福原の一部、山手の一部、吉田の一部、相合の一部、多治比の一部、中馬の一部、西浦の一部、山部の一部 甲田町 上小原の一部、上甲立の一部、下小原の一部、下甲立の一部、高田原の一部、深瀬の一部、糞地の一部、浅塚の一部 美土里町 横田の一部、生田の一部、本郷の一部 高宮町 原田の一部、川根の一部、来女木の一部、羽佐竹の一部、佐々部の一部、房後の一部、船木の一部 八千代町 勝田の一部、上根の一部、佐々井の</p>	21,500人	12,000立方メートル

	一部、下根の一部、土師の一部、向山の一部 向原町 有留の一部、坂の一部、戸島の一部、長田の一部、保垣の一部		
江田島市水道事業	江田島市 江田島町 小用の一部、中央の一部、鷺部の一部、秋月の一部、宮ノ原の一部、津久茂の一部、江南の一部、切串の一部、大須の一部、幸ノ浦の一部、大原官有地の一部、国有無番地の全部 大柿町 飛渡瀬の一部、柿浦の一部、大君の一部、大原の一部、深江の一部、小古江の一部 能美町 鹿川の一部、中町の一部、高田の一部 沖美町 岡大王の一部、是長の一部、畑の一部、美能の一部、高祖の一部、三吉の一部	21,000人	10,000立方メートル
熊野町水道事業	安芸郡熊野町 平谷の一部、川角の一部、呉地の一部、出来庭の一部、中溝の一部、萩原の一部、城之堀の一部、初神の一部、新宮の一部 貴船の全部、柿迫の全部、神田の全部、東山の全部、石神の全部	22,000人	6,692立方メートル
北広島町水道事業	山県郡北広島町 壬生の一部、川西の一部、惣森の一部、川東の一部、川井の一部、丁保余原の一部、寺原の一部、有間の一部、今田の一部、後有田の一部、春木の一部、古保利の一部、有田の一部、南方の一部、本地の一部、新郷の一部、新氏神の一部 中原の一部、戸谷の一部、都志見の一部 東八幡原の一部、西八幡原の一部、雲耕の一部、宮地の一部、大元の一部、政所の一部、中祖の一部、荒神原の一部、奥中原の一部、川小田の一部、細見の一部、才乙の一部、大利原の一部、南門原の一部、苜屋形の一部、草安の一部、奥原の一部、土橋の一部、移原の一部、米沢の一部	8,800人	8,500立方メートル

	部、大暮の一部、小原の一部、溝口の一部、高野の一部 大朝の一部、新庄の一部、岩戸の一部		
大崎上島水道事業	豊田郡大崎上島町 東野の一部、中野の一部、原田の一部、大串の一部、木江の一部、沖浦の一部、明石の一部	7,000人	6,000立方メートル
世羅町水道事業	世羅郡世羅町 甲山の全部、小世良の一部、西上原の一部、川尻の一部、赤屋の一部、東上原の一部、別迫の一部、青近の一部、伊尾の一部、東神崎の一部、本郷の一部、寺町の一部、三郎丸の一部、西神崎の一部、青山の一部、井折の一部、津口の一部、黒淵の一部、青水の一部、賀茂の一部、重永の一部、安田の一部、戸張の一部、田打の一部、小国の一部、黒川の一部、上津田の一部、下津田の一部、長田の一部、徳市の一部、京丸の一部、黒川の一部、吉原の一部、中の一部、山中福田の一部	9,000人	4,500立方メートル
神石高原町簡易水道事業	神石郡神石高原町 上の一部、光信の一部、光末の一部、小島の一部、常光の一部、油木の一部、近田の一部、安田の一部、花済の一部、永野の一部、上豊松の一部、下豊松の一部、笹尾の一部、高蓋の一部、父木野の一部、桑木の一部、階見の一部、井関の一部、時安の一部、坂瀬川の一部	4,500人	1,800立方メートル

別表第2（第4条関係）

施設の名称	水源	給水対象	1日最大給水量
広島水道用水供給水道	太田川	広島市、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、豊田郡大崎上島町、愛媛県今治市	194,600立方メートル
広島西部地域水道用水供給水道	八幡川 小瀬川	広島市、大竹市、廿日市市	123,000立方メートル
沼田川水道用水供給水道	沼田川 藤井川	三原市、尾道市、福山市、東広島市、愛媛県越智郡上島町	110,000立方メートル

別表第3（第4条関係）

施設の名称	水源	給水区域	1日最大給水量

太田川東部工業用水道	第一期水道	太田川	広島市、呉市、安芸郡	230,000 立方メートル
	第二期水道		広島市、呉市、東広島市、安芸郡	93,000 立方メートル
沼田川工業用水道		沼田川	竹原市（忠海町字西長浜の区域に限る。）、三原市、尾道市、福山市（松永町、今津町、高西町の区域に限る。)	64,000 立方メートル

別表第4（第5条関係）

(1) 本部

名称	所在地	所管区域
本部	広島市中区基町10番52号	第4条第2項に規定する水道事業及び同条第4項に規定する水道用水供給事業の給水対象の区域並びに同条第5項に規定する工業用水道事業の給水区域

(2) 地方機関

名称	所在地	所管区域
竹原事務所	竹原市中央四丁目8番17号	第4条第2項に規定する竹原市水道事業の給水区域
三原事務所	三原市西野五丁目14番1号	第4条第2項に規定する三原市水道事業の給水区域
府中事務所	府中市用土町440番地1	第4条第2項に規定する府中市水道事業の給水区域
三次事務所	三次市三次町501番地	第4条第2項に規定する三次市水道事業の給水区域
庄原事務所	庄原市中本町一丁目10番1号	第4条第2項に規定する庄原市水道事業の給水区域
東広島事務所	東広島市西条中央二丁目5番18号	第4条第2項に規定する東広島市水道事業の給水区域
廿日市事務所	廿日市市串戸五丁目10番15号	第4条第2項に規定する廿日市市水道事業の給水区域
安芸高田事務所	安芸高田市吉田町吉田791番地	第4条第2項に規定する安芸高田市水道事業の給水区域
江田島事務所	江田島市江田島町中央一丁目1番1号	第4条第2項に規定する江田島市水道事業の給水区域
熊野事務所	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	第4条第2項に規定する熊野町水道事業の給水区域
北広島事務所	山県郡北広島町有田1234番地	第4条第2項に規定する北広島町水道事業の給水区域
大崎上島事務所	豊田郡大崎上島町中野2067番地1	第4条第2項に規定する大崎上島町水道事業の給水区域
世羅事務所	世羅郡世羅町大字東神崎351番地	第4条第2項に規定する世羅町水道事業の給水区域

神石高原事務所	神石郡神石高原町小島 1701番地	第4条第2項に規定する神石高原町簡易水道事業の給水区域
広島水道事務所	広島市安芸区畑賀町2970 番地	第4条第4項に規定する水道用水供給事業の給水対象の区域及び同条第5項に規定する工業用水道事業の給水区域

(提案理由)

地方公営企業法に基づき、企業団に、水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業を設置することや、事務局本部及び事務所の設置などに関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。



## 第2号議案

広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数を定める条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数を定める条例案

広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数を定める条例

広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(令和5年の広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数の特例)
- 2 本則の規定にかかわらず、令和5年の広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数は、1回とする。

(提案理由)

地方自治法に基づき、議会の定例会の回数を年2回とする規定を整備するため、この条例案を提出する。

### 第3号議案

広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

#### 広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等 に関する条例案

#### 広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等 に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第1項の規定による議員報酬及び同条第2項その他の法令の規定による費用弁償の額並びにその支給方法については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 議員には、議員報酬及び費用弁償を支給する。

(議員報酬の額)

第3条 議員報酬は、議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第4条 議員報酬は、毎会計年度支給するものとし、会計年度の途中で議長、副議長又は議員となり、若しくは議長、副議長又は議員でなくなった場合の議員報酬の額は、日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して支給しない。

2 前項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法は、この条例に定めるもののほか、議長が別に定める。

(費用弁償の支給及びその種類)

第5条 議員には、招集に応じ、若しくは法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したとき又は職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

(費用弁償の額)

第6条 費用弁償の額は、別表のとおりとする。ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが特別の事情又は当該旅行の性質上困難である場合の費用弁償の額は、旅費に関し企業長が定める管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員

」という。)の例により算出して得た額とすることができる。

(招集等に係る費用弁償)

第7条 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場に出席したときは、第5条第2項の旅行雑費に代えて公務諸費を支給する。

2 前項の公務諸費の額は、出席日数1日につき3,000円とする。

3 議員が議会の招集に応じ、若しくは法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したときに支給する鉄道賃、船賃及び車賃は、議員があらかじめ議長に届け出た経路及び方法であって議長が合理的と認める経路及び方法により計算する。

4 前項の場合において、自家用車により旅行した場合の車賃の額は、前条の規定にかかわらず、議長が別に定める額とする。

(外国旅行に係る費用弁償)

第8条 議員が職務のため外国旅行をしたときは、費用弁償を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類例によるものとする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、一般職の職員の外国旅行との権衡を考慮して議長が企業長の承認を得て定める額とする。

(費用弁償の支給方法等)

第9条 前4条の規定による費用弁償の支給方法は、一般職の職員の支給方法の例によるものとする。

2 議長は、前項の規定により難いと認めるときは、費用弁償の支給に関して特別な定めをすることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

別表(第3条、第6条関係)

区分	議員報酬又は報酬	費用弁償			
		宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費
		甲地方	乙地方		
議長	年額60,000円	14,800円	13,300円	3,000円	一般職の職員の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあっては、上級の旅客運賃の額
副議長	年額54,000円				
議員	年額42,000円				

(提案理由)

地方自治法に基づき、議長、副議長及び議員の報酬並びに費用弁償の額とその支給方法などに関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。



#### 第4号議案

広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

#### 広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者 の指定手続等に関する条例案

#### 広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者 の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体であつて指定管理者の指定を受けようとするものは、企業長が別に定めるところにより、企業長が別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、企業長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設に係る企業長が別に定める事項を記載した事業計画書（次条において「事業計画書」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、企業長が別に定める書面

(指定管理者の指定)

第3条 企業長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体が、事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

2 企業長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、あらかじめ、広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第 号）別表に規定する広島県水道広域連合企業団指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後及び前条の規定による指定を受けた期間の満了後（前条の規定による指定を受けた期間が1年以内であった場合においては、当該指定を受けた期間の満了後）60日以内に、その管理する公の施設（以下「指定管理施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、企業長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第6条第1項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日から起算して30日以内に、当該年度分として、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日までの間の事業報告書を作成し、企業長に提出しなければならない。

- (1) 指定管理施設の管理業務の実施状況
- (2) 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして企業長が別に定める事項  
(業務報告の聴取等)

第5条 企業長は、指定管理施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第6条 企業長は、指定管理者が第4条の規定に従わないとき、又は前条の規定による報告をせず、調査を拒み、若しくは指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による指定管理施設の管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損失が生じても、企業団は、その補償の責めを負わない。

(原状回復義務等)

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、企業長の承認を得た場合を除き、その管理をしなくなった指定管理施設及びその設備を直ちに原状に回復しなければならない。

第8条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設若しくはその設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、企業長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水道用水供給事業及び工業用水道事業の施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定手続や、指定管理者に対する立入検査などの検査監督などに関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第5号議案

広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例案

#### 広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定による附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担当する事務は、同表の定めるところとする。

2 前項に定めるもののほか、企業長は、別に定めるところにより、その諮問に応じて公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、企業長が任命する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門員等)

第4条 企業長は、附属機関に、専門員又は臨時委員を置くことができる。

(部会等)

第5条 企業長は、附属機関に、部会その他の合議制の機関を置くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	担当する事務
広島県水道広域連合企業団	各水道事業の経営状況を踏まえた上で、料金改定について

水道事業審議会	ての調査審議に関する事務
広島県水道広域連合企業団 情報公開・個人情報保護審 査会	広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和5年広島 県水道広域連合企業団条例第 号）第19条及び個人情報 の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条に規 定する審査請求についての調査審議に関する事務
広島県水道広域連合企業団 指定管理者選定委員会	地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の 管理を行わせる指定管理者の選定に関する事項の調査審 議に関する事務
広島県水道広域連合企業団 水道事業等評価委員会	水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の評価 についての調査審議に関する事務
広島県水道広域連合企業団 退職手当審査会	企業長が定める退職手当に係る処分についての調査審議 に関する事務

(提案理由)

有識者などの第三者の意見を公平かつ適正な業務執行に反映するため、指定管理者選定委員会や水道事業審議会などの附属機関を設置することに関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。



## 第6号議案

広島県水道広域連合企業団情報公開条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団情報公開条例案

#### 広島県水道広域連合企業団情報公開条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）
- 第3章 審査請求（第18条—第21条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第22条・第23条）
- 第5章 雑則（第24条—第26条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにし、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、企業団の事業を住民へ説明する責務を全うし、公正で開かれた事業運営の推進を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、議会、企業長、監査委員及び選挙管理委員会をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

##### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、住民の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう最大限の配慮をしなければならない。

##### （利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求をするとともに、行政文書の開示を受けたときは、こ

れによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 行政文書の開示

(開示を請求できるもの)

第5条 何人も、実施機関に対して、行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、実施機関が当該開示請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する措置)

第7条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第13条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第10条各号に掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該文書の全部又は一部を開示することができる期日を明らかにすることができるときは、その旨及び開示することができる期日を前項の書面に付記するものとする。

(開示決定等の期限)

第8条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求があつた日から15日以内に前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日

数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りるものとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

4 実施機関は、震災、風水害等の発生その他やむを得ない理由により、開示請求に係る行政文書について、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うこと及び開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間を相当の期間延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示の実施方法)

第9条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、行政文書の開示を行わなければならない。

2 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準じる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、開示請求に係る行政文書の開示を行うことにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の開示に代えて、当該行政文書を複写したのものにより、これを行うことができる。

(行政文書の開示義務)

第10条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」をいう。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 企業団の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益

を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 企業団の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 企業団、国、他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第12条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第13条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を受け入れないことができる。

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る行政文書について開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る行政文書に企業団、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社及び開示請求者以外のもの（以下この条及び第19条から第21条までにおいて「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第10条第1号イ、同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第12条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並

びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとされた第三者が不在である等の理由により、第8条第1項に規定する期間内に当該第三者に対し意見書の提出の機会を与えることができないと認められるときは、同項に規定する期間を相当の期間延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第16条 実施機関に対して開示請求をする者は、別表に定める区分及び金額による手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

- (1) 実施機関が第7条第2項の決定をした場合
- (2) 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合
- (3) 開示請求者が電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

(他の制度等との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求に係る行政文書が第9条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第9条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 この条例の規定は、行政文書のうち、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされている情報が記録されている部分については、適用しない。

### 第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、広島県水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該行政文書の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてするものとする。
- (1) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し
- (2) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により反論書の提出があったときは、当該反論書の写し
- (3) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書の写し
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うものとする。  
(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

(情報提供施策の充実)

第22条 実施機関は、行政文書の開示を実施するほか、住民が必要とする情報を的確に把握し、住民が事業運営に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報の積極的な提供等を行い、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第23条 広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第 号）第3条の規定により指定した指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、その保有する情報（当該指定管理者が

管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

#### 第5章 雑則

(行政文書の管理等)

第24条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、行政文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(運用状況の公表)

第25条 企業長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

区 分	金 額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙1枚につき20円(用紙の両面を用いるときは、40円)
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙1枚につき10円(用紙の両面を用いるときは、20円)
電磁的記録を光ディスクに複写することによる交付	1枚につき100円

備考 用紙及び光ディスクの規格は、企業長が別に定める。

(提案理由)

住民の知る権利を保護し、開かれた水道企業団運営を実現するため、行政文書の開示等に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第7号議案

広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例案

広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、議会、企業長、監査委員及び選挙管理委員会をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料)

第5条 実施機関に対し開示請求をする者が法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の区分及び金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる場

合には手数料を徴収しない。

- (1) 実施機関が法第82条第2項の決定をした場合
- (2) 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合
- (3) 開示請求者が電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求を行い、当該電子情報処理組織による交付を受ける場合

（運用状況の公表）

第6条 企業長は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	金 額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙1枚につき20円（用紙の両面を用いるときは、40円）
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙1枚につき10円（用紙の両面を用いるときは、20円）
電磁的記録を光ディスクに複写することによる交付	1枚につき100円

備考 用紙及び光ディスクの規格は、企業長が別に定める。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律に基づき、開示請求に係る手数料の額などの規定を整備するため、この条例案を提出する。



## 第8号議案

広島県水道広域連合企業団行政手続条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団行政手続条例案

#### 広島県水道広域連合企業団行政手続条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）
- 第3章 不利益処分
  - 第1節 通則（第12条—第14条）
  - 第2節 聴聞（第15条—第26条）
  - 第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）
- 第4章 行政指導（第30条—第35条）
- 第5章 処分等の求め（第36条）
- 第6章 届出（第37条）
- 第7章 雑則（第38条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的等）

第1条 この条例は、条例等に基づく処分及び届出並びに広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の機関が行う行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 条例等に基づく処分及び届出並びに企業団の機関が行う行政指導に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、規則及び管理規程をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。
- (3) 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為であつて、その根拠となる規定が条例等に置かれているものをいう。

- (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分
- イ 申請により求められた許認可等を受け入れない処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
- ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
- エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (6) 企業団の機関 企業団の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令の規定により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (7) 行政指導 企業団の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものをいう。
- (8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。

- (1) 議会の議決によってされる処分
- (2) 議会の議決を経て、又は議会の同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- (3) 企業団の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (4) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導
- (6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法令

上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(7) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(8) 審査請求に対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

## 第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査、応答等)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正

を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

- 2 企業団の機関は、申請（第2条第4号の規定にかかわらず、法令に基づき許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。第31条において同じ。）により求められた許認可等を受け入れない処分（第2条第3号の規定にかかわらず、法令に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為であって、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項及び第4条の規定により同法第2章を適用しないこととされているものを除くものをいう。）を決定する前に、必要に応じ、適当な方法により当該申請者に対しその意見を述べる機会を与えるよう努めなければならない。

（理由の提示）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を受け入れない処分をする場合（求められた許認可等の一部を受け入れない場合を含む。）は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

- 2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（情報の提供）

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

（公聴会の開催等）

第10条 行政庁は、申請に対する処分にあつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならない。

（複数の行政庁が関与する処分）

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

- 2 1の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努

めるものとする。

### 第3章 不利益処分

#### 第1節 通則

##### (処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

##### (不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれかにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他の客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして次に掲げる処分をしようとするとき。

ア 条例等の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

イ 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

## 第2節 聴聞

（聴聞の通知の方式）

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞を終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に提示することによって行うことができる。この場合

においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
  - (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
  - (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等以内の親族又は同居の親族

- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前号に規定する者であったことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補佐人又は補佐監督人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を發することができ。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加者の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加者は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足り。
- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始

めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておくなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加者は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情をかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定より提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

### 第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明するときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）  
（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

#### 第4章 行政指導

（行政指導の一般原則）

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該企業団の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、公共の利益の実現その他正当な理由がある場合に、行政指導の事実又は相手方がそれに従わない事実を公表することを妨げない。
- 3 前項ただし書の場合において、企業団の機関は事実の公表をしようとするときは、行政指導の相手方に対してその意見を述べる機会を与えなければならない。

（申請に関連する行政指導）

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該申請者の権利の行使が公共の利益に反すると認められるときは、当該行政指導の継続を妨げるものではない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分（第2条第3号の規定にかかわらず、法令に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。次条第2項において同じ。）をする権限を有する企業団の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指

導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、企業団の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、企業団の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした企業団の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導が相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該企業団の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

#### 第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する企業団の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該行政庁又は企業団の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 第6章 届出

(届出)

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

#### 第7章 雑則

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

企業団の公平かつ適正な運営と住民の権利を保護するため、条例等に基づく処分や届出、不利益処分の際の聴聞等の手続及び行政指導の方法など行政手続に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。



## 第9号議案

広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する条例案

#### 広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の条例又は規則若しくは管理規程に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、住民の利便性の向上を図るとともに、事業運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、規則及び管理規程をいう。
- (2) 企業団の機関等 次に掲げるものをいう。
  - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される企業団の執行機関、又はこれらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関
  - イ アに掲げる機関の職員であって法律上又は条例上独立に権限を行使することが認められたもの
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例等の規定に基づき企業団の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通

知その他の法令又は条例等の規定に基づき企業団の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき企業団の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき企業団の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 企業団の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する企業団の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、企業長が別に定めるところにより、電子情報処理組織（企業団の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定による書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の企業団の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該企業団の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、企業団の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって企業長が別に定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 企業団の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する企業団の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、企業長が別に定めるところにより、電子情報処理組織（企業団の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定による書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者

に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、企業団の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって企業長が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 企業団の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)であって当該条例等を所管する企業団の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、企業長が別に定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定による書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 企業団の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する企業団の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、企業長が別に定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定による書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、企業団の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって企業長が別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第7条 企業長は、企業団の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術を活用し、住民の利便性の向上と企業団運営の簡素化及び効率化を図るため、申請、届出などの諸手続のオンライン化の実施に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第10号議案

広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び 効果等に関する条例案

#### 広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び 効果等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団の職員（以下「職員」という。）の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の特例に関して必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職及び休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年をこえない」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任用期間の」とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中、条例で別段の定めをしない限り、いかなる給与も支給されない。

(失職の特例)

第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(委任)

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法に基づき、職員の降任、免職及び休職の手續や、休職時の職員の身分及び給与の取扱いなどの休職の効果、失職の特例等に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。



## 第 11 号議案

広島県水道広域連合企業団職員の懲戒に関する手続及び効果等に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団職員の懲戒に関する手続及び 効果等に関する条例案

#### 広島県水道広域連合企業団職員の懲戒に関する手続及び 効果等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第 4 項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団の職員（以下「職員」という。）の懲戒の手続及び効果に関して必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第 2 条 戒告、減給、停職及び懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、給料の月額<sup>10</sup>分の 1 以下を減ずるものとする。ただし、減給は、1 回の額が給料の 1 日分の半額を超え、総額が 1 給料支払期における給料の<sup>10</sup>分の 1 を超えてはならない。

2 法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「報酬（広島県水道広域連合企業団職員等の給与及び費用弁償に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 号）第18条第 2 項に規定する報酬を除く。）の額」とする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間、1 日以上 6 月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関して必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法に基づき、職員への懲戒の手續、懲戒処分を行った職員の身分及び給与の取り扱いなどの懲戒の効果等に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第 12 号議案

広島県水道広域連合企業団職員のサービスの宣誓に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員のサービスの宣誓に関する条例案

広島県水道広域連合企業団職員のサービスの宣誓に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団の職員（以下「職員」という。）のサービスの宣誓に関して必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に記名し、任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(任命権者の権限)

第 3 条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関して必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 2 条関係）

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>
--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(提案理由)

地方公務員法に基づき、新たに職員となった者が行うサービスの宣誓に関し、宣誓書の書式などの規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第13号議案

広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例案

#### 広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 育児休業等(第2条—第21条)
- 第3章 自己啓発等休業(第22条—第29条)
- 第4章 配偶者同行休業(第30条—第37条)
- 第5章 高齢者部分休業(第38条—第41条)
- 第6章 雑則(第42条—第43条)

#### 附則

##### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に基づき、職員の育児休業等に、並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）に基づき、職員の自己啓発等休業、配偶者同行休業及び高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第2章 育児休業等

##### (育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任用の期間（以下「任期」という。）を定めて採用された職員
- (2) 法第28条の3の規定により引き続き勤務している職員
- (3) その他企業長が別に定める非常勤職員

##### (育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

##### (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第4条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応

じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 子の1歳に達する日
- (2) 子の養育の事情に応じ、企業長が別に定める場合 企業長が別に定める日  
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、企業長が別に定める場合とする。  
(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第6条 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、企業長が別に定める期間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第7条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第9条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が別に定める事情に該当することとなったこと。
- (6) 非常勤職員にあつては、前各号に掲げるもののほか、企業長が別に定める事情に該当することとなったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第8条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病に

より入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第9条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業の承認を行うこととなったこと。
- (2) その他企業長が別に定める事由に該当することとなったこと。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第10条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 法第28条の3の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) その他企業長が別に定める職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第15条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、企業長が別に定める事情に該当することとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第13条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第 号。以下「就業規則」という。）の規定に基づき、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員の次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き企業長が別に定める日数を超えず、かつ、1回の勤務は企業長が別に定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第14条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、企業長が別に定めるところにより、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1箇月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第15条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務の承認を行うこととなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務の承認を行うこととなったこと。

(3) その他企業長が別に定める事由に該当することとなったこと。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第16条 第10条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、企業長が別に定める職員とする。

(部分休業の承認)

第18条 部分休業の承認は、就業規則に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 就業規則に規定する介護時間、介護支援部分休暇若しくは子育て支援部分休暇を承認されている職員又は企業長が別に定める職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇の期間並びに企業長が別に定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について定められた1日当たりの勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（企業長が別に定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から企業長が別に定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(部分休業の承認の取消事由)

第19条 第15条の規定は、部分休業について準用する。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

### 第3章 自己啓発等休業

#### (自己啓発等休業の承認)

第22条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

#### (自己啓発等休業の期間)

第23条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として企業長が別に定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年をそれぞれ超えない範囲内の期間とする。

#### (大学等教育施設)

第24条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）

#### (奉仕活動)

第25条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）その他これに準じるものとして任命権者が認める奉仕活動とする。

#### (自己啓発等休業の承認の申請)

第26条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

#### (自己啓発等休業の期間の延長)

第27条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続

き自己啓発等休業をしようとする期間が第23条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、企業長が別に定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第22条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第28条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じること。

(報告等)

第29条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

#### 第4章 配偶者同行休業

(配偶者同行休業の承認)

第30条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第31条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由)

第32条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、外国での勤務その他の企業長が別に定める事由とする。

(配偶者同行休業の承認の申請)

第33条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第34条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第30条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第35条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、企業長が別に定める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第36条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、企業長が別に定める事由とする。

(任期を定めた職員の任用等)

第37条 任命権者は、第30条又は第34条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、法第26条の6第7項各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めた採用をする場合には、当該採用をする職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めた採用をした職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

## 第5章 高齢者部分休業

(高齢者部分休業の承認)

第38条 任命権者は、次条に定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業を承認することができる。

2 前項の承認は、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で任命権者が定める時間を単位として行うものとする。

3 法第26条の3第1項の規定により職員が申請する場合において、当該申請において示

す日は、次条に定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日でなければならない。

(法第26条の3第1項の条例で定める年齢)

第39条 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第40条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第41条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

## 第6章 雑則

(特定職員についての適用除外)

第42条 第3章、第4章及び第5章の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに第37条第2項の規定により任用、又は同条第3項の規定により任期を更新した職員には適用しない。

(委任)

第43条 この条例の実施に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法等に基づき、職員の育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び高齢者部分休業の取得要件や手続の方法、休業期間などに関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第 14 号議案

広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例案

#### 広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団の職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、企業長が定める場合

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法に基づき、職員の職務専念義務に関し、研修に参加する場合など免除できる規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第 15 号議案

広島県水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の 公表に関する条例案

#### 広島県水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の 公表に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第 2 条 任命権者は、毎年 8 月末までに、企業長に対し、人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（前号に掲げる事項を除く。）
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他企業長が必要と認める事項

(公表の時期)

第 4 条 企業長は、第 2 条の規定による報告を受けたときは、第 2 条の規定による報告を取りまとめ、その概要を毎年11月末までに公表しなければならない。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 広島県水道広域連合企業団の公報に登載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法  
(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法に基づき、人事行政の運営等の状況を公表するに当たり、公表の内容、時期及び方法などの規定を整備するため、この条例案を提出する。



## 第16号議案

広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費 及び費用弁償に関する条例案

#### 広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費 及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第203条の2第1項による報酬及び同条第3項その他の法令の規定による費用弁償、法第204条第1項の規定による給料及び旅費並びに同条第2項の規定による手当並びに法第207条その他の法令の規定による実費弁償の額並びにその支給方法については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 次に掲げる者には、報酬及び費用弁償を支給する。

- (1) 法第180条の5第1項に掲げる委員会の委員及び委員（以下「委員会の委員等」という。）
  - (2) 法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）
  - (3) 前2号に掲げる者以外の特別職の非常勤職員（以下「その他の非常勤職員」という。）
- 2 企業長には、給料及び旅費を支給する。
  - 3 副企業長には、給料、手当及び旅費を支給する。
  - 4 次に掲げる者には、実費弁償を支給する。

(1) 法第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項の規定により出頭した参考人及び法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第115条の2第1項の規定により公聴会に参加した者

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

(給与の額等)

第3条 前条第1項に規定する者の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 企業長及び副企業長（以下「企業長等」という。）に支給する給料の額は、別表第2(1)のとおりとする。

3 副企業長には、通勤手当を、広島県水道広域連合企業団企業職員等の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、地域手当及び期末手当を、次の各号に掲げるところにより支給する。

- (1) 地域手当の月額、給料の月額に、100分の7.5を乗じて得た額とする。
- (2) 前号の規定による地域手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第6号に規定する地域手当の月額に1円未満の端数が生じたときも、同様とする。
- (3) 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。これらの期末手当基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においても、同様とする。
- (4) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次に掲げる区分に従い、期末手当基準日前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間における在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

ア 3月1日に係る期末手当

- (ア) 在職期間が3箇月の場合 100分の35
- (イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の28
- (ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の21
- (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の10.5

イ 6月1日に係る期末手当

- (ア) 在職期間が3箇月の場合 100分の147.5
- (イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の118
- (ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の88.5
- (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の44.25

ウ 12月1日に係る期末手当

- (ア) 在職期間が6箇月の場合 100分の147.5
- (イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の116
- (ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の87
- (エ) 在職期間が3箇月未満の場合 100分の43.5

- (5) 前号の規定による期末手当の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当の額とする。
- (6) 第3号の期末手当基礎額は、それぞれの期末手当基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において、副企業長が受けるべき給料の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、企業長が別に定める額を加算した額とする。

(給与の支給方法)

第4条 監査委員に支給する報酬は、任期満了後引き続きその職務を行う場合は、その間、日割計算によって支給する。

2 前項に定めるもののほか、報酬の支給方法は、企業長が別に定める。

3 企業長等に支給する給料及び手当は、一般職の職員の給与の支給方法の例により支給する。

4 企業長は、前項の規定により難いと認めるときは、給料及び手当の支給に関して特別な定めをすることができる。

(費用弁償の支給及びその種類)

第5条 委員会の委員等又は附属機関の委員等には、これらの者が委員会若しくは審査会、審議会、調査会等の招集に応じ、又は職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。

2 その他の非常勤職員には、職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。

3 前2項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

(旅費の種類)

第6条 企業長に支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅費雑費、宿泊料、食卓料とする。

2 副企業長に支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅費雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(実費弁償の種類)

第7条 第2条第3項に規定する者に支給する実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。

(費用弁償等の額)

第8条 第2条第1項に掲げる者に支給する費用弁償の額は、別表第1のとおりとする。

ただし、同表の規定による費用弁償の額により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合等に支給する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。

2 企業長等に支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。ただし、副企業長に支給する着後手当及び扶養親族移転料の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。

3 前項本文の規定にかかわらず、別表第2の規定による旅費の額により旅行することが当該旅行における特別な事情により又は当該旅行の性質上困難である場合に支給する旅費の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とすることができる。

4 第2条第3項に規定する者に支給する実費弁償の額は、広島県水道広域連合企業団旅費規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第 号）の規定による一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。

(外国旅行の旅費等)

第9条 第2条第1項から第3項に規定する者が職務のために外国旅行をしたときは、費用弁償又は旅費を支給するものとし、その種類は、一般職の職員の外国旅行の旅費の種類例によるものとする。

2 前項の規定により支給する費用弁償又は旅費の額は、一般職の職員の外国旅行の旅費との権衡を考慮して旅行命令権者が企業長の承認を得て定める額とする。

(費用弁償等の支給方法)

第10条 前5条の規定による費用弁償、旅費及び実費弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

2 企業長は、前項の規定により難いと認めるときは、費用弁償の支給に関して特別な定めをすることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、この条例に特別の定めがあるもののほか、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

別表第1 (第3条、第7条関係)

区分	報酬	費用弁償			
		宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費
		甲地方	乙地方		
監査委員	年額1,200,000円	13,100円	11,800円	2,600円	一般の職員の例により算出して得た額
選挙管理委員会委員	日額6,000円				
附属機関の委員等	日額39,200円以内				
その他の非常勤職員	勤務内容に基づき、予算の範囲内で企業長が定める額				

別表第2 (第3条、第7条関係)

(1) 給料月額並びに宿泊料、食卓料、鉄道費、船賃、航空費、車賃及び旅行雑費

区分	給料	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費
		甲地方	乙地方		

企業長	年額60,000円	14,800円	13,300円	3,000円	一般の職員の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分がある場合にあっては、上級の旅客運賃の額
副企業長	月額670,000円				

(2) 移転料

区分	路程50キロメートル未満	路程50キロメートル以上100キロメートル未満	路程100キロメートル以上300キロメートル未満	路程300キロメートル以上500キロメートル未満	路程500キロメートル以上1,000キロメートル未満	路程1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	路程1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	路程2,000キロメートル以上
副企業長	126,000円	163,000円	225,000円	269,000円	381,000円	483,000円	583,000円	651,000円

(提案理由)

地方自治法に基づき、企業長、副企業長、監査委員、選挙管理委員会委員及び附属機関の委員などの特別職の報酬又は給料並びに費用弁償又は旅費の額とその支給方法などに関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第 17 号議案

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例案

#### 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第 4 項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の企業職員の給与の種類及び基準並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第 5 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の 2 第 5 項の規定に基づき、地方公務員法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「一般職の職員」という。）の給与は、給料及び手当（期末手当を除く。）とする。

2 前項に規定する給料は、企業長が定める正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 第 1 項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）とする。

4 短時間会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

5 前項に規定する報酬は、基本報酬並びに地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬とする。

(給料表)

第 3 条 給料及び報酬については、一般職の職員及び短時間会計年度任用職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額及び報酬額（以下「給料額等」という。）は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額等及び号給間の給料額等の差額は、法第38条第 2 項及び第 3 項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき企業長が指定するものについて支給する。

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員（企業長が別に定める職員を除く。）に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害がある者

(地域手当)

第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して企業長が指定する地域に勤務する一般職の職員（以下この条から第15条までにおいて「職員」という。）に対して支給する。

(住居手当)

第8条 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員（企業長が指定する者を除く。）に対して支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して交通機関の運賃若しくは料金（企業長が別に定める料金に限る。）又は有料の道路の料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は自転車その他の交通の用具で企業長が別に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって

自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車又は自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車及び自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(単身赴任手当)

第10条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他企業長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

(特殊勤務手当)

第11条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する。

(特地勤務手当)

第12条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事業所として企業長が別に定めるものに勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間外に勤務した全時間について支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間の割振りの変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（企業長が定める時間を除く。）について、時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第14条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。
- 3 前2項の休日とは、広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（令和4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）に規定する企業団の休日をいい、代休日を指定され

て、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。

(夜間勤務手当)

第15条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(次項において「週休日等」という。)において勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

(災害派遣手当)

第17条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて企業団の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

(基本報酬等)

第18条 短時間会計年度任用職員に支給する基本報酬の額は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して、企業長が別に定めるところにより決定する。

2 短時間会計年度任用職員には、企業長が別に定める地域手当に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができる。

(時間外勤務等に係る報酬)

第19条 定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には第7条に規定する時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により当該時間外勤務手当に相当する報酬を、定められた勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する短時間勤務会計年度任用職員には第9条に規定する夜間勤務手当の支給を受ける職員の例により当該夜間勤務手当に相当する報酬を、第6条に規定する勤務を命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には同条の支給を受ける職員の例により当該特殊勤務手当に相当する報酬をそれぞれ支給する。

(期末手当)

第20条 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、期末手当を支給する。

2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。

（費用弁償）

第21条 通勤のために費用を要する短時間勤務会計年度任用職員には、第5条に規定する通勤手当の支給を受ける職員の例により、当該通勤手当に相当する額を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償は、企業長が別に定める場合を除き、1日当たりの所要額に対して支給する。

3 職務のために旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、費用弁償を支給する。

4 前項の規定により支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする。ただし、長期間の研修など、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定する旅行については、これらの費用弁償に代えて日額旅費を費用弁償として支給する。

5 第3項に規定する費用弁償の額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。

6 職務のために外国旅行した短時間勤務会計年度任用職員には、一般職の職員の例により算出して得た額を費用弁償として支給する。

（休職者の報酬）

第22条 短時間勤務会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 短時間勤務会計年度任用職員が結核性疾患にかかり、又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与（企業長が別に定める報酬を除く。）の全額を支給する。

3 短時間勤務会計年度任用職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

4 短時間勤務会計年度任用職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与（企業長が別に定める報酬並びに第20条の期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。

（非常勤職員の報酬）

第23条 企業職員で職員以外のものの給与については、職員の給与との権衡を考慮して、企業長が定める。

（特定の職員についての適用除外）

第24条 第13条から第15条までの規定は、管理職手当を受給する職員には適用しない。

(委任)

第25条 この条例の実施に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公営企業法に基づき、常勤職員の給料及び手当、短時間勤務会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。



## 第18号議案

広島県水道広域連合企業団債権管理条例案を次のように提出する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団債権管理条例案

#### 広島県水道広域連合企業団債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、企業団の債権を適正に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業団の債権 金銭の給付を目的とする企業団の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 企業団の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第3項その他法律の規定により地方税の滞納処分の場合により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 企業団の債権のうち、法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 企業団の債権のうち、私法上の原因に基づいて発生するものをいう。
- (5) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。
- (6) 条例等 条例、規則及び管理規程をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 企業団の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(企業長の責務)

第4条 企業長は、法令及び条例等の定めるところに従い、企業団の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 企業長は、企業団の債権を適正に管理するため、別に定めるところにより台帳を整備するものとする。

(督促)

第6条 企業長は、企業団の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令及び条例等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第7条 企業長は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権について、督促をした場合において、債務者が前条の規定による督促に係る履行期限後に履行する場合で、延滞金について約定のないときは、当該債権の額に、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した金額に相当する延滞金を徴収することができる。

2 前項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる債権の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその債権の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項の延滞金の計算における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 企業長は、特に必要があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(遅延損害金)

第8条 企業長は、私債権に係る遅延損害金（金銭の納付を目的とする債務の不履行に係る損害賠償金をいう。以下同じ。）について、債務者が第6条の規定による督促に係る履行期限後に履行する場合で、遅延損害金について約定のないときは、当該債権の額に、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）その他の法律に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の遅延損害金について準用する。

(滞納処分等)

第9条 企業長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の定めるところによりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第10条 企業長は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含

む。)については、強制執行の手続をとること。

- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権(第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第11条 企業長は、企業団の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 企業長は、企業団の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により企業団が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、企業長は、企業団の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第13条 企業長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることができる。著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第14条 企業長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 企業長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第15条 企業長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第16条 企業長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権についてその責任を免れたとき。
- (4) 第13条の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で当該債権について履行の見込みがないと認められるとき。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、三原市債権管理条例（平成29年三原市条例第39号）、府中市債権管理条例（平成30年府中市条例第3号）、三次市債権管理条例（平成27年三次市条例第37号）、庄原市債権管理条例（平成26年庄原市条例第16号）、東広島市債権管理条例（平成27年東広島市条例第48号）、廿日市市債権管理条例（平成30年廿日市市条例第1号）、安芸高田市の私債権の管理に関する条例（平成24年安芸高田市条例第24号）又は北広島町債権管理条例（平成26年北広島町条例第26号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

（延滞金の割合等の特例）

- 3 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(提案理由)

水道料金の未収金などの債権について、統一的な処理基準を定め、適正に管理するため、債権管理に係る事務に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第 19 号議案

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例案

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167 条の17の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団が締結する長期継続契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 機械、器具その他物品を借り入れる契約であって、商慣習上契約期間が 1 年を超えるもの
- (2) 庁舎管理に係る業務委託契約その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年 4 月 1 日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 5 年 4 月 1 日前に、広島県水道広域連合企業団規約第 2 条に規定する構成団体の条例の規定により締結された長期継続契約は、この条例の相当規定により締結された長期継続契約とみなし、その事務の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 号）第 5 条第 3 項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する長期継続契約については、当分の間、構成団体（広島県を除く。）が所管する当該条例をこの条例とみなして適用する。

(提案理由)

地方自治法施行令に基づき、長期継続契約に関し、庁舎管理業務の委託契約など、締結できる契約の種類を定める規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第 20 号議案

広島県水道広域連合企業団暴力団排除条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団暴力団排除条例案

#### 広島県水道広域連合企業団暴力団排除条例

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定めるとともに、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）及び事業者の責務を明らかにし、暴力団排除に関する基本的な施策を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (3) 事業者 企業団が締結する第 7 条に規定する契約の相手方（請負契約及び委託契約においては、当該契約の履行に伴い締結される下請契約及び再委託契約の当事者並びに当該当事者のいずれかと資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者を含む。）をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団による不当な行為を防止し、及びこれにより企業団の事務若しくは事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除は、暴力団が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれのある構成員で組織され、企業団の事務若しくは事業又は事業者の事業活動に不当な影響を生じさせる存在であることを企業団及び事業者が共に認識し、相互に緊密な連携の下で一体となり、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進しなければならない。

(企業団の責務)

第 4 条 企業団は、前条に定める基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 企業団は、前項の施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他の暴力団に

よる不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図るよう努めるものとする。

3 企業団は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、前項に規定する団体に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団排除に資すると認められる情報を企業団に対し、積極的に提供するよう努めるものとする。

(職員への不当な要求に対する措置)

第6条 企業団は、その職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(企業団の契約事務における暴力団排除)

第7条 企業団は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の企業団が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関への照会等)

第8条 企業団は、この条例の規定に基づく事務その他の暴力団排除に関する事務に必要な限度において、警察その他の関係機関に対し、照会し、若しくは情報を提供し、又は警察その他の関係機関から情報を収集することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

契約事務における入札制限や職員に対する不当要求への適切な措置の実施など、暴力団から企業団や職員への関わりを除くため、暴力団排除の施策に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。



## 第 21 号議案

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水  
供給事業の供給に関する条例案

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水  
供給事業の供給に関する条例

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 水道事業

第 1 節 給水装置の工事及び費用（第 4 条—第 15 条）

第 2 節 給水（第 16 条—第 25 条）

第 3 節 貯水槽水道（第 26 条—第 27 条）

第 4 節 料金、手数料及び加入金（第 28 条—第 37 条）

第 5 節 管理（第 38 条—第 44 条）

第 3 章 水道用水供給事業

第 1 節 供給（第 45 条—第 52 条）

第 2 節 給水料金及び手数料（第 53 条—第 57 条）

第 3 節 管理（第 58 条—第 59 条）

第 4 章 補則（第 60 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が経営する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項、並びに水道用水供給事業において設ける水道用水供給水道（以下「水道用水供給水道」という。）の供給、給水料金その他の供給条件等に関して必要な事項を定めるものとする。

（給水区域及び給水対象）

第 2 条 水道事業の給水区域は、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 号。以下「設置条例」という。）別表第 1 事業の名称の欄に掲げる事業（竹原市水道事業、三原市水道事業、府中市水

道事業、三次市水道事業、庄原市水道事業、東広島市水道事業、廿日市市水道事業、安芸高田市水道事業、江田島市水道事業、熊野町水道事業、北広島町水道事業、大崎上島町水道事業、世羅町水道事業及び神石高原町簡易水道事業をいう。以下これらを「市町域水道事業」という。) ごとに給水区域の欄に掲げる給水区域とする。

2 水道用水供給水道の給水対象は、設置条例別表第2に掲げる給水対象とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去の工事をいう。
- (3) 受水市町 水道用水供給水道から水道用水の供給を受ける者
- (4) 実使用水量 受水市町が実際に使用する水量
- (5) 最大使用水量 企業長が定めた1日当たりの最大使用水量
- (6) 超過水量 月間実使用水量が最大使用水量の1か月分を超えた部分の水量
- (7) 承認使用水量 企業長が定めた使用水量
- (8) 給水施設 受水市町が水道用水の供給を受けるために水道用水供給水道の送水施設に連結して設ける送水管、配水池及びこれらに附属する設備

## 第2章 水道事業

### 第1節 給水装置の工事及び費用

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸(世帯)又は1事業所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 1個の給水栓を2戸以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置工事の申込み)

第5条 給水装置工事を行おうとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

(給水装置工事の費用負担)

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事を行う者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、企業団の負担とすることができる。

(給水装置工事の施行)

第7条 給水装置工事は、企業長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行するものとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、企業長が施行することができる。

- 2 前項本文の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめその設計について企業長の設計審査（材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。ただし、第5条ただし書の規定により申込みの必要がないと認めた工事は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により給水装置工事を施行する場合においては、企業長は、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めることができる。
- 4 第1項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事において、当該給水装置工事に関する利害関係人その他の者から異議の申出を受けたときは、当該給水装置工事の申込者の責任において処理させるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していなければならない。

- 2 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 3 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 4 第2項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第9条 第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、企業長が別に定める。

(工事費の予納)

第10条 第7条第1項ただし書の規定により企業長が給水装置工事を施行するときは、工事申込者（第5条の規定により申込みを行った者をいう。以下同じ。）は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の所有権移転の時期等)

第11条 第7条第1項ただし書の規定により企業長が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になった時とし、当該給水装置の管理は、工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の措置)

第12条 第10条の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、企業長は、当該給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、企業長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、企業長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更の工事)

第13条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要した費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(附帯工事の施行)

第14条 第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行する給水装置工事のため、建造物等の復旧を要する場合は、工事申込者において当該復旧に要する工事を施行するものとする。

(給水装置工事の拒否及び工事負担)

第15条 企業長は、配水管の施設がない場所その他やむを得ない場合においては、第5条の規定による申込みに応じないことができる。ただし、工事申込者が当該申込みに係る配水管工事の工事費及び所要経費を負担するときは、この限りでない。

2 前項の費用の額は、水道施設の新設等の工事に要する費用及びこれに付随する費用の合計額の範囲内とする。

3 前2項に定めるもののほか、水道施設の新設等に要する費用の負担に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第2節 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他のやむを得ない事情がある場合又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほかは、制限し、又は停止しないものとする。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度、これらを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水を制限し、又は停止したため損害を生ずることがあっても、企業団はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第17条 水道を使用しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人)

第18条 企業長は、この条例に定める事項を処理させるため、給水装置所有者に代理人を請求することができる。

2 企業長は、前項の代理人を不適當と認めるときは、変更させることができる。

(管理人)

第19条 企業長は、給水装置の使用に関する事項を処理させるため、次の各号のいずれかに該当する者に管理人を請求することができる。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 共用給水装置を使用する者

(3) その他企業長が必要と認める者

2 企業長は、前項の管理人を不適當と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第20条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、企業長が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。

3 前項に規定する場合のほか、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、貯水槽及び増圧装置（以下「貯水槽等」という。）以下の設備にメーターを設置することができる。

(メーターの貸与)

第21条 メーターは、企業長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与し、保管させる。

2 前項の規定にかかわらず、竹原市水道事業、熊野町水道事業及び大崎上島町水道事業においては口径25ミリメートルを超えるメーター、庄原市水道事業においては口径50ミリメートルを超えるメーターは、当該メーターを取り付ける給水装置の使用者又は給水装置の所有者において、その代価及び取付費を負担し、これを設置しなければならない。

3 第1項の保管を行う者、又は前項によりメーターを設置した者は善良な管理者の注意

をもってメーターを管理しなければならない。

- 4 第1項の保管を行う者が、前項に規定する管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第22条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更し、又は複数の用途で使用しようとするとき。
- (3) 消防の演習用に私設消火栓を使用するとき。
- (4) 一時的に多量の水を使用するとき。

- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

- (1) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 消防用として水道を使用したとき。
- (3) 代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第23条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 企業長は、私設消火栓を消防の演習に使用するときは、企業団職員の立会いをさせることができる。

(水道使用者等の管理上の責任)

第24条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、及び水の正常な計量に対し支障がないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を要する場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、道路下の修繕その他企業長が特に必要があると認めるものについては、企業団がその費用を負担することができる。
- 3 第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害については、水道使用者等が、その損害額を弁償しなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第25条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に報告する。

- 2 前項の検査をした場合において特別の費用を要したときはその実費を徴収することができる。

### 第3節 貯水槽水道

(企業団の責務)

第26条 企業長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以

下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第27条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

#### 第4節 料金、手数料及び加入金

(料金の支払義務)

第28条 水道の使用に係る料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について、連帯債務者とする。
- 3 第22条第1項の規定による水道の使用をやめる旨の届出がないときは、水道を使用しない場合でも、料金を徴収する。

(料金)

第29条 市町域水道事業の料金及びメーター使用料は、それぞれ別表第1から別表第14までのとおりとする。

(料金の算定)

第30条 企業長は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ企業長が定めた日をいう。)に使用水量を計量し、料金を算定する。各月の料金の算定方法は企業長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めるときは、毎月の定例日に使用水量を計量し、料金を算定することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に使用水量を計量し、その日を定例日とみなして料金を算定することができる。
- 4 給水を中止し、又は給水装置を廃止したときは、その都度、使用水量を計量し、料金を算定する。

(使用水量及び用途の認定)

第31条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

(概算料金)

第32条 臨時給水その他企業長が必要と認めたときは、給水開始申込みの際企業長が定める概算料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、給水を中止し、又は廃止したとき精算する。

(給水制限等の場合の料金)

第33条 料金は、第16条第2項の規定により給水を制限し、又は停止した場合においても、これを減免しない。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書、口座振替（自動払込みを含む。）の方法により徴収する。

ただし、企業長が必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付又は集金の方法により徴収することができる。

2 水道の使用をやめたとき、又は第41条の規定により給水を停止されたときの料金は、その都度徴収する。

3 料金の納期限は、企業長が別に定める。

(手数料)

第35条 市町域水道事業の手数料は、それぞれ別表第15から別表第29までのとおりとし、申込者から申込みの際に徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、申込み後に徴収することができる。

2 既納の手数料は還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(加入金)

第36条 企業長は、給水装置の新設及びメーターの口径の増加の申込者から、加入金を徴収する。

2 給水装置の新設の申込者から徴収する加入金の区分及び金額は、市町域水道事業の区分に応じ、それぞれ別表第30から別表第43までに定める金額のとおりとする。

3 メーターの口径の増加の申込者から徴収する加入金の金額は、当該増加の申込みに係るメーターの口径の金額と当該申込者が当該申込みを行った際に使用していたメーターの口径の金額との差額とする。ただし、当該加入金の金額は、同一給水区域内のメーターの口径の増加の申込みに限る。

4 既納の加入金は還付しない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(料金、手数料、加入金等の減免)

第37条 企業長は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金その他費用を軽減し、又は免除すること

ができる。

#### 第5節 管理

(同居人等の行為に対する責任)

第38条 水道の使用者又は給水装置の所有者は、その家族、同居人、雇人等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置の検査等)

第39条 企業長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置の検査を行い、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。

2 水道使用者等が前項の規定により指示した措置をしないときは、企業長が代わってこれを行うことができる。

3 前項の措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第40条 企業長は、給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、使用中の給水装置の構造及び材質が同条に規定する基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 企業長は、給水装置が企業長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第41条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その事実の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第9条に規定する工事費、第24条第2項に規定する修繕費、第29条の料金、第35条の手数料又は第36条の加入金を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなく、第30条のメーターによる計量又は第39条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第42条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置が使用されていないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第43条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置工事を施行した者
- (2) 第7条第1項に規定する者以外の者で、給水装置工事を施行した者
- (3) 第7条第2項に規定する設計審査及び工事検査を受けずに給水装置工事を施行した者
- (4) 正当な理由がなく、第20条第2項のメーターの設置、第30条のメーターによる計量、第39条の検査又は第41条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (5) 第24条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (6) 第29条の料金、第35条の手数料又は第36条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規程若しくは指示に違反した者

(料金を免れた者に対する過料)

第44条 詐欺その他不正行為によって、第29条の料金又は第35条の手数料又は第36条の加入金の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

### 第3章 水道用水供給事業

#### 第1節 供給

(給水の申込み及び承認)

第45条 水道用水供給水道から水道用水の供給を受けようとする者は、毎年度、年間（その年の4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）の使用予定水量及び1日当たりの最大使用予定水量を定めて、企業長に給水の申込みをしなければならない。

- 2 企業長は、前項の申込みを受けたときは、年間承認使用水量及び最大使用水量を定めて、給水を承認するものとする。

(使用水量の変更の申込み及び承認)

第46条 受水市町は、前条第2項の規定により企業長が定めた年間承認使用水量及び最大使用水量を変更しようとする場合は、企業長の承認を受けなければならない。

(利用の廃止)

第47条 受水市町は、水道用水供給水道の利用を廃止しようとするときは、あらかじめ企業長に協議を行うものとし、廃止予定日の1か月前までに、企業長に届け出なければならない。

- 2 水道用水供給水道の利用を廃止した受水市町は、企業長の指示に従い、速やかに、

給水施設の撤去等必要な処置を行わなければならない。

(給水施設の設置)

第48条 受水市町は、給水施設を、水道用水供給水道の送水施設に設置する量水器に連結させるように設置しなければならない。

(工事の承認)

第49条 受水市町は、給水施設について新設、増設、改良、維持及び撤去等の工事を施行しようとするときは、あらかじめ企業長の承認を受けなければならない。

(給水施設の維持管理)

第50条 受水市町は、適切に給水施設を管理し、給水施設に異状があると認めるときは、直ちに企業長にその旨を通報するとともに、修繕その他必要な処置を行わなければならない。

(給水の原則)

第51条 企業長は、非常災害、異常渇水又は送水施設の損傷若しくは維持改良工事の施行その他やむを得ない理由による場合のほかは、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 企業長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめ受水市町に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水を制限し、又は停止した場合において、これにより受水市町に損害を生じることがあっても、企業団はその責めを負わない。

(適正使用の原則)

第52条 企業長は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、受水市町に対し、受水方法の改善その他必要な処置を指示することができる。

## 第2節 給水料金及び手数料

(実使用水量の決定)

第53条 実使用水量は、量水器の示す計量値により企業長が決定する。ただし、量水器の故障その他やむを得ない理由があるときは、企業長の認定するところにより決定する。

(給水料金の納付)

第54条 受水市町は、給水料金を納付しなければならない。

2 給水料金は、月ごとに納入通知書により徴収する。

(給水料金の額)

第55条 水道用水供給水道の給水料金の額は、次の表に定める料金月額に100分の110を乗じて得た額とする。

区分		料金月額
浄水	広島水道用水供給水	次に定めるところにより計算して得た額の合計額

	道、広島西部地域水道用水供給水道及び沼田川水道用水供給水道	(1) 基本料金 1日の最大給水能力を基礎として受水市町ごとに企業長が別に定めた1日当たりの水量の1か月分に別表第44に定める基本料金の料率を乗じて得た額 (2) 使用料金 月間実使用水量に別表第44に定める使用料金の料率を乗じて得た額
沈でん水	広島水道用水供給水道	月間実使用水量に別表第44に定める使用料金の料率を乗じて得た額

2 月間実使用水量が最大使用水量の1か月分を超えたときは、超過水量に係る給水料金の額は、前項の規定にかかわらず、超過水量に別表第44に定める超過料金の料率を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とするものとする。ただし、受水市町の責めに帰することができない事由として企業長が別に定めるものにより超過水量が生じた場合は、この限りでない。

3 年間実使用水量が年間承認使用水量に達しないときは、その年度の末日の属する月における第1項に定める料金月額に、次に定める額を加えた額を、その月における同項の料金月額とする。

区分		金額
浄水	広島水道用水供給水道、広島西部地域水道用水供給水道及び沼田川水道用水供給水道	年間承認使用水量から年間実使用水量を控除した水量に別表第44に定める使用料金の料率を乗じて得た額
沈でん水	広島水道用水供給水道	年間承認使用水量から年間実使用水量を控除した水量に別表第44に定める使用料金の料率を乗じて得た額

4 前条第1項に規定する受水市町が納付すべき給水料金の額は、第1項の規定により算出した額（前項の規定に該当する場合にあっては、第1項及び前項の規定により算出した額）及び第2項の規定により算出した額の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（給水料金の減免）

第56条 企業長は、第51条第2項の規定により給水を制限し、又は停止した場合においては、これにより水道用水の供給を受けられなかった限度において、給水料金を減免することができる。

（手数料）

第57条 水道用水供給水道の証明事務手数料は、1件につき700円とし、申込者から徴収する。ただし、企業長が不相当と認める事務については、徴収しない。

2 既納の手数料は還付しない。

### 第3節 管理

(指定管理者による管理)

第58条 企業長は、広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第 号）の定めるところにより、水道用水供給水道の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 水道施設の運転監視に関すること。
- (2) 水質管理に関すること。
- (3) 給水の申込み及び使用水量の変更の申込みの承認に関すること。
- (4) 給水の制限及び停止に関すること。
- (5) 実使用水量の決定に関すること。
- (6) 給水料金の徴収代行に関すること。
- (7) 給水料金の減免の決定（非常災害又は異常渇水によるものを除く。）に関すること。
- (8) 水道施設の維持及び修繕に関すること。
- (9) その他企業長が別に定める業務に関すること。

3 第1項の規定により、水道用水供給水道の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第45条第1項、同条第2項、第46条、第51条第1項及び第2項中「企業長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「企業団」とあるのは「企業団及び指定管理者」と、第53条及び第56条中「企業長」とあるのは「指定管理者」とする。

(適用の除外)

第59条 受水市町のうち企業団が経営する水道事業については、第45条第1項、第46条、第47条第1項、第49条、第51条第2項及び同条第3項の規定を適用しない。この場合においては、企業長が別に定める手続により行うものとする。

### 第4章 補則

(委任)

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(処分、申込み等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧竹原市水道事業給水条例、旧三原市水道事業給水条例、旧府中市水道条例、旧三次市水道事業給水条例、旧庄原市給水条例、旧東広島市水道給水条例、旧廿日市市水道事業給水条例、旧安芸高田市水道事業給水条例、旧江田島市水道事業給水条例、旧熊野町上水道事業給水条例、旧北

広島町給水条例、旧大崎上島町水道事業給水条例、旧世羅町水道事業給水条例若しくは旧神石高原町簡易水道給水条例（以下「旧市町域給水条例」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧市町域給水条例の規定によりされている工事等の申込みその他の行為（以下この項において「申込み等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申込み等の行為とみなす。

- 3 施行日前に旧市町域給水条例の規定により、地方公共団体の機関に対し届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この条例の相当規定により、企業長に対して届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 施行日前に旧広島県水道用水供給水道条例の規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為は、この条例の相当規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為とみなす。

（三次市水道事業における基本料金及び超過料金に関する経過措置）

- 5 三次市水道事業において、施行日から令和5年9月使用月までの家事用の基本料金及び超過料金は、第29条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。ただし、設置条例別表第1事業の名称の欄に掲げる三次市水道事業の給水区域のうち、君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町を除く。

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートル	1,550円	8立方メートルを超えるもの	180円

（手数料及び加入金に関する経過措置）

- 6 施行日前において旧市町域給水条例の規定により徴収すべきであった手数料又は加入金については、旧市町域給水条例は、企業長が別に定めるまで、施行日以後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

- 7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、旧市町域給水条例は、企業長が別に定めるまで、施行日以後も、なおその効力を有する。

別表第1（第29条関係）

竹原市水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

（1）基本料金及び従量料金

用途	基本料金	従量料金	
		使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	1戸につき 680円	1立方メートル以上8立方メートルまで	50円
		8立方メートルを超え20立方メートルまで	140円
		20立方メートルを超え50立方メートルまで	150円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	160円
		100立方メートルを超え1,000立方メートルまで	175円
		1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまで	185円
		5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまで	200円
		10,000立方メートルを超え30,000立方メートルまで	220円
		30,000立方メートルを超え60,000立方メートルまで	230円
		60,000立方メートルを超えるもの	240円
船舶用			350円

備考

- 1 料金は、表の基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 「一般用」とは、船舶用及び防火用以外で使用するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、船舶に供給するものをいう。
- 4 「防火用」とは、火災消防に使用するものをいう。
- 5 共用給水装置の料金について1個のメーターにより数戸給水を行う場合には各戸平均使用したものとみなす。
- 6 防火用水は無料とする。ただし、私設消火栓を演習のために使用したときは1栓10分ごとに栓口25ミリメートル以下100円。同40ミリメートル以下200円。同40ミリメートルを超えるもの300円を徴収する。ただし、消防演習の場合はその証明する書類を提出し、企業長の承認を受けた場合はこの限りでない。
- 7 前各項に掲げる以外の使用目的に供するもの及び公益性企業と企業長が認定するものについては、その都度、企業長において特定料金を定めることができる。
- 8 基本料金は、使用した水量の有無にかかわらず徴収する。
- 9 1戸又は1構内に2個以上のメーターを使用するときはメーターごとに基本料金を徴収する。

別表第2（第29条関係）

三原市水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

（1）基本料金

用途	メーターの口径	金額
一般用 船舶用 臨時用	13ミリメートル	1,518円
	20ミリメートル	2,079円
	25ミリメートル	2,838円
	40ミリメートル	5,676円
	50ミリメートル	11,748円
	75ミリメートル	23,760円
	100ミリメートル	38,016円
	150ミリメートル	85,536円
	200ミリメートル	118,800円

(2) 従量料金

用途	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	1立方メートル以上5立方メートルまで	49.5円
	6立方メートル以上15立方メートルまで	88円
	16立方メートル以上30立方メートルまで	269.5円
	31立方メートル以上	363円
船舶用	1立方メートル以上	407円
臨時用	1立方メートル以上	660円

備考

- 1 表の基本料金及び従量料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 料金は、基本料金と従量料金との合計額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 「一般用」とは、船舶用及び臨時用以外の用途に使用するものをいう。
- 4 「船舶用」とは、船舶用に使用するものをいう。
- 5 「臨時用」とは、工事その他一時的に使用するものをいう。
- 6 適用基準によりがたいものがある場合の用途の適用は、企業長が認定する。

別表第3（第29条関係）

府中市水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

(1) 基本料金及び超過料金

基本料金		超過料金	
使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
7立方メートルまで	1,210円	7立方メートルを超え 20立方メートルまで	248.6円

		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	276.1円
		30立方メートルを超える もの	289.3円

(2) メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	84.7円
20ミリメートル	169.4円
25ミリメートル	181.5円
30ミリメートル	242円
40ミリメートル	338.8円
50ミリメートル	1,573円
75ミリメートル	1,815円
100ミリメートル	2,420円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

- 1 表の基本料金及び従量料金及びメーター使用料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 料金は、基本料金と従量料金及びメーター使用料との合計額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第4（第29条関係）

三次市水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

(1) 基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつ

				き)
家事用	10立方メートル	2,000円	10立方メートルを超えるもの	220円
営業用	10立方メートル	2,000円	10立方メートルを超えるもの	220円
官公署学校用	10立方メートル	2,000円	10立方メートルを超えるもの	220円
工場用	10立方メートル	2,000円	10立方メートルを超えるもの	220円
臨時用	10立方メートル	2,000円	10立方メートルを超えるもの	220円

(2) メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	80円
20ミリメートル	110円
25ミリメートル	150円
30ミリメートル	230円
40ミリメートル	320円
50ミリメートル	450円
75ミリメートル	1,000円
100ミリメートル	1,500円
150ミリメートル	2,000円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額及びメーター使用料にそれぞれ100分の110を乗じて得た額の合計とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 「家事用」とは、営業用、官公署学校用、工場用及び臨時用以外の用に使用する場合をいう。
- 3 「営業用」とは、料理店、飲食店、娯楽場等の営業の用に使用する場合をいう。
- 4 「工場用」とは、物を生産し、又は加工する工場、会社等で、その目的のために使用する場合をいう。
- 5 「臨時用」とは、工事その他のために臨時的に使用する場合をいう。
- 6 消火用水は、無料とする。
- 7 私設消火栓を演習のため使用したときは、1消火栓につき5分ごとに500円を徴収する。ただし、消防演習の場合であって、それを証明する書類を提出し、企業長の承認を受けたときは、この限りでない。

別表第5（第29条関係）

庄原市水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

（1）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートル	1,296円	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	172円
			20立方メートルを超え 50立方メートルまで	194円
			50立方メートルを超えるもの	237円
業務用	10立方メートル	2,376円	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	237円
			50立方メートルを超えるもの	280円

工場用	500立方メートル	86,400円	500立方メートルを超えるもの	280円
臨時用	1立方メートル	648円	1立方メートルを超えるもの	648円
共用	5立方メートル	864円	5立方メートルを超えるもの	172円

(2) メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	86円
20ミリメートル	151円
25ミリメートル	172円
30ミリメートル	216円
40ミリメートル	302円
50ミリメートル以上	1,188円

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額及びメーター使用料にそれぞれ100分の110を乗じて得た額の合計とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 「家事用」とは、一般家庭の家事用に使用するもの並びに業務用、工場用、臨時用及び共用以外の用に使用する場合をいう。
- 3 「業務用」とは、会社、事業所、官公署、学校等の業務のため使用するもの。ただし、家事併用で使用するものを含み、水を必要としない業種を除く。
- 4 「工場用」とは、製造及び加工等に常時多量に水を使用するもので、企業長が認めたもの
- 5 「臨時用」とは、各種工事現場その他一時的に使用するもの
- 6 「共用」とは、共同給水装置を使用して家事用に使用するもの又は公衆の用に使用するもの
- 7 1戸又は1構内に2個以上のメーターがあるときは、メーターごとに算定する。
- 8 メーターを共用するアパート又はこれに類する共同住宅については、1戸とみなして

算定する。

9 消火用水は、無料とする。

10 私設消火栓を演習のため使用したときは、1消火栓につき5分ごとに500円を徴収する。ただし、消防演習の場合であって、それを証明する書類を提出し、企業長の承認を受けたときは、この限りでない。

別表第6（第29条関係）

東広島市水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

（1）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
家事用	10立方メートル	1,580円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	226円
			20立方メートルを超えるもの	270円
業務用	10立方メートル	1,580円	10立方メートルを超え30立方メートルまで	294円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	339円
			50立方メートルを超えるもの	385円
工場用	50立方メートル	11,973円	50立方メートルを超え100立方メートルまで	363円
			100立方メートルを超えるもの	408円
臨時用	10立方メートル	7,013円	10立方メートルを超えるもの	680円

備考

- 1 表の基本料金及び超過料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 「家事用」とは、専ら日常生活のためのみに水を使用するものをいう。
- 3 「業務用」とは、家事用、工場用及び臨時用を除いた全てのものをいう。
- 4 「工場用」とは、物の製造及び加工の用に供し、メーターの口径が40ミリメートル以上のもの又は貯水槽を設置したものをいう。
- 5 「臨時用」とは、工事その他の理由により、一時的に水道を使用するものをいう。
- 6 共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。

別表第7（第29条関係）

廿日市市水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

（1） 通常の場合の料金

基本料金		超過料金	
使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
10立方メートル	1,281.5円	10立方メートルを超え15立方メートルまで	169.4円
		15立方メートルを超え20立方メートルまで	209円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	222.2円
		30立方メートルを超えるもの	228.8円

（2） 臨時又は消防演習用若しくは貯水槽の清掃に使用する場合

区分	金額（1立方メートルにつき）
臨時に使用する場合	715円
消防演習用又は貯水槽の清掃に使用する場合	228.8円

（3） メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	104.5円

20ミリメートル	143円
25ミリメートル	176円
40ミリメートル	401.5円
50ミリメートル	1,353円
75ミリメートル	1,771円
100ミリメートル	2,255円
150ミリメートル	3,630円
200ミリメートル	5,082円
250ミリメートル	11,000円
300ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考

- 1 表の基本料金及び超過料金及びメーター使用料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 料金は、表の規定により算定した額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 メーター使用料は料金と合わせて徴収する。
- 4 基本料金は、使用水量が基本水量に満たない場合においても、最低料金としてこれを徴収する。
- 5 月の中途においてメーターの使用を開始し、中止し、又は廃止した場合であつて水道の使用期間が1か月に満たないときのメーター使用料は、1か月分として算定する。

別表第8（第29条関係）

安芸高田市水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

（1）基本料金

用途	メーターの口径	使用水量	金額
専用	13ミリメートル	8立方メートル	1,260円
	20ミリメートル		1,310円

	25ミリメートル		2,020円
	30ミリメートル		3,020円
	40ミリメートル		5,110円
	50ミリメートル		8,170円
	75ミリメートル以上		17,220円
臨時用	13ミリメートル		2,520円
	20ミリメートル		2,610円
	25ミリメートル		4,030円
	30ミリメートル		6,030円
	40ミリメートル		10,220円
	50ミリメートル		16,340円
	75ミリメートル以上		34,430円

(2) 超過料金

用途	金額	
	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
専用	8立方メートルを超え20立方メートルまで	180円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	190円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	210円

	50立方メートルを超え100立方メートルまで	250円
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	270円
	500立方メートルを超えるもの	250円
臨時用	8立方メートルを超えるもの	290円

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 「専用」とは、水の使用のうち、臨時以外のものをいう。
- 3 「臨時用」とは、各種工事その他一時的に水を使用するものをいう。
- 4 消火用水（公設の消防団が私設消火栓を消防演習に使用したものを含む。）は無料とする。

別表第9（第29条関係）

江田島市水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

（1）基本料金

用途	メーターの口径	基本水量	金額
家事専用	13ミリメートルから20ミリメートルまで	8立方メートル	1,550円
	25ミリメートルから40ミリメートルまで	20立方メートル	5,780円
	50ミリメートルから75ミリメートルまで	50立方メートル	15,000円
	100ミリメートル以上	200立方メートル	72,200円
官公庁用 学校用 病院用 営業用	13ミリメートルから20ミリメートルまで	10立方メートル	2,670円
	25ミリメートルから40ミリメートルまで	20立方メートル	5,780円

工場用	50ミリメートルから75 ミリメートルまで	50立方メートル	15,000円
	100ミリメートル以上	200立方メートル	72,200円
船舶給水用		1立方メートル	470円
共用船舶用		3立方メートル	1,680円 (1回の給水につ き)
臨時用	13ミリメートルから20 ミリメートルまで	10立方メートル	5,600円
	20ミリメートルを超え るもの	30立方メートル	16,800円
消火栓用	演習その他に使用する もの(公共団体以外)		4,500円 (1回につき)
	火災及び消防演習		無料
鹿川ターミナル 株式会社		1立方メートル	340円
海上自衛隊第1 術科学校		17,000立方メー トル	4,369,000円

(2) 超過料金

用途	メーターの口径	金額	
		使用水量	単価(1立方メー トルにつき)
家事専用 官公庁用 学校用 病院用	13ミリメートル から40ミリメー トルまで	基本水量を超え50立方メー トルまで	245円
		50立方メートルを超え100 立方メートルまで	255円

営業用 工場用		100立方メートルを超えるもの	270円
	50ミリメートルから75ミリメートルまで	基本水量を超え100立方メートルまで	255円
		100立方メートルを超えるもの	270円
	100ミリメートル以上	基本水量を超えるもの	270円
船舶給水用		基本水量を超えるもの	470円
共用船舶用		基本水量を超えるもの	560円
臨時用		基本水量を超えるもの	560円
鹿川ターミナル株式会社		基本水量を超えるもの	340円
海上自衛隊第1術科学校		基本水量を超えるもの	270円

(3) メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	100円
20ミリメートル	190円
25ミリメートル	210円
30ミリメートル	340円
40ミリメートル	500円
50ミリメートル	3,600円
75ミリメートル	4,200円

100ミリメートル	5,000円
150ミリメートル	8,200円
200ミリメートル	10,600円
250ミリメートル	14,700円
300ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 「家事専用」とは、普通家事専用を使用するものをいう。
- 3 「営業用」とは、旅館、料理、飲食、食品製造加工販売、クリーニング、理髪、写真等営業に使用するものをいう。
- 4 「学校用」とは、学校等に使用するものをいう。
- 5 「病院用」とは、病院、診療所等に使用するものをいう。
- 6 「工場用」とは、工場事業場等に使用するものをいう。
- 7 「船舶給水用」とは、船舶用に給水使用するものをいう。
- 8 「臨時用」とは、臨時の給水装置により工事その他一時的の用に使用するもの及び前各号の用途以外のものをいう。
- 9 家事専用における共用給水装置については各戸の給水装置の管径をもって使用口径とする。
- 10 船舶給水において、執務時間外の給水は表の料金の5割増しとする。
- 11 船舶給水の料金は即納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

別表第10（第29条関係）

熊野町水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

（1）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）

一般用	6立方メートル	1,050円	6立方メートルを超え 15立方メートルまで	216円
			15立方メートルを超え 20立方メートルまで	244円
			20立方メートルを超え 25立方メートルまで	272円
			25立方メートルを超え 30立方メートルまで	296円
			30立方メートルを超えるもの	324円
臨時用	5立方メートル	2,110円	5立方メートルを超えるもの	644円

(2) メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	107円
20ミリメートル	178円
25ミリメートル	202円

備考

- 1 料金は、表の基本料金と超過料金及びメーター使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 「臨時用」とは、工事用水等臨時的に使用するものをいう。

別表第11（第29条関係）

北広島町水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

(1) 基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方

				メートルにつ き)
一般用	10立方メー トル	1,633.5円	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	176円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	181.5円
			100立方メートルを超え 200立方メートルまで	187円
			200立方メートルを超え 500立方メートルまで	198円
			500立方メートルを超え るもの	209円
臨時用	10立方メー トル	3,267円	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	352円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	363円
			100立方メートルを超え 200立方メートルまで	374円
			200立方メートルを超え 500立方メートルまで	396円
			500立方メートルを超え るもの	418円
消防演習用				163.35円

(2) メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	88円

20ミリメートル	154円
25ミリメートル	209円
40ミリメートル	440円
50ミリメートル	1,045円
75ミリメートル	1,320円
100ミリメートル	2,640円

備考

- 1 表の基本料金及び超過料金及びメーター使用料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 料金は、表の規定により算定した額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 「臨時用」とは、工事その他一時的に使用するものをいう。
- 4 メーター使用料は料金と合わせて徴収する。
- 5 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときは、そのメーター使用料は、1か月分として算定する。
- 6 月の中途においてメーターの口径に変更があった場合は、その翌月からメーター使用料を変更する。

別表第12（第29条関係）

大崎上島町水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

(1) 基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般用	7立方メートル	1,375円	基本水量を超えるもの	220円
官公署用	30立方メートル	5,940円	基本水量を超えるもの	220円
工業用①	10立方メートル	2,046,000	基本水量を超えるもの	185.9円

(中国電力 (株)用)		円		
工業用② (東邦契島 製錬(株) 用)	15立方メートル	4,620円	基本水量を超えるもの	289.3円

(2) メーター使用料

メーターの口径	使用料
13ミリメートル	110円
20ミリメートル	165円
25ミリメートル	220円

備考

- 1 表の基本料金及び超過料金及びメーター使用料には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 料金は、表の規定により算定した額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 メーター使用料は料金と合わせて徴収する。
- 4 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときは、そのメーター使用料は、1か月分として算定する。

別表第13 (第29条関係)

世羅町水道事業の給水区域における料金 (1か月につき)

(1) 基本料金

メーターの口径	基本水量	金額
13ミリメートル	10立方メートル	1,650円
20ミリメートル	10立方メートル	1,760円
25ミリメートル		2,640円
30ミリメートル		3,960円

40ミリメートル			5,280円
50ミリメートル			7,920円
75ミリメートル			14,300円
100ミリメートル			24,200円
150ミリメートル			60,500円
臨時用	13ミリメートルから20ミリメートルまで		1,760円
	25ミリメートル以上		3,960円
	口径のない場合		-円

(2) 従量料金

メーターの 口径	単価（1立方メートルにつき）			
	使用水量			
	基本水量を超え100立方メートルまで	100立方メートルを超え200立方メートルまで	200立方メートルを超え1,000立方メートルまで	1,000立方メートルを超えるもの
13ミリメートル	187円	253円	264円	275円
20ミリメートル				
25ミリメートル	231円			
30ミリメートル				

40ミリメートル	242円			
50ミリメートル				
75ミリメートル				
100ミリメートル				
150ミリメートル				
臨時用				374円

備考

- 1 表の基本料金及び従量料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 料金は、基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 「臨時用」とは、工事その他一時的に使用するものをいう。

別表第14（第29条関係）

神石高原町簡易水道事業の給水区域における料金（1か月につき）

（1）基本料金及び超過料金

用途	基本料金		超過料金	
	使用水量	金額	使用水量	単価（1立方メートルにつき）
一般	10立方メートル	2,240円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	198円
			20立方メートルを超え 40立方メートルまで	220円
			40立方メートルを超え	264円

			100立方メートルまで	
			100立方メートルを超えるもの	286円
臨時用	10立方メートル	4,145円	10立方メートルを超えるもの	286円

備考

- 1 表の基本料金及び超過料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 料金は、基本料金と従量料金の合計額とする。
- 3 「臨時用」とは、工事その他一時的又は季節的に使用するものをいう。

別表第15（第35条関係）

種類	種別	金額
1 指定給水装置 工事事業者指定 手数料	指定給水装置工事事業者の指定（1件につき）	10,000円
2 指定給水装置 工事事業者指定 更新手数料	指定給水装置工事事業者の指定の更新（1件につき）	10,000円

別表第16（第35条関係）

竹原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	600円
	口径50ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,500円
	口径50ミリメートルを超えるもの（1件につき）	2,500円
2 工事検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	600円
	口径50ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,500円
	口径50ミリメートルを超えるもの（1件につき）	2,500円

3 メーター試験 手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	600円
	口径40ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,500円

備考 口径50ミリメートル以上のメーター試験手数料は、その都度企業長が定める。

別表第17（第35条関係）

三原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,000円
	口径40ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの（1件につき）	5,000円
	口径75ミリメートル以上のもの（1件につき）	9,000円
2 工事検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,000円
	口径40ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの（1件につき）	5,000円
	口径75ミリメートル以上のもの（1件につき）	9,000円
3 水道使用承認 手数料	臨時用以外の水道の使用承認（1回につき）	1,000円
4 道路占用許可 申請確認手数料	道路占用許可申請の確認（1件につき）	5,000円
5 給水装置図面 等の写しの交付 手数料	モノクロ（1面につき）	50円
	カラー（1面につき）	100円
6 証明書発行手 数料	各種証明書（1件につき）	200円

別表第18（第35条関係）

府中市水道事業における手数料

種類	種別	金額
----	----	----

1 設計審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,000円
	口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,000円
	口径50ミリメートルを超えるもの（1件につき）	3,000円
2 工事検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,000円
	口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの（1件につき）	3,000円
	口径50ミリメートルを超えるもの（1件につき）	6,000円
3 再開栓手数料	1件につき	1,000円

備考 再開栓手数料は、閉栓中の水道を再開栓するとき徴収する。ただし、給水停止処分  
のものを除く。

別表第19（第35条関係）

三次市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,000円
	口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,000円
	口径50ミリメートルを超え75ミリメートル以下のもの（1件につき）	3,000円
	口径75ミリメートルを超えるもの（1件につき）	4,000円
2 工事検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,000円
	口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,500円
	口径50ミリメートルを超え75ミリメートル以下のもの（1件につき）	3,000円

	口径75ミリメートルを超えるもの（1件につき）	5,000円
3 図面等写しの 交付手数料	白黒印刷（1枚につき）	10円
	カラー印刷（1枚につき）	100円

備考 図面等写しの交付手数料は、日本産業規格A列4番の寸法で換算した片面印刷の枚数とする。

別表第20（第35条関係）

庄原市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,500円
	口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,500円
	口径75ミリメートル以上のもの（1件につき）	4,500円
2 工事検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,000円
	口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,000円
	口径75ミリメートル以上のもの（1件につき）	3,500円

別表第21（第35条関係）

東広島市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	500円
	口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,000円
	口径50ミリメートルを超え75ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,000円
	口径75ミリメートルを超えるもの（1件につき）	2,900円

2 工事検査手数料	口径25ミリメートル以下のもの（1件につき）	800円
	口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下のもの（1件につき）	1,600円
	口径50ミリメートルを超え75ミリメートル以下のもの（1件につき）	2,400円
	口径75ミリメートルを超えるもの（1件につき）	3,200円
3 道路占用許可申請確認手数料	1件につき	5,000円
4 証明手数料	施工実績証明又は製品納入証明（1枚につき）	300円
	給水証明その他請求者が開発許可申請を行うために必要な証明（1枚につき）	300円
	その他これらに準ずる特定の者のためにする事務で、企業長が手数料の徴収を適当と認める証明（1枚につき）	300円

備考 証明手数料の1枚とは、証明件数1件をもって1枚とする。

別表第22（第35条関係）

廿日市市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計手数料	1件につき	15,000円
2 設計審査手数料	口径13ミリメートルのもの（1件につき）	1,500円
	口径20ミリメートル及び25ミリメートルのもの（1件につき）	2,500円
	口径40ミリメートルのもの（1件につき）	4,000円
	口径50ミリメートル及び75ミリメートルのもの（1件につき）	6,300円

	口径100ミリメートル以上のもの（1件につき）	11,300円
3 工事検査手数料	口径13ミリメートルのもの（1件につき）	1,800円
	口径20ミリメートル及び25ミリメートルのもの（1件につき）	2,800円
	口径40ミリメートルのもの（1件につき）	5,100円
	口径50ミリメートルのもの（1件につき）	8,000円
	口径75ミリメートルのもの（1件につき）	8,500円
	口径100ミリメートル以上のもの（1件につき）	13,400円
4 消防演習の立会	1回につき	300円
	企業団事務所の休日及び執務時間以外の場合の1回につき	450円
5 証明手数料	各種証明書（1件につき）	300円

備考 設計手数料は、企業長が給水装置工事の設計をしたときに適用する。

別表第23（第35条関係）

安芸高田市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	1件につき	1,000円
2 工事検査手数料	1件につき	1,000円

別表第24（第35条関係）

江田島市水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	新設工事（移設工事、口径変更改造工事を含む。） （1件につき）	5,600円

	増設、改造工事（1件につき）	2,800円
2 工事検査手数料	口径13ミリメートルのもの（1件につき）	1,700円
	口径20ミリメートルのもの（1件につき）	1,700円
	口径25ミリメートルのもの（1件につき）	3,300円
	口径40ミリメートルのもの（1件につき）	7,800円
	口径50ミリメートルのもの（1件につき）	10,000円
	口径75ミリメートルのもの（1件につき）	13,000円
	口径100ミリメートルのもの（1件につき）	16,000円
	口径150ミリメートル以上のもの（1件につき）	19,000円
3 流水検査手数料	口径13ミリメートルのもの（1件につき）	900円
	口径20ミリメートルのもの（1件につき）	900円
	口径25ミリメートルのもの（1件につき）	1,800円
	口径40ミリメートルのもの（1件につき）	3,400円
	口径50ミリメートルのもの（1件につき）	4,500円
	口径75ミリメートルのもの（1件につき）	6,700円
	口径100ミリメートルのもの（1件につき）	8,300円
	口径150ミリメートル以上のもの（1件につき）	10,500円
4 メーター試験手数料	口径50ミリメートル以下のもの1件につき	1,600円
5 届出手数料	給水中止届（1件につき）	1,000円
	給水開始届（1件につき）	1,000円

	所有権移転届（1件につき）	1,000円
6 証明等手数料	マッピングシステムの謄写事務手数料（1筆につき）	300円
	料金等の支払証明事務手数料（1件につき）	200円
	実績証明手数料（1件につき）	200円
	法令に基づく証明事務手数料（1件につき）	200円

別表第25（第35条関係）

熊野町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	口径13ミリメートルのもの（1件につき）	1,250円
	口径20ミリメートルのもの（1件につき）	1,750円
	口径25ミリメートルのもの（1件につき）	2,250円
	口径40ミリメートルのもの（1件につき）	2,880円
	口径50ミリメートルのもの（1件につき）	3,500円
	口径75ミリメートルのもの（1件につき）	6,880円
2 工事検査手数料	口径13ミリメートルのもの（1件につき）	1,500円
	口径20ミリメートルのもの（1件につき）	2,000円
	口径25ミリメートルのもの（1件につき）	2,500円
	口径40ミリメートルのもの（1件につき）	3,500円
	口径50ミリメートルのもの（1件につき）	4,500円
	口径75ミリメートルのもの（1件につき）	8,750円

備考 口径75ミリメートルを超えるものの、設計審査手数料及び工事検査手数料は、その都度企業長が定める。

別表第26（第35条関係）

北広島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	口径13ミリメートルのもの（1件につき）	1,500円
	口径20ミリメートルのもの（1件につき）	2,000円
	口径25ミリメートルのもの（1件につき）	3,000円
	口径40ミリメートルのもの（1件につき）	4,000円
	口径50ミリメートルのもの（1件につき）	10,000円
	口径75ミリメートルのもの（1件につき）	20,000円
	口径100ミリメートル以上のもの（1件につき）	30,000円
2 工事検査手数料	口径13ミリメートルのもの（1件につき）	1,800円
	口径20ミリメートルのもの（1件につき）	2,800円
	口径25ミリメートルのもの（1件につき）	3,800円
	口径40ミリメートルのもの（1件につき）	4,800円
	口径50ミリメートルのもの（1件につき）	11,000円
	口径75ミリメートルのもの（1件につき）	21,000円
	口径100ミリメートル以上のもの（1件につき）	31,000円
3 消防演習の立会	1基につき	5,000円
4 各種証明手数料	1件につき	300円

備考 消防演習の立会が、日曜、祝祭日及び執務時間外の場合は、50パーセント増しとする。

別表第27（第35条関係）

大崎上島町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料及び工事検査手数料（新設又は全面改良工事）	口径13ミリメートル及び20ミリメートルのもの（1件につき）	3,142円
	口径25ミリメートル及び30ミリメートルのもの（1件につき）	5,238円
	口径40ミリメートル及び50ミリメートルのもの（1件につき）	8,380円
	口径75ミリメートルのもの（1件につき）	10,476円
2 設計審査手数料及び工事検査手数料（その他の工事）	口径13ミリメートル及び20ミリメートルのもの（1件につき）	1,571円
	口径25ミリメートル及び30ミリメートルのもの（1件につき）	2,619円
	口径40ミリメートル及び50ミリメートルのもの（1件につき）	4,191円
	口径75ミリメートルのもの（1件につき）	5,238円
3 各種証明手数料	1件につき	314円
4 再開栓手数料	1件につき	523円

備考 再開栓手数料は、閉栓中の水道を再開栓するときの給水装置検査費用別表第28（第35条関係）

世羅町水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 工事検査手数料	1件につき	1,100円
2 各種証明手数料	1件につき	300円

別表第29（第35条関係）

神石高原町簡易水道事業における手数料

種類	種別	金額
1 設計審査手数料	1件につき	2,500円
2 材料検査手数料	1件につき	2,500円
3 工事検査手数料	1件につき	2,500円
4 構造及び材質の適合確認手数料	1回につき	2,500円
5 メーター撤去手数料	1件につき	3,000円

備考

- 1 構造及び材質の適合確認手数料は、第40条第2項ただし書の確認をするときに適用する。
- 2 メーター撤去手数料は、第22条第1項第1号の規定により、メーターを撤去するときに適用する。

別表第30（第36条関係）

竹原市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	30,000円
20ミリメートル	60,000円
25ミリメートル	100,000円
40ミリメートル	305,000円
50ミリメートル	540,000円

75ミリメートル	1,287,000円
100ミリメートル	2,745,000円
150ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考

- 1 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 加入金は、納入通知書の方法により給水装置の新設、又は改造の工事に着手する際に徴収する。ただし、企業長が特に必要と認めた場合は、着手後徴収することができる。

別表第31（第36条関係）

三原市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	66,000円
20ミリメートル	132,000円
25ミリメートル	198,000円
40ミリメートル	660,000円
50ミリメートル	1,188,000円
75ミリメートル	3,300,000円
100ミリメートル	7,260,000円
150ミリメートル	19,580,000円
その他のもの	企業長が別に定める

備考

- 1 表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、工事申込み後、納付することができる。

別表第32（第36条関係）

府中市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	44,000円
20ミリメートル	132,000円
25ミリメートル	220,000円
30ミリメートル	341,000円
40ミリメートル	660,000円
50ミリメートル	1,210,000円
75ミリメートル	3,300,000円
100ミリメートル	6,600,000円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

- 1 表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。
- 3 1個のメーターで2戸以上の住宅（集団住宅を含む。）に給水する工事にあつては各戸の引込口径で計算した分担金の合計額又は親メーターの口径で計算した分担金のいずれか多い方の額を支払わなければならない。

別表第33（第36条関係）

三次市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	40,000円
20ミリメートル	90,000円
25ミリメートル	150,000円
30ミリメートル	300,000円
40ミリメートル	500,000円

50ミリメートル	900,000円
75ミリメートル	2,500,000円
100ミリメートル	5,000,000円
150ミリメートル	17,000,000円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

- 1 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。
- 3 簡易水道統合前から簡易水道の給水を受けていた者に対する加入金は、次のとおりとする。
  - (1) 各給水装置のメーターの口径の区分に応じ、表に規定する加入金の金額を納付してあるものとみなす。
  - (2) 口径の増加により差額を算定する場合においては、表中「40,000円」とあるのは、「50,000円」と読み替える。

別表第34（第36条関係）

庄原市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	40,000円
20ミリメートル	120,000円
25ミリメートル	200,000円
30ミリメートル	360,000円
40ミリメートル	560,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル	2,600,000円
100ミリメートル	4,880,000円

100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める
-----------------	-----------

備考

- 1 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

別表第35（第36条関係）

東広島市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	66,000円
20ミリメートル	132,000円
25ミリメートル	198,000円
40ミリメートル	660,000円
50ミリメートル	1,188,000円
75ミリメートル	3,300,000円
100ミリメートル	6,600,000円
150ミリメートル	17,820,000円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

- 1 表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、工事申込み後、納付することができる。
- 3 第36条第4項ただし書に規定する企業長が特別な理由があると認める場合とは、工事を中止し、又は変更した場合とする。

別表第36（第36条関係）

廿日市市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	55,000円

20ミリメートル	137,500円
25ミリメートル	253,000円
40ミリメートル	880,000円
50ミリメートル	1,650,000円
75ミリメートル	4,840,000円
100ミリメートル	9,680,000円
150ミリメートル	26,400,000円
150ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

- 1 表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、工事申込み後、納付することができる。
- 3 第36条第4項ただし書に規定する企業長が特別な理由があると認める場合とは、工事を中止し、又は変更した場合とする。

別表第37（第36条関係）

安芸高田市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	70,000円
20ミリメートル	120,000円
25ミリメートル	200,000円
30ミリメートル	400,000円
40ミリメートル	700,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考

- 1 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

別表第38（第36条関係）

江田島市水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	80,000円
20ミリメートル	80,000円
25ミリメートル	350,000円
40ミリメートル	1,150,000円
50ミリメートル	2,070,000円
75ミリメートル	6,000,000円以上で企業長が別に定める
100ミリメートル	12,700,000円以上で企業長が別に定める
150ミリメートル以上	37,000,000円以上で企業長が別に定める

備考

- 1 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。
- 3 第36条第4項ただし書に規定する企業長が特別な理由があると認める場合とは、工事を中止し、又は変更した場合とする。

別表第39（第36条関係）

熊野町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	75,000円
20ミリメートル	150,000円
25ミリメートル	225,000円

40ミリメートル	600,000円
50ミリメートル	1,050,000円
75ミリメートル	2,700,000円
100ミリメートル	5,250,000円
100ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

- 1 加入金の金額は、この表の区分による金額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるものについては、工事申込み後、納付することができる。
- 3 第36条第4項ただし書に規定する企業長が特別な理由があると認める場合とは、工事を中止し、又は変更した場合とする。

別表第40（第36条関係）

北広島町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）	
	一般用	臨時用
13ミリメートル	137,500円	68,750円
20ミリメートル	302,500円	151,250円
25ミリメートル	396,000円	198,000円
40ミリメートル	1,210,000円	企業長が別に定める
50ミリメートル	1,650,000円	企業長が別に定める
75ミリメートル	4,840,000円	企業長が別に定める
100ミリメートル	9,680,000円	企業長が別に定める

備考

- 1 表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

3 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事（共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。）の加入金は、次の各号に定める額とする。

(1) 新設工事 当該共同住宅の戸数に表に定めるメーターの口径に対応する額を乗じて得た額

(2) 改造工事及び増設工事 当該共同住宅の増加戸数に表に定めるメーターの口径に対応する額を乗じて得た額

4 「臨時用」とは、工事その他一時的に使用するものをいう。

別表第41（第36条関係）

大崎上島町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	51,000円
20ミリメートル	110,000円
30ミリメートル	168,000円
40ミリメートル	551,000円
50ミリメートル	990,000円
50ミリメートルを超えるもの	企業長が別に定める

備考

1 表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。ただし、特別な事情のあるものは、分割納付することができる。

別表第42（第36条関係）

世羅町水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	88,000円
20ミリメートル	110,000円
25ミリメートル	220,000円
40ミリメートル	660,000円

50ミリメートル	1,210,000円
75ミリメートル	3,850,000円
100ミリメートル以上	企業長が別に定める

備考

- 1 表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

別表第43（第36条関係）

神石高原町簡易水道事業の給水区域における加入金

メーターの口径	金額（1か所につき）
13ミリメートル	198,000円
20ミリメートル	253,000円
25ミリメートル	308,000円
40ミリメートル	418,000円

備考

- 1 表の金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 加入金は、工事申込みの際に納付しなければならない。

別表第44（第55条関係）

受水市町のうち企業団が経営する水道事業を除く受水市町に適用される給水料金

区分		料率	
浄水	広島水道用水供給水道	基本料金	1立方メートルにつき 31.08円
		使用料金	1立方メートルにつき 85.49円
		超過料金	1立方メートルにつき 276.70円
	広島西部地域水道用水供給水道	基本料金	1立方メートルにつき 28.55円
		使用料金	1立方メートルにつき 50.02円
		超過料金	1立方メートルにつき 213.54円
	沼田川水道用水供給水道	基本料金	1立方メートルにつき 36.48円
		使用料金	1立方メートルにつき 55.87円
		超過料金	1立方メートルにつき 216.12円
沈でん水	広島水道用水供給水道	使用料金	1立方メートルにつき 48.34円
		超過料金	1立方メートルにつき 96.68円

受水市町のうち企業団が経営する水道事業に適用される給水料金

区分		料率	
浄水	広島水道用水供給水道	基本料金	1立方メートルにつき 28.60円
		使用料金	1立方メートルにつき 78.66円
		超過料金	1立方メートルにつき 254.57円
	広島西部地域水道用水供給水道	基本料金	1立方メートルにつき 26.27円
		使用料金	1立方メートルにつき 46.02円
		超過料金	1立方メートルにつき 196.46円
	沼田川水道用水供給水道	基本料金	1立方メートルにつき 33.57円
		使用料金	1立方メートルにつき 51.41円
		超過料金	1立方メートルにつき 198.84円
沈でん水	広島水道用水供給水道	使用料金	1立方メートルにつき 44.48円
		超過料金	1立方メートルにつき 88.95円

(提案理由)

水道法に基づき、水道事業及び水道用水供給事業の料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに適正な給水を保持するための措置などに関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。



## 第 22 号議案

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団工業用水道条例案

#### 広島県水道広域連合企業団工業用水道条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）工業用水道事業において設ける工業用水道（以下「工業用水道」という。）の料金その他の供給条件及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者 工業用水道から工業用水の供給を受ける者
- (2) 単位時間 1 日を午前 0 時から 1 時間ごとに分割した各 1 時間
- (3) 最大使用水量 企業長が定めた単位時間当たりの使用者が使用する最大水量
- (4) 予定使用水量 最大使用水量に 24 を乗じて得た水量
- (5) 基本水量 企業長が、使用者の最大使用水量に 24 を乗じて定めた、使用者の 1 日当たりの使用水量
- (6) 特定水量 基本水量を超えて企業長が承認した使用者の 1 日当たりの使用水量
- (7) 実使用水量 使用者の一定期間の使用水量
- (8) 超過使用水量 企業長の承認を得ず、最大使用水量を超えた部分の水量
- (9) 給水施設 工業用水の供給を受けるため、使用者が、企業団が設置した配水施設から分岐して設ける給水管、受水槽及びこれらに附属する給水用具
- (10) 給水種別 次の各細分
  - ア 一般給水 基本水量が 500 立方メートル以上で、定量給水以外の給水
  - イ 定量給水 基本水量が 500 立方メートル以上で、単位時間の給水量がおおむね一定である給水
  - ウ 少量給水 単位時間における使用水量が 10 立方メートル以下である給水

(用途の制限)

第 3 条 使用者は、企業長の承認を受けた場合のほか、供給を受けた工業用水を工業及び消防以外の目的に使用し、又は第三者に分与し、若しくは販売してはならない。

(権利又は義務の譲渡の禁止)

第 4 条 使用者は、企業長の承認を受けた場合のほか、この条例に基づき権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(給水の申込み及び承認)

第5条 工業用水道から工業用水の供給を受けようとする者(給水種別を変更しようとする使用者を含む。)は、給水種別、単位時間当たりの最大使用水量、1日当たりの予定使用水量を明らかにして、供給を受けようとする日(給水種別を変更しようとする日を含む。)の14日前までに、企業長に給水の申込み(給水種別を変更しようとする申込みを含む。)をしなければならない。

2 企業長は、前項の申込みを受けたときは、これを拒む正当な理由がある場合を除き、給水種別、最大使用水量及び基本水量等を定めて、給水の承認をするものとする。

(基本水量の変更の申込み及び承認)

第6条 基本水量を変更しようとする使用者は、変更しようとする日の14日前までに、企業長に変更の申込みをしなければならない。

2 企業長は、前項の申込みを受けたときは、これを拒む正当な理由がある場合を除き、最大使用水量及び基本水量等を定めて、給水の承認をするものとする。

(特定給水の申込み及び承認)

第7条 第5条第2項に規定する給水の承認を受けた者のうち、第2条第10号ア及びイの給水種別の使用者は、第5条第2項又は第6条第2項で承認を受けた基本水量を超えて工業用水の供給を受けることができる。

2 前項により工業用水の供給を受けようとする者は、1か月を超えない範囲を限度として、承認を受けた水量を超える日の14日前までに、第5条第2項又は第6条第2項で承認を受けた基本水量から超えようとする水量を明らかにして、企業長に申込みをしなければならない。

3 企業長は、前項の申込みを受けたときは、これを拒む正当な理由がある場合を除き、1か月を超えない範囲内において、第5条第2項又は第6条第2項で承認した基本水量を超えて、給水の承認をすることができる。

(利用の廃止)

第8条 使用者は、工業用水道の利用を廃止しようとするときは、廃止予定日の1か月前までに、企業長に当該廃止の届出をしなければならない。

2 使用者が前項の届出をしないで工業用水道の利用を廃止した場合又は同項の規定による届出期限後に届出をした場合においては、企業長がその利用を廃止したものと認定した日又は届出を受け付けた日から1か月間は、当該使用者は工業用水道を利用したものとみなす。

3 工業用水道の利用を廃止した者(前項の規定により企業長が廃止したものと認定した者を含む。)は、企業長の指示に従い、速やかに、給水施設の撤去等必要な処置を行わなければならない。

(給水施設の設置及び管理)

第9条 使用者は、工業用水の供給を受けるために必要な給水施設を自らの負担において

企業団が設ける配水施設に連結させるように設置しなければならない。

- 2 企業長は、前項に規定する給水施設に量水器を設置し、管理するものとする。
- 3 使用者は、量水器の設置に要する土地、建物等及び計量に必要な電力等を無償で企業団に使用させるものとする。

(給水施設の基準)

第10条 給水施設の位置、配列、構造、材質及び性能は、企業長が定める基準に適合しているものでなければならない。

(工事の承認)

第11条 使用者は、給水施設について新設、増設、改良、維持、撤去等の工事を施行しようとするときは、あらかじめ企業長の承認を受けなければならない。

(工事の監督等)

第12条 使用者は、前条に掲げる給水施設の工事の施行に当たっては、企業長が指定する職員の監督を受け、当該工事が完了したときは、遅滞なく、企業長に届け出なければならない。

(給水施設の維持管理)

第13条 使用者は、適切に給水施設を管理し、給水施設に異状があると認めるときは、直ちに企業長にその旨を通報するとともに、修繕その他必要な処置を行わなければならない。

(給水施設の検査等)

第14条 企業長は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、職員に給水施設を検査させることがある。

- 2 前項の検査により給水施設に第10条に規定する基準に適合しない部分があるときは、企業長は、使用者に対して修繕、取替え等必要な処置を指示することがある。

(費用の負担)

第15条 新たに工業用水の給水の申込みをした者、基本水量の変更の申込みをした者、特定給水の申込みをした者（第3項において「給水等の申込みをした者」という。）及び利用の廃止の届出をした者は、当該給水等の申込み又は廃止により、特に既設の配水施設及び量水器を新設し、増設し、改良し又は撤去する必要があるときは、その必要を生じた限度において、当該配水施設及び量水器の新設、増設、改良又は撤去に要する次に掲げる費用の全部又は一部を負担しなければならない。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労務費
- (4) 請負工事費
- (5) 委託工事費
- (6) その他の経費

2 前項の費用は、企業長が定める概算額をもって、納期限までに納付しなければならない。

3 前項の規定による費用の概算額を給水等の申込みをした者が納期限までに納付しないときは、当該給水等の申込みは、なかったものとみなす。

(給水の原則)

第16条 企業長は、非常災害、異常濁水又は配水施設の損傷若しくは維持改良工事の施行その他やむを得ない理由による場合のほかは、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 企業長は、緊急の事由がある場合を除き、給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめ、使用者に通知する。

3 第1項に規定する理由により、給水を制限し、又は停止した場合において、これにより使用者に損害を生じることがあっても、企業団はその責任を負わない。

(適正使用の原則)

第17条 使用者は、工業用水道から常時定量の工業用水を受水するよう努めなければならない。

2 使用者は、使用水量を変更する場合は、適当な時間を確保し、使用水量に急激な変化のないようにしなければならない。

3 企業長は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、使用者に対して、受水方法の改善その他の必要な処置を指示することができる。

(水質の基準等)

第18条 工業用水道から供給する工業用水の水温、濁度、水素イオン濃度及び配水管末における最低水圧は、企業長が定める基準によるものとする。

2 使用者は、工業用水の水質等が前項の基準に適合していないと認めるときは、企業長に対し水質等の検査を請求することができる。

(実使用水量の決定)

第19条 使用者の実使用水量は、量水器の示す計量値により企業長が決定する。ただし、量水器の故障等によりその計量値により難いときは、企業長の認定するところにより実使用水量を決定する。

(基本水量の変更)

第20条 企業長は、前条の規定により決定される使用者の実使用水量その他使用者の工業用水の受水の状況からみて、基本水量が著しく不適当と認められるときは、当該基本水量を変更することができる。

(量水器の検査請求)

第21条 使用者は、量水器に異状があると認めるときは、企業長に対し量水器の検査を請求することができる。

(料金の納付)

第22条 使用者は、給水種別に応じて算定した料金を納付しなければならない。

2 一般給水における料金の種別及びその料率は、次のとおりとする。

施設の区分	種別		料率
太田川東部工業用水道（第一期水道）	基本料金		1立方メートル当たり 10.9円
	使用料金		1立方メートル当たり 4.8円
	特定料金		1立方メートル当たり 15.3円
	超過料金		1立方メートル当たり 31.4円
太田川東部工業用水道（第二期水道）	第一種	基本料金	1立方メートル当たり 31.4円
		使用料金	1立方メートル当たり 6.6円
		特定料金	1立方メートル当たり 52円
		超過料金	1立方メートル当たり 76円
	第二種	基本料金	1立方メートル当たり 43.9円
		使用料金	1立方メートル当たり 8.7円
		特定料金	1立方メートル当たり 73円
		超過料金	1立方メートル当たり 105.2円
沼田川工業用水道	基本料金		1立方メートル当たり 27.7円
	使用料金		1立方メートル当たり 6.4円
	特定料金		1立方メートル当たり 44.1円
	超過料金		1立方メートル当たり 65.4円

備考

- この表において「第一種」とは、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第 号）別表第3（第4条関係）に規定する太田川東部工業用水道第二期水道の給水区域（以下「第二期水道給水区域」という。）のうち広島市、呉市及び安芸郡の給水区域における工業用水道の料金をいう。
- この表において「第二種」とは、第二期水道給水区域のうち東広島市の給水区域における工業用水道の料金をいう。

3 定量給水における料金の種別及びその料率は、次のとおりとする。

施設の区分	種別		料率
太田川東部工業用水道（第一期水道）	基本料金		1立方メートル当たり 14.3円
	特定料金		1立方メートル当たり 15.3円
	超過料金		1立方メートル当たり 28.6円
太田川東部工業用水道（第二期水道）	第一種	基本料金	1立方メートル当たり 36円
		特定料金	1立方メートル当たり 52円

	第二種	超過料金	1立方メートル当たり 72円
		基本料金	1立方メートル当たり 50円
		特定料金	1立方メートル当たり 73円
		超過料金	1立方メートル当たり 100円
沼田川工業用水道	基本料金		1立方メートル当たり 30.7円
	特定料金		1立方メートル当たり 44.1円
	超過料金		1立方メートル当たり 61.4円
備考			
1 この表において「第一種」とは、第二期水道給水区域のうち広島市、呉市及び安芸郡の給水区域における工業用水道の料金をいう。			
2 この表において、「第二種」とは、第二期水道給水区域のうち東広島市の給水区域における工業用水道の料金をいう。			

4 少量給水における料金の種別及びその料率は、次のとおりとする。

施設の区分	種別		料率
太田川東部工業用水道（第一期水道）	基本使用料金		1日当たり 2,960円
	使用料金		1立方メートル当たり 6.8円
太田川東部工業用水道（第二期水道）	第一種	基本使用料金	1日当たり 8,000円
		使用料金	1立方メートル当たり 9.2円
	第二種	基本使用料金	1日当たり 11,150円
		使用料金	1立方メートル当たり 12.2円
沼田川工業用水道	基本使用料金		1日当たり 6,760円
	使用料金		1立方メートル当たり 9円
備考			
1 この表において「第一種」とは、第二期水道給水区域のうち広島市、呉市及び安芸郡の給水区域における工業用水道の料金をいう。			
2 この表において「第二種」とは、第二期水道給水区域のうち東広島市の給水区域における工業用水道の料金をいう。			

5 料金は、月ごとに納入通知書により徴収する。

(料金の額)

第23条 一般給水の料金の額は、次の各号に定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 基本料金 基本水量の1月分に前条第2項の表に規定する基本料金の料率を乗じて得た額

(2) 使用料金 単位時間における使用者の実使用水量（当該水量が基本水量の24分の1の水量を超える場合は、基本水量の24分の1の水量とする。）の1か月分に前条第2

項の表に規定する使用料金の料率を乗じて得た額

(3) 特定料金 使用者の申込みにより、企業長が1か月を超えない範囲内において承認した基本水量を超える使用者の1日当たりの水量（以下「特定水量」という。）の1か月分に前条第2項の表に規定する特定料金の料率を乗じて得た額

(4) 超過料金 単位時間における使用者の実使用水量が、基本水量（特定水量が定められている場合は、基本水量に当該特定水量を加えた水量。次項第3号及び次条において同じ。）の24分の1を超える場合における当該超える水量（以下「超過使用水量」という。）の1か月分に前条第2項の表に規定する超過料金の料率を乗じて得た額

2 定量給水の料金の額は、次の各号に定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 基本料金 基本水量の1か月分に前条第3項の表に規定する基本料金の料率を乗じて得た額

(2) 特定料金 特定水量の1か月分に前条第3項の表に規定する特定料金の料率を乗じて得た額

(3) 超過料金 超過使用水量の1か月分に前条第3項の表に規定する超過料金の料率を乗じて得た額

3 少量給水の料金の額は、次の各号に定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 基本使用料金 1か月の日数に前条第4項の表に規定する基本使用料金の料率を乗じて得た額

(2) 使用料金 50立方メートルにその月の日数を乗じて得た水量を1か月分の実使用水量を超える場合における当該超える水量に前条第4項の表に規定する使用料金の料率を乗じて得た額

(超過料金の特例)

第24条 第22条及び前条の規定にかかわらず、1日の全ての単位時間における超過使用水量が、基本水量の480分の1以内である日がある場合において、その日の属する月の実使用水量が、基本水量の当該月分を超えないときは、当該日における超過使用水量については、次のとおりとする。

(1) 給水種別が一般給水の場合には、当該超過使用水量に第22条第2項の表に規定する使用料金の料率を乗じて得た額を超過料金として徴収する。

(2) 給水種別が定量給水の場合には、超過料金を徴収しない。

(料金の減免)

第25条 企業長は、非常災害、異常渇水又は配水施設の損傷若しくは維持改良工事の施行その他やむを得ない理由により給水を制限し、又は停止した場合においては、これにより工業用水の供給を受けられなかった限度において、基本料金、特定料金及び基本使用料金を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第26条 企業長は、広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第6号)の定めるところにより、工業用水道の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 工業用水道施設の運転監視に関すること。
- (2) 水質管理に関すること。
- (3) 給水の制限及び停止に関すること。
- (4) 実使用水量の決定に関すること。
- (5) 料金の徴収代行に関すること。
- (6) 料金の減免の決定(非常災害又は異常渇水によるものを除く。)に関すること。
- (7) 工業用水道施設の維持及び修繕に関すること。
- (8) その他企業長が別に定める業務に関すること。

3 第1項の規定により、工業用水道の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第16条第1項及び第2項中「企業長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「企業団」とあるのは「企業団及び指定管理者」と、第18条第2項及び第19条中「企業長」とあるのは「指定管理者」とする。

(給水の停止処分)

第27条 企業長は、第16条第1項の規定にかかわらず、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、給水を停止することがある。

- (1) 第3条、第4条又は第11条の規定に違反したとき。
- (2) 第14条第1項の規定による給水施設の検査を拒んだとき又は同条第2項若しくは第17条第3項の規定による企業長の指示に従わないとき。
- (3) 料金を納期限から1か月を経過する日までに納付しないとき。
- (4) 料金の徴収を免れようとして、偽りその他不正の行為をしたとき。
- (5) その他この条例に違反したとき。

(手数料)

第28条 工業用水道の証明事務手数料は、1件につき700円とし、申込者から徴収する。ただし、企業長が不相当と認める事務については、徴収しない。

2 既納の手数料は還付しない。

(委任規定)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に旧広島県工業用水道条例の規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為は、この条例の相当規定によりされた申込み、届出、承認その他の行為とみなす。

(提案理由)

工業用水道事業法に基づき、工業用水道事業の料金、給水施設の費用負担その他の供給条件及び適正な給水を保持するための措置などに関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第 23 号議案

広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び  
資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例案

広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び  
資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第 1 項、同条 2 項及び第19条第 3 項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団が設置する水道の布設工事に関する監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び水道技術管理者に必要な資格等を定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第 2 条 法第12条第 1 項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第 3 条第 8 項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 3 条 法第12条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業後、3 年以上水道に関する実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学にあっては、修了した後）、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当す

る課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）について前項の規定を適用する場合にあつては、同項第1号中「2年」とあるものは「1年」と、同項第2号中「3年」とあるのは「1年6月」と、同項第3号中「5年」とあるのは「2年6月」と、同項第4号中「7年」とあるのは「3年6月」と、同項第5号中「10年」とあるのは「5年」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあつては1年」とあるのは「第1号の卒業者にあつては6月」と、「第2号の卒業者にあつては2年」とあるのは「第2号の卒業者にあつては1年」と、同項第8号中「1年」とあるのは「6月」とする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第1項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第1項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第1項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第1項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- 2 簡易水道について前項の規定を適用する場合にあっては、同項第1号中「前条第1項の規定により」とあるのは「前条第2項の規定により適用される簡易水道の」と、同項第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第3号中「10年」とあるのは「5年」と、同項第4号中「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年」とあるのは「3年6月」と、「9年」とあるのは「4年6月」とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

水道法に基づき、水道の布設工事を監督する布設工事監督者や、水道の管理を行う水道技術管理者に職員を指名するのに必要な資格基準に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

## 第24号議案

### 令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算

#### 第1章 市町水道事業

(総則)

第1条 令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計(市町水道事業)の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### [市町水道事業計]

(1) 給水戸数	272,254戸
(2) 年間総給水量	62,408,658 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	170,515 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	10,438,652千円

#### [竹原市水道事業]

(1) 給水戸数	12,692戸
(2) 年間総給水量	4,128,543 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	11,280 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	614,001千円

#### [三原市水道事業]

(1) 給水戸数	37,200戸
(2) 年間総給水量	9,184,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	25,093 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,728,742千円

#### [府中市水道事業]

(1) 給水戸数	12,653戸
(2) 年間総給水量	2,440,988 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	6,669 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	346,621千円

[三次市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	19,927 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,486,190 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	12,257 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,363,165 千円

[庄原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,957 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,660,519 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	7,269 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	538,727 千円

[東広島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	81,196 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	17,423,361 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	47,605 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	2,223,046 千円

[廿日市市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	50,280 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	12,135,134 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	33,156 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,421,108 千円

[安芸高田市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,879 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,153,910 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	5,885 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	328,630 千円

[江田島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	11,922 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,226,155 m <sup>3</sup>

(3) 一日平均給水量	6,082 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,089,030 千円

[熊野町水道事業]

(1) 給水戸数	9,540 戸
(2) 年間総給水量	1,815,360 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	4,960 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	86,432 千円

[北広島町水道事業]

(1) 給水戸数	4,630 戸
(2) 年間総給水量	1,218,780 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	3,330 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	157,269 千円

[大崎上島町水道事業]

(1) 給水戸数	3,834 戸
(2) 年間総給水量	1,162,050 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	3,175 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	96,049 千円

[世羅町水道事業]

(1) 給水戸数	4,404 戸
(2) 年間総給水量	949,656 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	2,595 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	288,003 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(1) 給水戸数	2,140 戸
(2) 年間総給水量	424,012 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	1,159 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	157,829 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[市町水道事業計]

	収	入	
第1款 水道事業収益及び簡易水道事業収益			20,210,323 千円
第1項 営業収益			15,666,902 千円
第2項 営業外収益			4,534,490 千円
第3項 特別利益			8,931 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用及び簡易水道事業費用			19,049,498 千円
第1項 営業費用			18,371,149 千円
第2項 営業外費用			603,077 千円
第3項 特別損失			13,272 千円
第4項 予備費			62,000 千円

[竹原市水道事業]

	収	入	
第1款 水道事業収益			849,716 千円
第1項 営業収益			812,138 千円
第2項 営業外収益			37,576 千円
第3項 特別利益			2 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			805,949 千円
第1項 営業費用			799,327 千円
第2項 営業外費用			3,511 千円
第3項 特別損失			111 千円
第4項 予備費			3,000 千円

[三原市水道事業]

	収	入	
第1款 水道事業収益			3,215,371 千円
第1項 営業収益			2,667,644 千円
第2項 営業外収益			547,726 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			2,921,105 千円
第1項 営業費用			2,763,637 千円
第2項 営業外費用			147,277 千円

第 3 項 特 別 損 失	191 千円
第 4 項 予 備 費	10,000 千円

[府中市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			715,656 千円
第 1 項 営業収益			634,816 千円
第 2 項 営業外収益			80,840 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			690,216 千円
第 1 項 営業費用			646,891 千円
第 2 項 営業外費用			41,225 千円
第 3 項 特別損失			100 千円
第 4 項 予備費			2,000 千円

[三次市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,917,734 千円
第 1 項 営業収益			1,178,157 千円
第 2 項 営業外収益			739,527 千円
第 3 項 特別利益			50 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,827,008 千円
第 1 項 営業費用			1,778,351 千円
第 2 項 営業外費用			47,155 千円
第 3 項 特別損失			502 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

[庄原市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,113,011 千円
第 1 項 営業収益			687,171 千円
第 2 項 営業外収益			425,840 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,087,126 千円
第 1 項 営業費用			1,021,710 千円
第 2 項 営業外費用			65,116 千円
第 3 項 予備費			300 千円

[東広島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			5,228,755 千円
第 1 項 営業収益			4,614,108 千円
第 2 項 営業外収益			614,646 千円
第 3 項 特別利益			1 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			4,990,648 千円
第 1 項 営業費用			4,910,990 千円
第 2 項 営業外費用			61,658 千円
第 3 項 特別損失			8,000 千円
第 4 項 予備費			10,000 千円

[廿日市市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			3,028,296 千円
第 1 項 営業収益			2,452,120 千円
第 2 項 営業外収益			576,166 千円
第 3 項 特別利益			10 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			2,859,084 千円
第 1 項 営業費用			2,781,420 千円
第 2 項 営業外費用			66,414 千円
第 3 項 特別損失			1,250 千円
第 4 項 予備費			10,000 千円

[安芸高田市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,011,525 千円
第 1 項 営業収益			488,724 千円
第 2 項 営業外収益			522,800 千円
第 3 項 特別利益			1 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			987,638 千円
第 1 項 営業費用			923,933 千円
第 2 項 営業外費用			53,605 千円
第 3 項 特別損失			100 千円
第 4 項 予備費			10,000 千円

[江田島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			841,020 千円
第 1 項 営業収益			704,817 千円
第 2 項 営業外収益			136,203 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			747,905 千円
第 1 項 営業費用			728,206 千円
第 2 項 営業外費用			15,199 千円
第 3 項 予備費			4,500 千円

[熊野町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			542,478 千円
第 1 項 営業収益			503,769 千円
第 2 項 営業外収益			38,708 千円
第 3 項 特別利益			1 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			473,320 千円
第 1 項 営業費用			456,516 千円
第 2 項 営業外費用			11,803 千円
第 3 項 特別損失			1 千円
第 4 項 予備費			5,000 千円

[北広島町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			507,343 千円
第 1 項 営業収益			264,510 千円
第 2 項 営業外収益			242,832 千円
第 3 項 特別利益			1 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			477,805 千円
第 1 項 営業費用			438,538 千円
第 2 項 営業外費用			33,067 千円
第 3 項 特別損失			200 千円
第 4 項 予備費			6,000 千円

[大崎上島町水道事業]

収 入

第 1 款	水道事業収益	493,193 千円
第 1 項	営業収益	319,086 千円
第 2 項	営業外収益	165,243 千円
第 3 項	特別利益	8,864 千円

支 出

第 1 款	水道事業費用	488,111 千円
第 1 項	営業費用	467,142 千円
第 2 項	営業外費用	20,868 千円
第 3 項	特別損失	1 千円
第 4 項	予備費	100 千円

[世羅町水道事業]

収 入

第 1 款	水道事業収益	446,713 千円
第 1 項	営業収益	215,044 千円
第 2 項	営業外収益	231,669 千円

支 出

第 1 款	水道事業費用	417,363 千円
第 1 項	営業費用	398,021 千円
第 2 項	営業外費用	19,342 千円

[神石高原町簡易水道事業]

収 入

第 1 款	簡易水道事業収益	299,512 千円
第 1 項	営業収益	124,798 千円
第 2 項	営業外収益	174,714 千円

支 出

第 1 款	簡易水道事業費用	276,220 千円
第 1 項	営業費用	256,467 千円
第 2 項	営業外費用	16,837 千円
第 3 項	特別損失	2,816 千円
第 4 項	予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,268,711 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 628,762 千円、減債積立金 499,743 千円、建設改良積立金 864,518 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,547,594 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,480,327 千円、繰越利益剰余金処分量 224,515 千円及び当年度利益剰余金処分量 23,252 千円で補てんするものとする。）。)

[市町水道事業計]

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		7,283,267 千円
第 1 項	企 業 債		3,616,969 千円
第 2 項	出 資 金		1,011,456 千円
第 3 項	固 定 資 産 売 却 代 金		72 千円
第 4 項	他 会 計 補 助 金		415,521 千円
第 5 項	補 助 金		1,555,446 千円
第 6 項	負 担 金		683,803 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		14,551,978 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		10,608,695 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		3,923,183 千円
第 3 項	予 備 費		20,100 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 454,394 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,873 千円、建設改良積立金 111,836 千円、当年度分損益勘定留保資金 234,514 千円及び繰越利益剰余金処分額 69,171 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		200,677 千円
第 1 項	企 業 債		40,000 千円
第 2 項	補 助 金		135,900 千円
第 3 項	負 担 金		24,777 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		655,071 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		619,756 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		34,315 千円
第 3 項	予 備 費		1,000 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,288,328 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 120,045 千円、減債積立金 97,578 千円、建設改良積立金 174,222 千円及び当年度分損益勘定留保資金 896,483 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		1,797,675 千円
第 1 項	企 業 債		1,044,600 千円
第 2 項	出 資 金		369,170 千円
第 3 項	固 定 資 産 売 却 代 金		72 千円
第 4 項	補 助 金		253,587 千円
第 5 項	負 担 金		130,246 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		3,086,003 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		1,794,898 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		1,286,105 千円
第 3 項	予 備 費		5,000 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 234,240 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 20,292 千円、建設改良積立金 23,321 千円及び当年度分損益勘定留保資金 190,627 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		278,174 千円
第 1 項	企 業 債		56,400 千円
第 2 項	出 資 金		117,555 千円
第 3 項	補 助 金		98,719 千円
第 4 項	負 担 金		5,500 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		512,414 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		352,946 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		158,468 千円
第 3 項	予 備 費		1,000 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 755,851 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 89,436 千円、過年度分損益勘定留保資金 610,999 千円及び当年度分損益勘定留保資金 55,416 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		1,127,634 千円

第 1 項	企 業 債	682,000 千円
第 2 項	出 資 金	122,866 千円
第 3 項	補 助 金	284,768 千円
第 4 項	負 担 金	38,000 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	1,883,485 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	1,372,215 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	510,670 千円
第 3 項	予 備 費	600 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 547,938 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,305 千円、建設改良積立金 239,442 千円及び当年度分損益勘定留保資金 286,191 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	298,873 千円
第 1 項	出 資 金	31,000 千円
第 2 項	補 助 金	116,478 千円
第 3 項	負 担 金	151,395 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	846,811 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	539,782 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	306,529 千円
第 3 項	予 備 費	500 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,663,334 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 168,902 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,216,362 千円及び当年度分損益勘定留保資金 278,070 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	988,429 千円
第 1 項	企 業 債	749,400 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	45,085 千円
第 3 項	負 担 金	193,944 千円
	支 出	

第 1 款	資 本 的 支 出	2,651,763 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	2,254,854 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	386,909 千円
第 3 項	予 備 費	10,000 千円

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 957,289 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57,791 千円、減債積立金 301,244 千円及び過年度分損益勘定留保資金 598,254 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	767,549 千円	
第 1 項	企 業 債	257,000 千円	
第 2 項	出 資 金	257,000 千円	
第 3 項	補 助 金	192,500 千円	
第 4 項	負 担 金	61,049 千円	
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	1,724,838 千円	
第 1 項	建 設 改 良 費	1,423,594 千円	
第 2 項	企 業 債 償 還 金	301,244 千円	

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 362,974 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,386 千円、建設改良積立金 15,613 千円、過年度分損益勘定留保資金 54,379 千円及び当年度分損益勘定留保資金 269,596 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	315,235 千円	
第 1 項	企 業 債	221,200 千円	
第 2 項	出 資 金	25,852 千円	
第 3 項	補 助 金	59,183 千円	
第 4 項	負 担 金	9,000 千円	
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	678,209 千円	
第 1 項	建 設 改 良 費	360,017 千円	
第 2 項	企 業 債 償 還 金	318,192 千円	

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 457,081 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 71,511 千円、建設改良積立金 264,069 千円及び当年度分損益勘定留保資金 121,501 千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第 1 款	資本的収入	736,330 千円
第 1 項	企業債	450,000 千円
第 2 項	補助金	282,080 千円
第 3 項	負担金	4,250 千円
		支 出
第 1 款	資本的支出	1,193,411 千円
第 1 項	建設改良費	1,091,063 千円
第 2 項	企業債償還金	102,348 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 64,614 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,885 千円及び過年度分損益勘定留保資金 60,729 千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第 1 款	資本的収入	22,717 千円
第 1 項	負担金	22,717 千円
		支 出
第 1 款	資本的支出	87,331 千円
第 1 項	建設改良費	87,331 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 268,508 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,758 千円、減債積立金 76,508 千円、建設改良積立金 36,015 千円及び当年度分損益勘定留保資金 146,227 千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第 1 款	資本的収入	110,282 千円
第 1 項	企業債	37,000 千円
第 2 項	出資金	36,641 千円
第 3 項	補助金	36,641 千円
		支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	378,790 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	165,953 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	212,837 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,747 千円は、過年度分損益勘定留保資金 6,871 千円及び繰越利益剰余金処分額 2,876 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	146,868 千円
第 1 項	企 業 債	46,200 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	100,667 千円
第 3 項	負 担 金	1 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	156,615 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	96,248 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	60,367 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 181,160 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,578 千円、減債積立金 24,413 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,701 千円及び繰越利益剰余金処分額 152,468 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	288,593 千円
第 1 項	出 資 金	47,069 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	151,534 千円
第 3 項	補 助 金	47,066 千円
第 4 項	負 担 金	42,924 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	469,753 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	291,806 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	175,947 千円
第 3 項	予 備 費	2,000 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額 23,253 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1 千円及び当年度利益剰余金処分額 23,252 千円で補てんするものとする。)

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	204,231 千円
第 1 項	企 業 債	33,169 千円
第 2 項	出 資 金	4,303 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金	118,235 千円
第 4 項	補 助 金	48,524 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	227,484 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	158,232 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	69,252 千円

(特例的収入及び支出)

第 4 条の 2 地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務は、それぞれ次のとおりである。

市 町 水 道 事 業 計	債権 112,300 千円、債務 206,400 千円
神石高原町簡易水道事業	債権 112,300 千円、債務 206,400 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
竹原市水道事業		
竹原市水道維持管理委託事業	令和 6 年度から令和 10 年度まで	131,320 千円
三原市水道事業		
三原市水道施設建設工事	令和 6 年度から令和 8 年度まで	50,232 千円
三次市水道事業		
三次市水道維持管理委託事業	令和 6 年度から令和 7 年度まで	110,127 千円
三次市水道維持管理委託事業	令和 6 年度から令和 7 年度まで	契約に定める額
三次市水道施設建設工事	令和 6 年度	98,592 千円
庄原市水道事業		
庄原市水道土地借上料	令和 6 年度から令和 7 年度まで	1,322 千円
東広島市水道事業		
東広島市水道土地・構築物借上料	令和 6 年度から令和 7 年度まで	1,647 千円

東広島市水道維持管理委託事業	令和6年度から令和11年度まで	3,451,831千円
東広島市水道施設修繕工事	令和6年度	206,330千円
東広島市水道受託工事	令和6年度	7,216千円
東広島市水道施設建設工事	令和6年度	534,481千円
廿日市市水道事業		
廿日市市水道維持管理委託事業	令和6年度から令和9年度まで	139,608千円
廿日市市水道施設建設工事	令和6年度	890,000千円
安芸高田市水道事業		
安芸高田市水道維持管理委託事業	令和6年度から令和7年度まで	378,826千円
安芸高田市水道施設建設工事	令和6年度	132,308千円
江田島市水道事業		
江田島市水道維持管理委託事業	令和6年度から令和10年度まで	133,624千円
北広島町水道事業		
北広島町水道施設建設工事	令和6年度から令和8年度まで	2,319,927千円
大崎上島町水道事業		
大崎上島町水道維持管理委託事業	令和6年度	5,330千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	市町水道事業計 3,616,969千円	証書借入又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入先の融資条 件の定めるところ による。ただし、 財政上の都合に より、据置期間 及び償還期限を 短縮し、繰上償 還し、又は低利 に借換えするこ とができる。
	竹原市水道事業 40,000千円			
	三原市水道事業 1,044,600千円			
	府中市水道事業 56,400千円			
	三次市水道事業 682,000千円			
	東広島市水道事業 749,400千円			
	廿日市市水道事業 257,000千円			

安芸高田市水道事業 221,200 千円		
江田島市水道事業 450,000 千円		
北広島町水道事業 37,000 千円		
大崎上島町水道事業 46,200 千円		
神石高原町簡易水道事業 33,169 千円		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

市 町 水 道 事 業 計	2,750,000 千円
竹 原 市 水 道 事 業	100,000 千円
三 原 市 水 道 事 業	750,000 千円
府 中 市 水 道 事 業	100,000 千円
三 次 市 水 道 事 業	300,000 千円
庄 原 市 水 道 事 業	200,000 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	250,000 千円
廿 日 市 水 道 事 業	200,000 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	200,000 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	100,000 千円
熊 野 町 水 道 事 業	100,000 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	150,000 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	100,000 千円
世 羅 町 水 道 事 業	100,000 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	100,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道事業費用及び簡易水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費		
市 町 水 道 事 業 計		2,106,593 千円
竹 原 市 水 道 事 業		107,490 千円
三 原 市 水 道 事 業		360,627 千円
府 中 市 水 道 事 業		129,049 千円
三 次 市 水 道 事 業		121,552 千円
庄 原 市 水 道 事 業		115,567 千円
東 広 島 市 水 道 事 業		535,935 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業		252,232 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業		78,322 千円
江 田 島 市 水 道 事 業		132,708 千円
熊 野 町 水 道 事 業		63,922 千円
北 広 島 町 水 道 事 業		47,028 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業		36,988 千円
世 羅 町 水 道 事 業		80,214 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業		44,959 千円

交 際 費		
市 町 水 道 事 業 計		210 千円
竹 原 市 水 道 事 業		52 千円
三 原 市 水 道 事 業		10 千円
府 中 市 水 道 事 業		10 千円
三 次 市 水 道 事 業		26 千円
庄 原 市 水 道 事 業		16 千円
東 広 島 市 水 道 事 業		20 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業		10 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業		14 千円
江 田 島 市 水 道 事 業		11 千円
熊 野 町 水 道 事 業		7 千円
北 広 島 町 水 道 事 業		17 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業		7 千円
世 羅 町 水 道 事 業		6 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業		4 千円

(他会計からの負担金等)

第10条 水道事業会計(市町水道事業)の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、次のとおりである。

市 町 水 道 事 業 計	2,378,634 千円
---------------	--------------

竹原市水道事業	27,117千円
三原市水道事業	335,815千円
府中市水道事業	8,024千円
三次市水道事業	321,768千円
庄原市水道事業	295,455千円
東広島市水道事業	155,240千円
廿日市市水道事業	197,928千円
安芸高田市水道事業	360,367千円
江田島市水道事業	19,647千円
熊野町水道事業	1,660千円
北広島町水道事業	159,600千円
大崎上島町水道事業	128,871千円
世羅町水道事業	198,820千円
神石高原町簡易水道事業	168,322千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額は、次のとおりと定める。

市町水道事業計	247,767千円
竹原市水道事業	69,171千円
大崎上島町水道事業	2,876千円
世羅町水道事業	152,468千円
神石高原町簡易水道事業	23,252千円

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

市町水道事業計	127,228千円
竹原市水道事業	8,000千円
三原市水道事業	20,713千円
府中市水道事業	13,025千円
三次市水道事業	7,654千円
庄原市水道事業	7,114千円
東広島市水道事業	32,347千円
廿日市市水道事業	14,286千円
安芸高田市水道事業	1,916千円
江田島市水道事業	5,000千円
熊野町水道事業	3,279千円

北 広 島 町 水 道 事 業	3,933 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	5,000 千円
世 羅 町 水 道 事 業	3,661 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	1,300 千円

## 第2章 水道用水供給事業

(総則)

第1条 令和5年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	77,872,722 m <sup>3</sup>
(2) 一日平均給水量	212,767 m <sup>3</sup>
(3) 給水対象市町数	15市町
(4) 主要な建設改良事業	
広島水道用水供給施設建設事業	4,926,681千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,110,694千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	987,254千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		10,995,600千円
第1項 営業収益		9,827,787千円
第2項 営業外収益		1,107,190千円
第3項 特別利益		60,623千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		9,989,915千円
第1項 営業費用		9,697,841千円
第2項 営業外費用		289,074千円
第3項 予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,532,663千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 471,920千円、建設改良積立金 4,033,376千円、過年度分損益勘定留保資金 572,993千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,454,374千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,519,333千円
第1項 企業債		82,300千円

第 2 項	出 資 金	770,600 千円
第 3 項	固 定 資 産 売 却 代 金	10,924 千円
第 4 項	補 助 金	1,133,954 千円
第 5 項	受 託 金	521,554 千円
第 6 項	関 連 収 入	1 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	9,051,996 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	7,073,727 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,975,485 千円
第 3 項	補 助 金 返 還 金	2,784 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
広島水道用水供給施設修繕工事	令和 6 年度	68,143 千円
広島西部地域水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 6 年度から令和 9 年度まで	2,747,908 千円
沼田川水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 6 年度から令和 9 年度まで	2,676,615 千円
広島水道用水供給施設建設工事	令和 6 年度から令和 8 年度まで	9,474,098 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和 6 年度から令和 9 年度まで	5,654,550 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和 6 年度から令和 8 年度まで	1,392,136 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等資金に充てるため	82,300 千円	証書借入又は証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件の定めるところによる。ただし、財政上の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道用水供給事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	754,934 千円
交 際 費	291 千円

(他会計からの負担金等)

第10条 水道事業会計(水道用水供給事業)の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、3,020千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和5年1月31日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯崎 英彦



## 第 25 号議案

### 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	96,014,712 m <sup>3</sup>
(2) 一 日 平 均 給 水 量	262,335 m <sup>3</sup>
工 業 用 水 道	190,335 m <sup>3</sup>
上 水 道	72,000 m <sup>3</sup>
(3) 給 水 対 象 事 業 所 数	38 件
工 業 用 水 道	35 件
上 水 道	3 件
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
太 田 川 東 部 工 業 用 水 道 施 設 建 設 事 業	835,014 千円
沼 田 川 工 業 用 水 道 施 設 建 設 事 業	287,158 千円
太 田 川 東 部 工 業 用 水 道 第 2 期 水 道 施 設 建 設 事 業	159,831 千円
太 田 川 東 部 工 業 用 水 道 第 2 期 拡 張 水 道 施 設 建 設 事 業	61,974 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		3,194,441 千円
第 1 項 営 業 収 益		2,795,376 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		361,765 千円
第 3 項 特 別 利 益		37,300 千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費用		3,268,573 千円
第 1 項 営 業 費 用		3,164,360 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		100,213 千円
第 3 項 予 備 費		4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 734,491 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 90,568 千円、過年度分損益勘定留保資金 246,672 千円及び当年度分損益勘定留保資金 397,251 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		1,332,761 千円
第 1 項	企 業 債	959,600 千円	
第 2 項	固 定 資 産 売 却 代 金	15,000 千円	
第 3 項	負 担 金	187,014 千円	
第 4 項	受 託 金	171,146 千円	
第 5 項	関 連 収 入	1 千円	
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		2,067,252 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	1,378,490 千円	
第 2 項	企 業 債 償 還 金	652,161 千円	
第 3 項	他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金	33,800 千円	
第 4 項	補 助 金 返 還 金	2,801 千円	

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道施設修繕工事	令和6年度	10,779 千円
沼田川工業用水道維持管理委託事業	令和6年度から令和9年度まで	2,644,277 千円
太田川東部工業用水道施設建設工事	令和6年度から令和7年度まで	2,262,306 千円
沼田川工業用水道施設建設工事	令和6年度から令和7年度まで	576,509 千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設工事	令和6年度から令和7年度まで	27,384 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設工事	令和6年度から令和7年度まで	350,984 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	959,600 千円	証書借入又は証券 発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低 利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、400,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、工業用水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	188,277 千円
交 際 費	48 千円

(他会計からの負担金等)

第 10 条 工業用水道事業会計の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、900 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000 千円と定める。

令和 5 年 1 月 31 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯崎 英彦



## 第 26 号議案

### 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について

広島県水道広域連合企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 31 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により同法第 81 条第 1 項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和 5 年条例第 号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

第 4 条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第 5 条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て乙の収入とする。

（決算の場合の措置）

第 6 条 乙の長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 6 項の規定により決算の要領を住民に公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を、甲の長に通知するものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第 7 条 乙は、委託事務に適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、その旨を甲に通知するものとする。

（その他）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。

(提案理由)

地方自治法に基づき、行政不服審査会の事務を広島県に委託するに当たり規約を定めることについて、広島県と協議を行うことについて、議会の議決を求める。



## 第 27 号議案

### 公平委員会事務の事務委託に関する協議について

広島県水道広域連合企業団と広島県との間における公平委員会事務の事務委託に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 31 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約  
(公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙の請求に基づき甲の負担とする。

(その他必要な事項)

第 3 条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法に基づき、公平委員会の事務を広島県に委託するに当たり規約を定めることについて、広島県と協議を行うことについて、議会の議決を求める。

## 第 28 号議案

### 上水道管理事務の事務委託に関する協議について

広島県水道広域連合企業団と呉市との間における上水道管理事務の事務委託に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 31 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団と呉市との間における上水道管理事務の事務委託 に関する規約

第 1 条 広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を呉市（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 甲の設置する上水道施設のうち、次に掲げるものの管理及び運営に関する事務

ア 宮原浄水場において、甲が専用する施設及びその附属設備

イ 乙の設置する上水道施設と共用する施設及びその附属設備

(2) 前号に掲げる事務に伴い生ずる不用物件の処分に関する事務

第 2 条 委託事務の執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲乙協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

第 3 条 委託事務の執行に伴い徴収する使用料等の収入は、全て乙の収入とする。

第 4 条 乙は、各事業年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、乙は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該事業年度の終了後速やかに甲に送付するものとする。

第 5 条 乙は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 6 項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

第 6 条 甲及び乙は、委託事務の執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

第 7 条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

### 附 則

1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合にお

いて、乙は、決算に伴って生ずる剰余金を速やかに甲に納付するものとする。

(提案理由)

水道用水供給事業において、地方自治法に基づき、宮原浄水場等の管理運営事務を呉市に委託するに当たり規約を定めることについて、呉市と協議を行うことについて、議会の議決を求める。



## 第 29 号議案

### 高陽取水場管理事務の事務委託に関する協議について

広島県水道広域連合企業団と広島市との間における高陽取水場管理事務の事務委託に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 31 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 広島県水道広域連合企業団と広島市との間における高陽取水場管理事務の事務委託に関する規約

第 1 条 広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を広島市（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 甲及び乙が共同して設置する高陽取水場の甲の持分に係る管理及び運営に関する事務

(2) 前号に掲げる事務に伴い生ずる不用物件の処分に関する事務

第 2 条 委託事務の執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲乙協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

第 3 条 委託事務の執行に伴い徴収する使用料等の収入は、乙の収入とする。

第 4 条 乙は、各事業年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、乙は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該事業年度の終了後速やかに甲に送付するものとする。

第 5 条 乙は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 6 項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算のうち委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

第 6 条 甲及び乙は、委託事務の執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

第 7 条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

### 附 則

1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合において、乙は、決算に伴って生ずる剰余金を速やかに甲に納付するものとする。

(提案理由)

水道用水供給事業において、地方自治法に基づき、高陽取水場の管理運営事務を広島市に委託するに当たり規約を定めることについて、広島市と協議を行うことについて、議会の議決を求める。

## 第 30 号議案

### 上水道管理事務の事務委託に関する協議について

広島県水道広域連合企業団と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条及び第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 31 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団と尾道市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約

第 1 条 広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を尾道市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 甲の設置する沼田川水道用水供給水道に係る上水道施設（以下「上水道施設」という。）のうち、坊土浄水場（以下「浄水場」という。）から尾道市高須町字瘡神谷西尾道分水点に至るまで、浄水場から尾道市因島大浜町字椎木大浜分水点を経由し尾道市瀬戸田町林字三軒屋瀬戸田分水点に至るまで及び浄水場から福山市沼隈町大字常石字敷名西内海分水点に至るまでの送水施設（以下「送水施設」という。）のうち送水管路、加圧ポンプ及び調整池（坊土調整池を除く。）の管理に関する事務並びに送水施設に係る水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 20 条第 1 項に規定する水質検査（以下「水質検査」という。）に関する事務
- (2) 浄水場及び上水道施設のうち西藤取水場に係る水質検査に関する事務
- (3) 前 2 号に掲げる事務に伴い生ずる不用物件の処分に関する事務

第 2 条 委託事務の執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲乙協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

第 3 条 委託事務の執行に伴い徴収する使用料等の収入は、全て乙の収入とする。

第 4 条 乙は、各事業年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、乙は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該事業年度の終了後速やかに甲に送付するものとする。

第 5 条 乙は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 6 項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

第 6 条 甲及び乙は、委託事務の執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合において、乙は、決算に伴って生ずる剰余金を速やかに甲に納付するものとする。

(提案理由)

水道用水供給事業において、地方自治法に基づき、坊士浄水場からの送水施設等の管理運営事務を尾道市に委託するに当たり規約を定めることについて、尾道市と協議を行うことについて、議会の議決を求める。



## 第 31 号議案

### 上水道管理事務の事務委託に関する協議について

呉市と広島県水道広域連合企業団との間における上水道管理事務の事務委託に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求め

る。

令和 5 年 1 月 31 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

### 呉市と広島県水道広域連合企業団との間における上水道管理事務の事務委託 に関する規約

第 1 条 呉市（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を広島県水道広域連合企業団（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 甲の設置する上水道施設のうち、乙の設置する工業用水道施設と共用する施設及びその附属設備の管理及び運営に関する事務

(2) 前号に掲げる事務に伴い生ずる不用物件の処分に関する事務

第 2 条 委託事務の執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲乙協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

第 3 条 委託事務の執行に伴い徴収する使用料等の収入は、全て乙の収入とする。

第 4 条 乙は、各事業年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、乙は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該事業年度の終了後速やかに甲に送付するものとする。

第 5 条 乙は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 6 項の規定により決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

第 6 条 甲及び乙は、委託事務の執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

第 7 条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

### 附 則

1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。この場合において、乙は、決算に伴って生ずる剰余金を速やかに甲に納付するものとする。

(提案理由)

工業用水道事業において、地方自治法に基づき、呉市との共同施設の管理運営事務を呉市から受託するに当たり規約を定めることについて、呉市と協議を行うことについて、議会の議決を求める。

第 32 号議案

広島県水道広域連合企業団広域計画の策定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 第 1 項の規定により、別紙のとおり  
広島県水道広域連合企業団広域計画を策定することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 31 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

# 広島県水道広域連合企業団 広域計画（案）

令和5年1月

広島県水道広域連合企業団

# 目 次

第1章	はじめに	1
1	計画の位置づけ	1
2	計画期間	1
3	計画の推進	1
第2章	現状と課題	2
1	水道事業	2
(1)	概況	2
(2)	将来見通しと課題	4
2	工業用水道事業	9
(1)	概況	9
(2)	将来見通しと課題	10
第3章	基本理念・基本方針	11
第4章	基本理念の実現に向けた取組	12
1	通信基盤・システム整備	12
(1)	通信基盤・システム整備の基本的な考え方	12
(2)	整備概要	12
2	業務運営	14
(1)	業務運営の基本的な考え方	14
(2)	営業業務	14
(3)	給水装置業務	19
(4)	運転監視業務	24
(5)	保全業務	27
(6)	水質管理業務	30
(7)	工務	32
(8)	危機管理	34
(9)	その他	36
3	施設整備	37
(1)	施設整備の基本的な考え方	37
(2)	水需要推計	38
(3)	施設整備	39
4	財政運営	56
(1)	財政運営の基本的な考え方	56
(2)	水道料金等	56
5	工業用水道事業	59

## 第1章 はじめに

---

### 1 計画の位置づけ

- 県内の水道事業は、人口減少による給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、事業を支える人材の不足など、様々な課題に直面しており、今後、急速に経営が悪化し、水道サービスの維持が困難になることが懸念されている。
- このため、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町の14市町と県（以下「構成団体」という。）は、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするため、スケールメリットによる経営基盤の強化や人材の確保が可能な水道事業の統合を推進することとし、令和4年11月に「広島県水道広域連合企業団」（以下「企業団」という。）を設立した。
- 「広島県水道広域連合企業団広域計画」は、地方自治法第291条の7、企業団規約第5条の規定により策定するもので、企業団設立について検討するため、構成団体で設置した「広島県水道企業団設立準備協議会」で策定した「広島県水道企業団事業計画（令和4年7月）」を基に、企業団が経営する水道事業<sup>1</sup>、水道用水供給事業<sup>2</sup>及び工業用水道事業<sup>3</sup>の目指す姿と目指す姿の実現に向けた取組を定めるものである。

### 2 計画期間

- 広域計画の計画期間は、令和5年度から14年度までの10年間とし、計画期間が満了する令和14年度に改定する。
- ただし、企業長が必要と認める場合は、随時改定する。

### 3 計画の推進

- 広域計画の取組については、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより定期的に進捗管理を行い、社会経済情勢や住民ニーズなどを踏まえ、適宜、見直しを行う。
- また、ホームページをはじめ様々な広報媒体を活用し、取組を住民や工事事業者等に広報することで、企業団への理解促進を図るとともに、寄せられた意見を踏まえ、取組へ反映する。

---

1 水道事業：一般の需要に応じ、水道により水を供給する事業をいう。給水人口が5,001人以上の事業を上水道事業、101人以上5,000人以下の事業を簡易水道事業という。

2 水道用水供給事業：水道事業者が水道用水（浄水）を供給する事業をいう。

3 工業用水道事業：一般の需要に応じ、工業用水道により工業用水を供給する事業をいう。

## 第2章 現状と課題

### 1 水道事業

#### (1) 概況

企業団が経営する水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の概況（令和2年3月31日現在）は、次のとおりである。

- ・ 水道事業は、14事業（水道事業13事業、簡易水道事業1事業）を経営し、14事業を合わせた給水人口は58万人、給水収益は143億円/年である。
- ・ 島しょ部など水源の確保が困難な市町に水道用水を供給する水道用水供給事業は、3事業を経営し、構成団体の7市町を含めた県南部の15市町と、愛媛県の2市町に水道用水を供給している。水道用水供給事業3事業を合わせた給水収益は96億円/年である。

#### <企業団が経営する水道事業等>

##### ■水道用水供給事業

- ① 広島西部地域水道用水供給事業
- ② 広島水道用水供給事業
- ③ 沼田川水道用水供給事業



<水道事業等の概況>

令和2年3月31日現在

水道事業	給水人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	水道施設		1日最大 給水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水収益 (千円)
			浄水場 (施設数)	管路 (km)		
竹原市	24,714	118.23	5	281.5	17,903	873,767
三原市	83,302	471.51	8	919.7	32,981	2,519,738
府中市	28,899	195.75	6	255.6	9,365	587,957
三次市	45,166	778.14	25	921.7	17,834	960,670
庄原市	26,132	1,246.49	15	543.8	11,050	650,426
東広島市	163,422	635.16	10	1,323.9	56,274	4,117,771
廿日市市	111,616	489.49	9	748.0	42,107	2,201,152
安芸高田市	21,711	537.75	29	558.9	10,569	444,991
江田島市	21,742	100.71	6	402.9	8,721	653,636
熊野町	21,648	33.76	1	151.1	6,127	422,039
北広島町	8,576	646.20	17	319.1	5,997	239,340
大崎上島町	7,278	43.11	—	163.4	5,117	282,033
世羅町	8,625	278.14	9	274.2	3,615	196,091
神石高原町 (簡水)	4,218	381.98	19	216.3	1,447	116,494
合計	577,049	5,956.42	159	7,079.9	229,107	14,266,105
県全体	2,663,956	8,479.62	211	17,738.5	933,517	49,489,967

水道用水供給事業	給水市町	施設		1日最大 給水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水収益 (千円)
		浄水場 (施設数)	管路 (km)		
広島西部用水	3市	2	41.1	59,871	2,164,560
広島用水	6市5町	2	199.5	125,946	5,170,660
沼田川用水	4市1町	3	121.0	58,690	2,253,117
合計	11市6町	7	361.6	244,507	9,588,337

※ 数値の単位未満は四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合がある。

※ 水道用水供給事業の給水市町は、事業によって重複があるため、合計は一致しない。

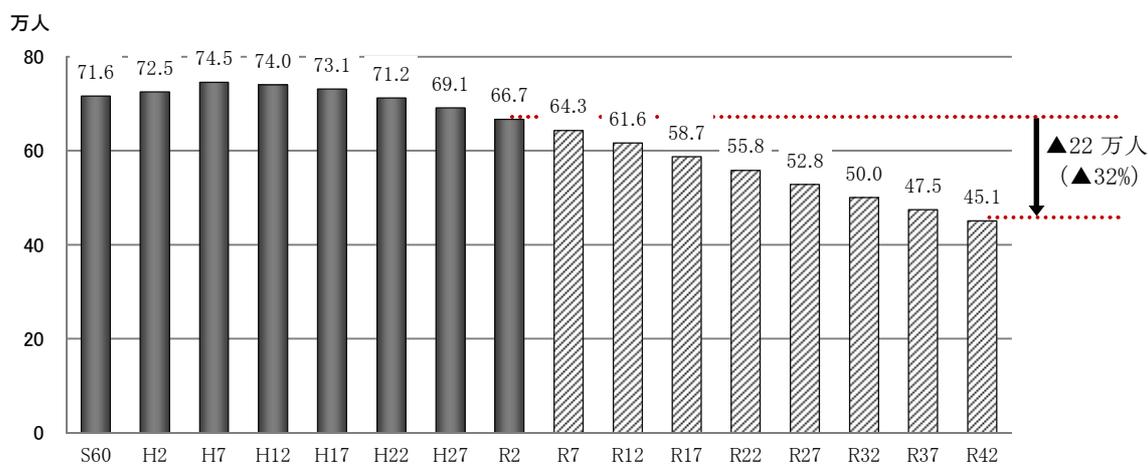
出典) 「令和元年度広島県の水道の現況」 (広島県健康福祉局) ただし、浄水場数は除く。

## (2) 将来見通しと課題

### ア 水需要

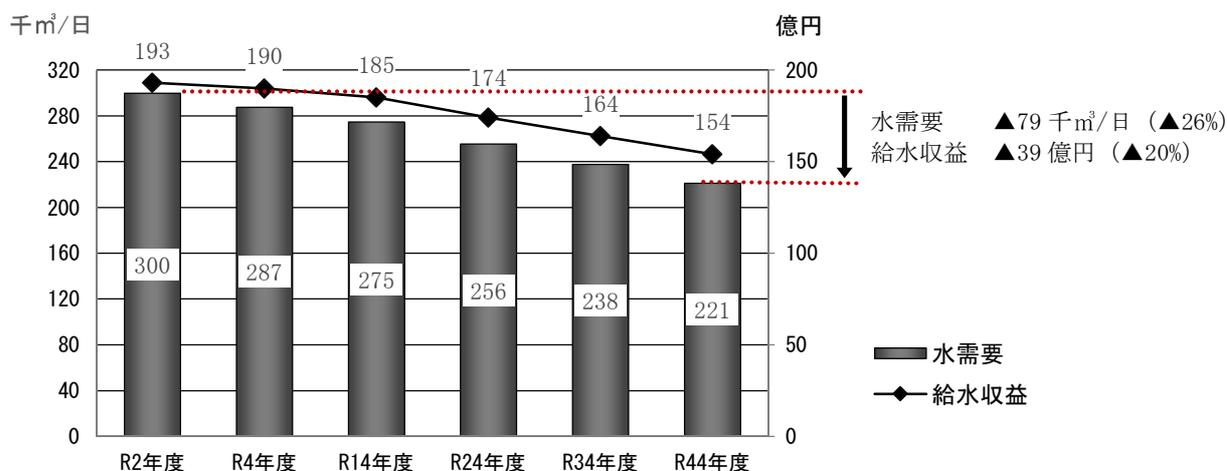
- 14市町の人口は67万人（令和2年10月1日現在）で、令和42年には45万人（▲32%）まで減少する見込みである。
- 水道事業等は、人口減少等に伴い水需要と給水収益が減少するため、令和44年度には、令和2年度と比べ、水需要で79千 $m^3$ /日（▲26%）、給水収益で、統合前の料金を維持すると仮定した場合、39億円（▲20%）減少する見込みである。
- 総収益の約80%を占める給水収益の減少により、独立採算を原則とする水道事業等の経営は、今後、急速な悪化が見込まれる。

#### <14市町の人口推移と見通し>



出典) 令和2年までは「国勢調査」(総務省統計局)、令和7年以降は「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)

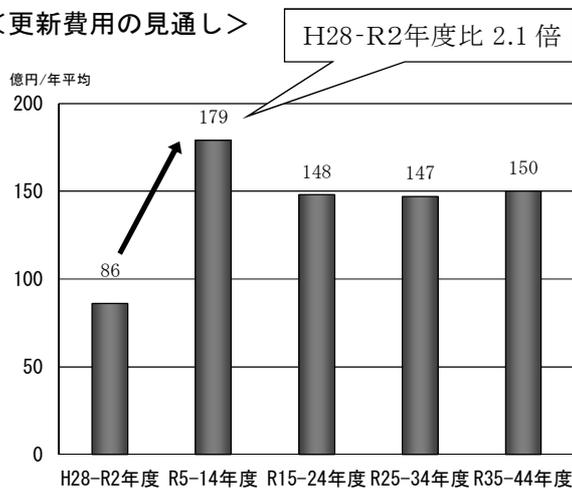
#### <水需要・給水収益の見通し>



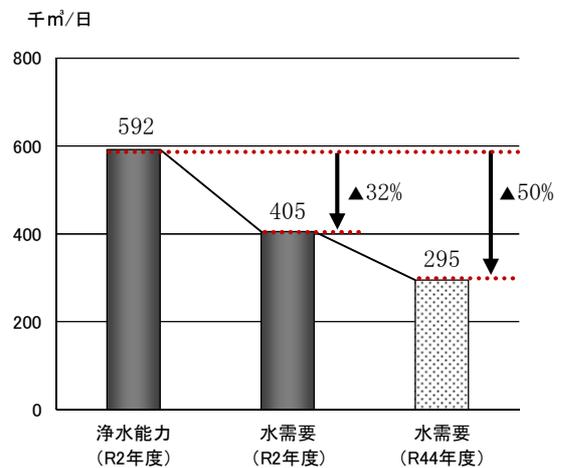
## イ 施設

- 水道施設は、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、老朽化が進んでいる。今後、順次、更新期を迎えることから、平成 28 年度から令和 2 年度までは、平均で 86 億円/年であった更新費用は、令和 5 年度から 14 年度には、平均で 179 億円/年と 2.1 倍に増加する見込みである。
- 施設能力の余剰は、令和 2 年度で 32% であり、今後、水需要の減少に伴い余剰は拡大し、令和 44 年度には 50% となる見込みである。
- 施設能力と水需要の乖離が拡大していくため、再編整備やダウンサイジングなど施設の最適化を図ることで、更新費用の抑制を図ることが必要である。
- また、基幹管路<sup>4</sup>の耐震化率<sup>5</sup>は 34.5%（令和 2 年 3 月 31 日現在）で、全国平均の 40.9% を下回っている。平成 30 年 7 月豪雨災害をはじめ、近年、災害が多発している中、施設の強靱化が求められている。

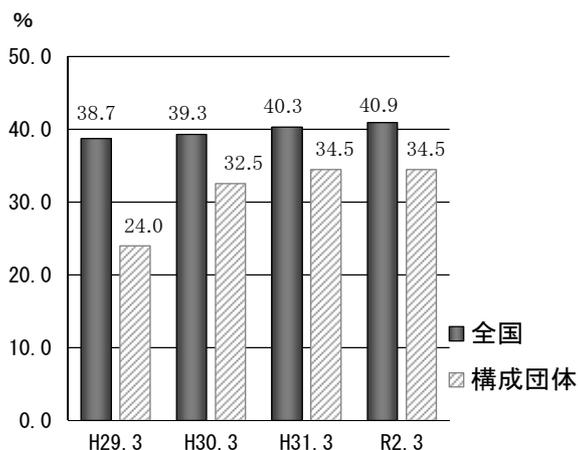
＜更新費用の見通し＞



＜施設能力の余剰の見通し＞



＜基幹管路の耐震化率＞



出典) 「令和元年度広島県の水道の現況」 (広島県健康福祉局) ただし、簡易水道事業を除く。

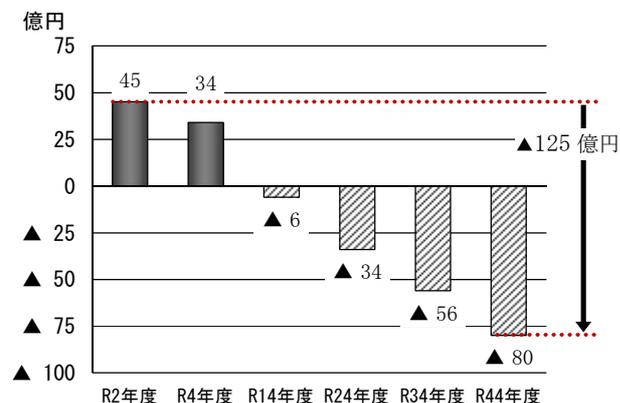
4 基幹管路：導水管、送水管及び配水本管をいう。配水本管とは、口径 250 mm 以上又は口径 250 mm 未満であっても、幹線の役割を持つ配水管をいう。

5 耐震化率：耐震管に加え、耐震適合性（地盤等の性状から耐震性があると認められるもの）がある管も含む。

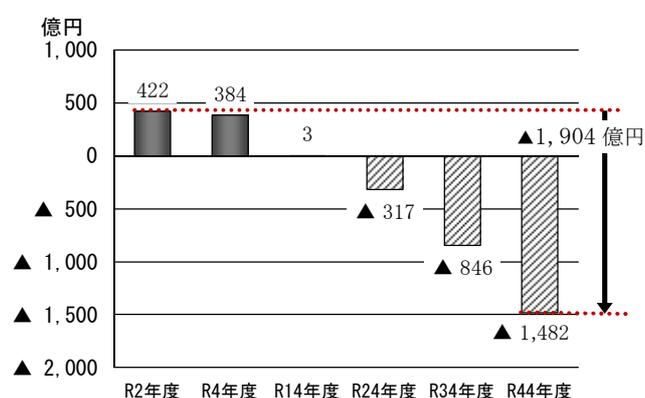
## ウ 財務

- 水道事業等の経営は、人口減少等に伴う給水収益の減少や更新費用の増加などにより急速に悪化し、統合前の料金を維持すると仮定した場合、令和 44 年度には、令和 2 年度と比べ、単年度損益で 125 億円、資金残高で 1,904 億円悪化する見込みである。
- また、更新費用の増加や水需要の減少に伴い給水原価<sup>6</sup>は上昇し、令和 44 年度には 375 円/m<sup>3</sup>と、令和 2 年度の 226 円/m<sup>3</sup>と比べ、1.7 倍に増加する見込みである。
- 15 の構成団体のうち 14 団体は、一般会計から基準外繰出金<sup>7</sup>を繰り出している。多くは、給水区域の拡張事業に要する経費など政策目的等に対し繰り出されたものであるが、構成団体も厳しい財政状況にある中、独立採算を原則とする水道事業会計においては、水需要に応じた事業の再構築や適切な料金の改定を行うなどして、可能な限り一般会計の負担軽減を図っていく必要がある。
- なお、各水道事業の水道料金（20 m<sup>3</sup>・令和 2 年 4 月 1 日現在）は、3,036 円/月から 5,049 円/月まで 1.7 倍の格差がある。

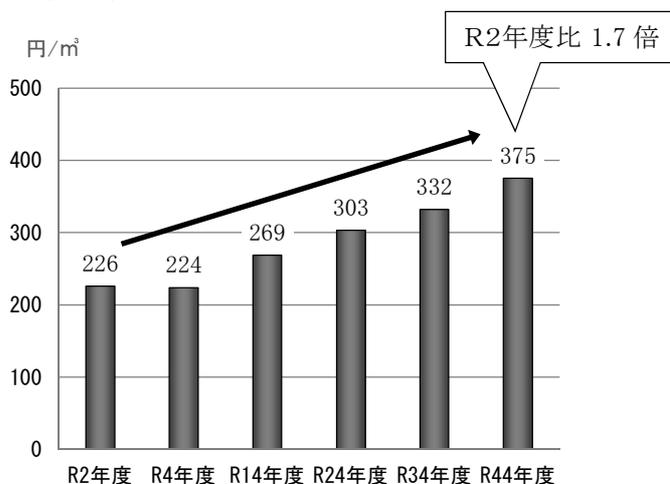
<損益の見通し>



<資金残高の見通し>



<給水原価の見通し>



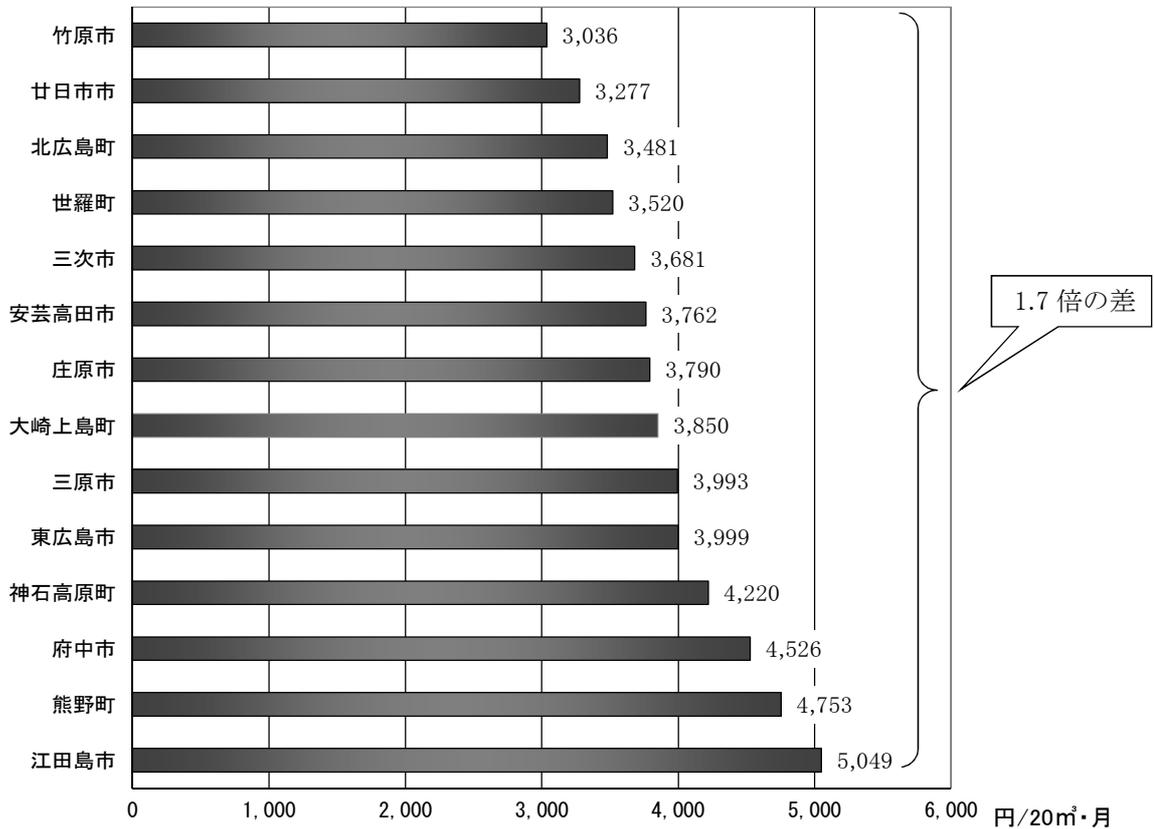
6 給水原価：1 m<sup>3</sup>の水道水を作るのに必要な費用をいう。

7 基準外繰出金：一般会計から水道事業会計に繰り出す経費のうち公益性の観点から、例外的に総務省が示した繰出基準に合致しない経費をいう。

<構成団体の基準外繰出金（令和2年度）>

構成団体	基準外繰出金 (千円)	構成団体	基準外繰出金 (千円)
竹原市	17,720	江田島市	24,591
三原市	246,276	熊野町	—
府中市	2,694	北広島町	84,734
三次市	118,992	大崎上島町	65,976
庄原市	190,704	世羅町	220,078
東広島市	11,096	神石高原町	38,124
廿日市市	48,927	広島県	2,942
安芸高田市	81,176	合計	1,154,030

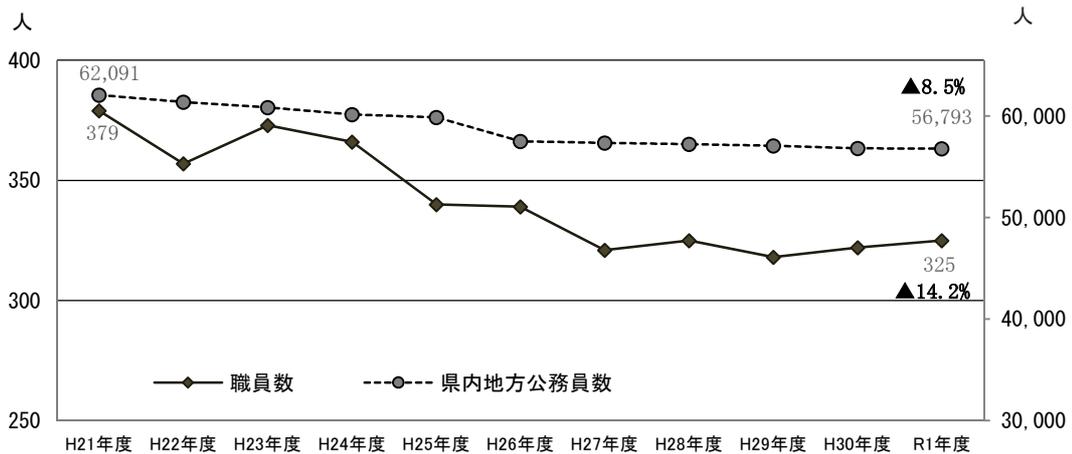
<各水道事業の水道料金（20 m<sup>3</sup>/月・令和2年4月1日現在）>



## エ 人材・技術力

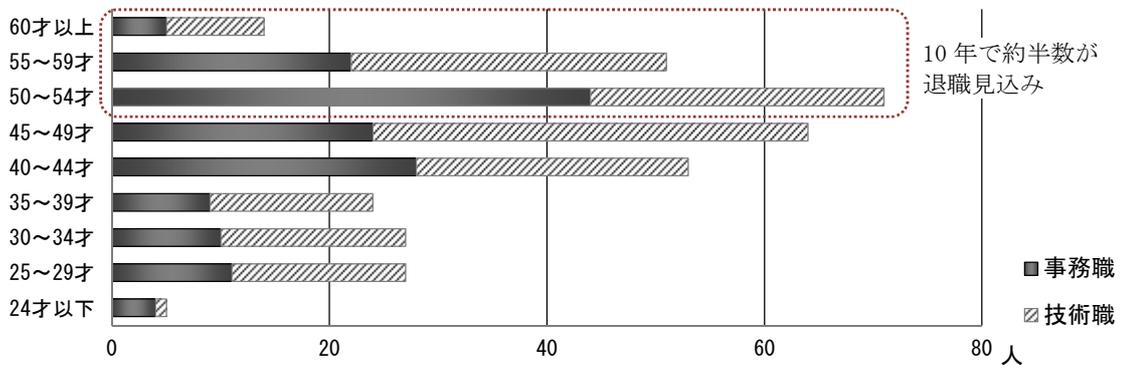
- 職員数<sup>8</sup>は、平成 21 年度の 379 人から令和元年度には 325 人（▲14.2%）まで減少しており、県内の地方公務員数の減少率（▲8.5%）と比べ、1.7 倍減少している。
- 技術職員については、令和 14 年度までに約半数が退職見込みであり、また、次世代を担う若手が少ないことから、水道の専門知識や技能を有する人材の育成や技術力の定着が課題となっている。

### <職員数の推移（令和 2 年 4 月 1 日現在）>



出典）「地方公共団体定員管理調査」（総務省自治行政局）

### <年代別職員数>



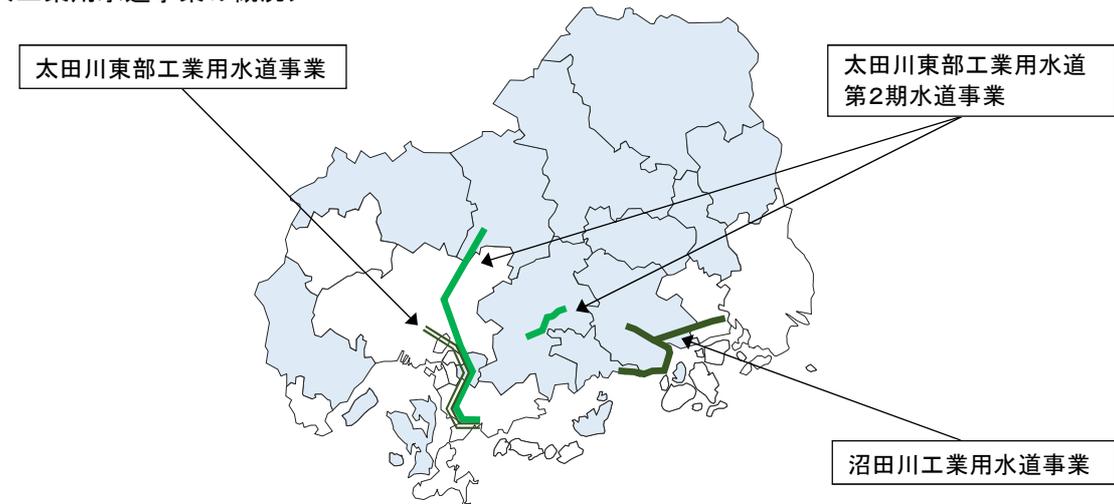
8 水道事業等及び工業用水道事業に従事する常勤職員（任期の定めがない職員、任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員）の人数

## 2 工業用水道事業

### (1) 概況

- 企業団は、企業の生産活動に必要な工業用水を供給するため、工業用水道事業を3事業経営している。工業用水道事業3事業を合わせたユーザー数（給水先）は34事業所で、給水収益は20億円/年である。（令和3年3月31日現在）
- 工業用水道事業は、水道用水供給事業と浄水場や管路など施設の一部を共有するとともに、浄水処理や送水管理などの業務についても共同で実施している。

#### <工業用水道事業の概況>



令和3年3月31日現在

事業	ユーザー数 (事業所)	施設		1日最大 給水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水収益 (千円)
		浄水場 (施設数)	管路 (km)		
太田川東部工水	6	1	53.1	175,139	991,246
太田川2期工水	7	2	53.6	33,687	711,011
沼田川工水	21	1	60.4	21,442	320,668
合計	34	4	167.1	230,268	2,022,925

#### <事業別の工業用水道料金>

令和4年4月1日現在

項目	太田川東部工水	太田川2期工水 (太田川系)	太田川2期工水 (三永系)	沼田川工水
定量給水	基本料金 14.3 円/m <sup>3</sup>	36.0 円/m <sup>3</sup>	50.0 円/m <sup>3</sup>	30.7 円/m <sup>3</sup>
一般給水	基本料金 10.9 円/m <sup>3</sup>	31.4 円/m <sup>3</sup>	43.9 円/m <sup>3</sup>	26.3 円/m <sup>3</sup>
	使用料金 4.8 円/m <sup>3</sup>	6.6 円/m <sup>3</sup>	8.7 円/m <sup>3</sup>	6.4 円/m <sup>3</sup>
少量給水	基本料金 2,960 円/日	8,000 円/日	11,150 円/日	6,760 円/日
	使用料金 6.8 円/m <sup>3</sup>	9.2 円/m <sup>3</sup>	12.2 円/m <sup>3</sup>	9.0 円/m <sup>3</sup>

## (2) 将来見通しと課題

### ア 水需要

- 水需要は、大口ユーザーの撤退により、令和2年度の264千 $\text{m}^3$ /日が、令和6年度には161千 $\text{m}^3$ /日（▲39.0%）まで減少し、給水収益も、令和2年度の20億円が、令和6年度には16億円（▲20.0%）まで減少する見込みである。その後、水需要と給水収益は令和14年度までは、横ばいで推移する見込みである。
- 工業用水道事業は、大口ユーザーの事業縮小や撤退に大きく左右される収益構造であり、収益リスクを抱えている。

### イ 施設

- 工業用水道施設は、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、老朽化が進んでいる。今後、順次、更新期を迎えることから、平成28年度から令和2年度までは、平均で10億円/年であった更新費用は、令和5年度から14年度には、平均で23億円/年と2.3倍に増加する見込みである。
- このため、将来の水需要に応じ、施設を最適化するなどして、更新費用を抑制していくことが必要である。

### ウ 財務

- 工業用水道事業の経営は、給水収益の減少や、更新費用の増加などにより、今後、急速に悪化する見込みである。
- 統合前の料金を維持すると仮定した場合、単年度損益は、令和2年度の3億円が、令和7年度には赤字となり、令和14年度には、▲5億円（▲8億円）まで減少する見込みである。また、資金残高も、令和2年度の31億円が、令和14年度には14億円（▲17億円）に減少する見込みである。

### 第3章 基本理念・基本方針

#### ■ 基本理念 ～ 企業団の責務・目的 ～

- 企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する。
- 企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献する。

#### ■ 基本方針 ～ 企業団の取組の方向性 ～

##### 1 上質なサービスの提供

- ・ 水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
- ・ 低廉な料金の維持
- ・ デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供

##### 2 施設・維持管理の最適化

- ・ 国交付金<sup>9</sup>を最大限活用し、全体最適の観点から施設を再編整備
- ・ デジタル化や重複業務の一元化、民間活用などによる効率的な維持管理
- ・ 施設の強靭化、バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
- ・ 効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減

##### 3 組織・管理体制の強化

- ・ 簡素で効率的な組織、柔軟で機動的な組織の整備
- ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
- ・ 計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築

#### ■ 達成目標・指標

- インターネットによる給水契約や給水装置工事の受付開始、コンビニエンスストアの収納取扱店舗の拡大、スマートフォンによる決済の導入など新規サービスの開始
- 広域運転監視システムやAIを活用した管路劣化予測システムの導入などDXの推進
- 海底管の二重化や緊急時連絡管の整備などバックアップ機能の強化、構成団体間の支援体制や市町との緊密な連携体制の構築、応急給水体制の充実
- 水道の専門知識や技能を有する人材の確保

指標	現状	令和14年度
水道料金（供給単価・水道事業の平均）	222 円/m <sup>3</sup> (R2 年度)	245 円/m <sup>3</sup> 以下
基幹管路の耐震化率	34.5% (R1 年度)	55.1%
現状より収支が改善している事業数	—	すべての事業の経常収支比率が、令和2年度より改善

#### 【指標の設定の考え方】

水道料金…単独経営を維持した場合、令和14年度に平均280円/m<sup>3</sup>まで上昇が見込まれる水道料金を、245円/m<sup>3</sup>以下に抑制  
 基幹管路の耐震化率…全国平均以下の耐震化率を、令和14年度までに全国平均以上に引き上げ

9 国交付金：厚生労働省所管の「生活基盤施設耐震化等交付金」をいう。統合に際し、施設の再編整備に要する経費の1/3が交付（広域化事業）されるほか、統合のインセンティブとして広域化事業と同額が交付（運営基盤強化等事業）される。

## 第4章 基本理念の実現に向けた取組

---

### 1 通信基盤・システム整備

#### (1) 通信基盤・システム整備の基本的な考え方

- 通信回線や端末などの通信基盤は、企業団運営を支える基盤であるとともに、個人情報をはじめ多様な情報を大量に扱うことから、快適な通信環境と強固なセキュリティを確保する。
- 企業団では、デジタル化やオンライン化などDX<sup>10</sup>を積極的に推進し、手続やサービス面で利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を進め、組織体制の強化につなげる。
- 構成団体ごとに異なっているシステムは統一する。システムの統一に当たっては、環境の変化や将来の組織体制の再編に柔軟に対応でき、かつ構築費用や運用コストを縮減するため、システムの標準化を進めるとともに、必要以上に独自の情報システムは保有せず、クラウドサービスの利用を優先的に行う。

#### (2) 整備概要

- 通信基盤については、強固なセキュリティを確保しつつ、快適な通信速度や通信品質の確保も可能なゼロトラストネットワーク<sup>11</sup>を導入する。
- 人事・給与システムや財務会計システムなどの総務系システムについては、令和5年度から統一したシステムで運用を開始する。
- 水道料金システムやマッピングシステム、土木積算や工事管理などの業務系システムについては、システム仕様の統一に時間を要するため、令和8年度に統一する。
- 浄水場等の運転監視を行う施設監視系システムは、水道標準プラットフォーム<sup>12</sup>を活用し、令和7年度に水道用水供給事業及び工業用水道事業で、複数の浄水場等の運転監視を一つの運転監視拠点で行える広域運転監視システムを導入する。その後、14 水道事業の運転監視システムを、段階的に広域運転監視システムに統合する。

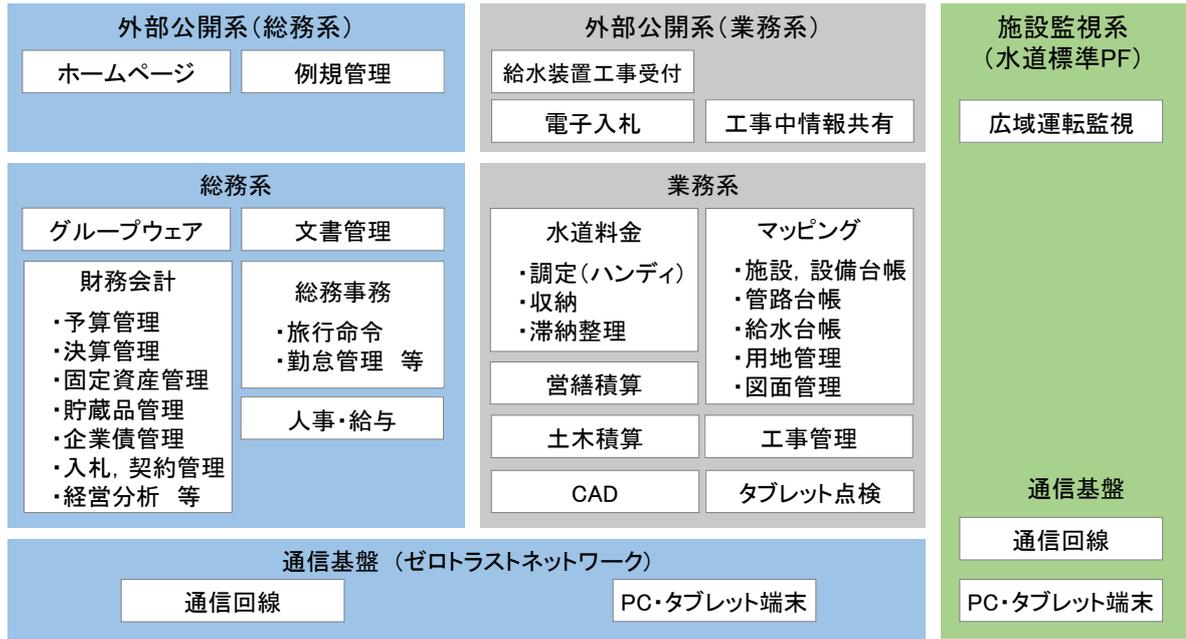
---

10 DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術の活用により、社会や暮らしが、より良い方向になるよう変革していく取組をいう。

11 ゼロトラストネットワーク：信頼された端末やユーザーのみが、あらかじめ許可されたアプリケーションにアクセスできるネットワーク。危険な通信は、端末やアプリケーションが排除するため、庁内ネットワークを介すことなく、一般のインターネット回線を使用してシステムに接続が可能となる。このため、通信負荷が軽減され、通信速度や通信品質の向上を図ることができる

12 水道標準プラットフォーム：厚生労働省及び経済産業省で制定された、水道の各種システムの標準仕様をいう。

<通信基盤・システムのイメージ>



<通信基盤・システム整備のロードマップ>

システム名		企業団による業務運営			
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
通信基盤	通信回線 PC・タブレット端末	運用開始			
総務系システム	ホームページ 例規管理 グループウェア 文書管理 財務会計 総務事務 人事・給与	運用開始			
業務系システム	給水装置工事受付 電子入札 工事中情報共有 水道料金 マッピング 営繕積算 土木積算 工事管理 CAD タブレット点検	構築		運用開始	統合前のシステムを継続利用
施設監視系システム	広域運転監視	構築		運用開始(用水事業・工水事業)	14 水道事業の運転監視システムを段階的に統合

## 2 業務運営

### (1) 業務運営の基本的な考え方

- 事業を開始する令和5年度は、統合前の業務運営体制を維持しつつ、統合により強化される経営資源（ヒト・モノ・カネ）やスケールメリットを活用し、次により業務効率化を図る。
  - ・ 事業ごとに異なる各種業務基準や運用方法の統一
  - ・ 各事業で共通する業務や物品等の一括発注
  - ・ 業務委託の現状を踏まえた民間活用の推進
  - ・ 構成団体単独では取組が困難なDXの推進
- 構成団体が築き上げてきたノウハウや技術力を活かし、業務水準やサービスレベルの向上を図る。
- 組織・職員体制が拡充されることにより、迅速かつ効果的な危機管理体制を構築する。

### (2) 営業業務

#### ア 営業窓口

- 給水契約の受付や水道料金の収納などの営業業務を行う営業窓口は、住民の利便性を確保するため、事業開始時は、統合前の64か所を維持する。このうち15か所は事務所に設置し、企業団で運営する。その他49か所は13市町に業務の一部を委託して設置する。
- 営業窓口は、サービス水準の維持を前提に、構成団体と調整した上で、最適化を図る。

#### イ 業務内容

- 事業開始時の営業業務は、民間委託をはじめ統合前の業務体制を引き継ぎ、本部と事務所の事務分担に基づき実施する。
- 給水契約の受付は、事業開始時から窓口や電話に加え、インターネットによる受付を開始する。
- 検針、調定、収納及び滞納整理業務の運用方法は、令和8年度に統一する。
- 検針業務の効率化、宅内や配水施設の漏水を早期発見するため、事業開始時からスマートメーター<sup>13</sup>の導入検討や実証実験を行い、令和7年度以降、段階的に導入する。
- 収納業務のうち水道料金の収納方法は、令和7年度に統一する。その際、費用対効果を踏まえた上で、コンビニエンスストアの収納取扱店舗の拡大やスマートフォンによる決済を導入するなどして、住民の利便性の向上を図る。
- 滞納整理業務のうち不納欠損及び訴訟事務は、事業開始時から本部に集約し、統一した対応で滞納整理を行う。
- 営業業務については、料金システムの稼働や検針周期、調定の統一などに併せ、令和8年度以降の委託のあり方（委託の一括発注、委託業務の範囲の拡大など）や本部と事務所の事務分担など業務体制の見直しを行う。

---

13 スマートメーター：通信機能を備えた水道メーターをいう。検針員が現地に行かなくとも、使用水量のデータが得られることで業務の効率化などが期待される一方、型式（一体型・分離型）や寸法、通信規格など仕様が共通化されていないため、調達コストが高く、導入に向けては、技術面・コスト面で課題がある。

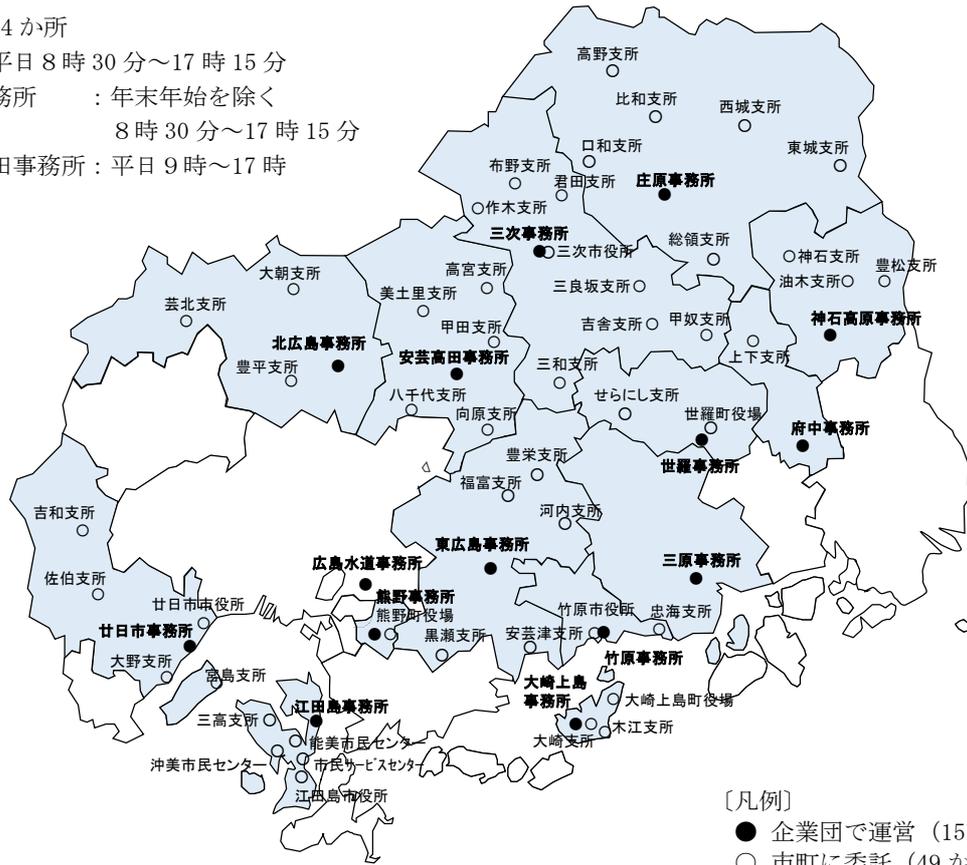
<事業開始時の営業窓口>

営業窓口：64 か所

営業時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※三次事務所：年末年始を除く  
8 時 30 分～17 時 15 分

安芸高田事務所：平日 9 時～17 時



<事業開始時の営業業務の事務分担>

事務 (主なもの)		本部	企業団運営 の窓口 (事務所等)	市町委託 窓口 (役場支所等)
マニュアルの策定、改正		○		
窓口	給水契約	受付	○	○
		料金システムとの照合・入力	○	
	開閉栓	開閉栓 (メーター検針を含む。)	○	○
検針	検針	定例検針	○	
		再検針	○	
調定・ 収納	調定	料金調定、調定更正	○	
	納入通知書	納入通知書発送、振替依頼	○	
	収納消込	振替データ授受、消込	○	
	料金収納	窓口収納		○
精算請求			○	
滞納 整理	督促・催告	督促・催告状発送	○	
	給水停止	給水停止予告・執行通知、 給水停止の執行	○	
	その他	不納欠損、訴訟事務	○	
システム運用保守			○	

<事業開始時の営業業務の体制及び業務内容>

事業	給水契約	検針	調定	収納	滞納整理
竹原市	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	<b>本部</b> <b>不納欠損</b> <b>訴訟事務</b>  <b>事務所</b> <b>催告</b> <b>給水停止</b>
三原市	委託 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	委託 下水道使用料と合わせ 一括請求(毎月)	委託 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
府中市	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
三次市	一部委託 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	委託 下水道使用料と合わせ 一括請求(毎月)	委託 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済 クレジット	
庄原市	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(毎月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口	
東広島市	委託 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	委託 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	委託 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
廿日市市	委託 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	委託 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	委託 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
安芸高田市	一部委託 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	委託 下水道使用料とは 別請求(隔月)	委託 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
江田島市	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
熊野町	直営 窓口 電話 インターネット	委託 毎月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(毎月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
北広島町	直営 窓口 電話 インターネット	委託 毎月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(毎月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
大崎上島町	直営 窓口 電話 インターネット	委託 毎月検針	直営 下水道使用料とは 別請求(毎月)	直営 口座振替 窓口	

事業	給水契約	検針	調定	収納	滞納整理
世羅町	直営 窓口 電話 <u>インターネット</u>	委託 隔月検針	直営 下水道使用料とは 別請求（毎月）	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	<b>本部</b> <u>不納欠損</u> <u>訴訟事務</u>  <b>事務所</b> <u>催告</u> <u>給水停止</u>
神石高原町	直営 窓口 電話 <u>インターネット</u>	委託 毎月検針	直営 下水道使用料とは 別請求（毎月）	直営 口座振替 窓口	
水道用水供給事業	直営 窓口 <u>インターネット</u>	直営 毎月検針	直営 維持管理負担金とは 別請求（四半期ごと）	直営 納入通知書	

※ 下線部は、事業開始時に新規に開始する受付方法、体制

### <スマートメーターのイメージ>

#### 【統合前】

毎月又は隔月に1回、検針員が各戸を回って検針作業を行い、検針データを水道局が集計し、料金を請求



#### 【企業団】

- ・ 検針データを自動集計
- ・ 分単位で水道使用量の計測が可能のため、夜間割引などの多様な料金メニューの提供や漏水の早期発見などサービスの向上を図る



<営業業務のロードマップ>

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
営業窓口体制	64か所の営業窓口で業務を実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>委託も含めた業務体制の見直し</li> <li>サービス水準維持を前提に営業窓口を最適化</li> </ul>
インターネットによる給水契約の受付開始	インターネットによる受付の開始			
検針、調定、収納、滞納整理業務の運用の統一	統合前の構成団体の方法で運用			運用の統一
収納方法の統一 コンビニ収納の取扱店舗の拡大 スマートフォン決済の導入	準備	収納業務のうち収納方法の統一 コンビニ収納の取扱店舗の拡大 スマートフォン決済の導入		
滞納整理業務の一部の本部集約	滞納整理業務のうち不納欠損及び訴訟事務を本部に集約			
料金システムの導入【再掲】	構築			運用開始
スマートメーターの導入	導入検討・実証実験		段階的に導入(目標)	

### (3) 給水装置業務

#### ア 給水装置工事業務

##### (ア) 給水装置工事窓口

- 給水装置<sup>14</sup>工事の受付、審査、工事立会、完了検査などの給水装置工事業務を行う給水装置工事窓口は、指定給水装置工事業業者<sup>15</sup>の利便性を確保するため、事業開始時は、統合前の24か所を維持する。このうち15か所は事務所に設置し、企業団で運営する。その他9か所は庄原市及び北広島町に業務の一部を委託して設置する。
- 給水装置工事窓口は、指定給水装置工事業業者の利便性の維持を前提に、構成団体と調整した上で、最適化を図る。

##### (イ) 業務内容

- 事業開始時の給水装置工事業務は、民間委託をはじめ統合前の業務体制を引き継ぎ、本部と事務所の事務分担に基づき実施する。
- 給水装置工事の受付は、事業開始時から郵送による受付を開始し、令和8年度の給水装置工事受付システムや給水台帳システムの導入に併せ、インターネットによる受付や審査などを開始する。
- 給水装置工事に係る設計・施工基準、維持管理の官民境界、工事費用の負担方法など給水装置工事に係る基準や事務手続は、令和8年度から統一する。統一するまでの間、給水装置工事の受付は、旧市町・県単位で行う。
- 工事立会や竣工検査などの現場確認作業を効率化するため、令和6年度からWeb会議システムを活用した遠隔臨場を実施する。
- 給水装置工事業務については、工事基準や事務手続の統一などに併せ、令和8年度以降の委託のあり方や本部と事務所の事務分担など業務体制の見直しを行う。

---

14 給水装置：配水管から各家庭に敷設した給水管と、給水管に直結する蛇口などの給水用具をいう。水道水の汚染や漏水を防ぐため、構造や材質などの基準が定められ、その工事も水道事業者が指定する事業者でなければ行うことが出来ない。

15 指定給水装置工事業業者：水道法第16条の2第1項に基づき、給水装置の工事を適切に行うことができると水道事業者が認め、指定した事業者をいう。

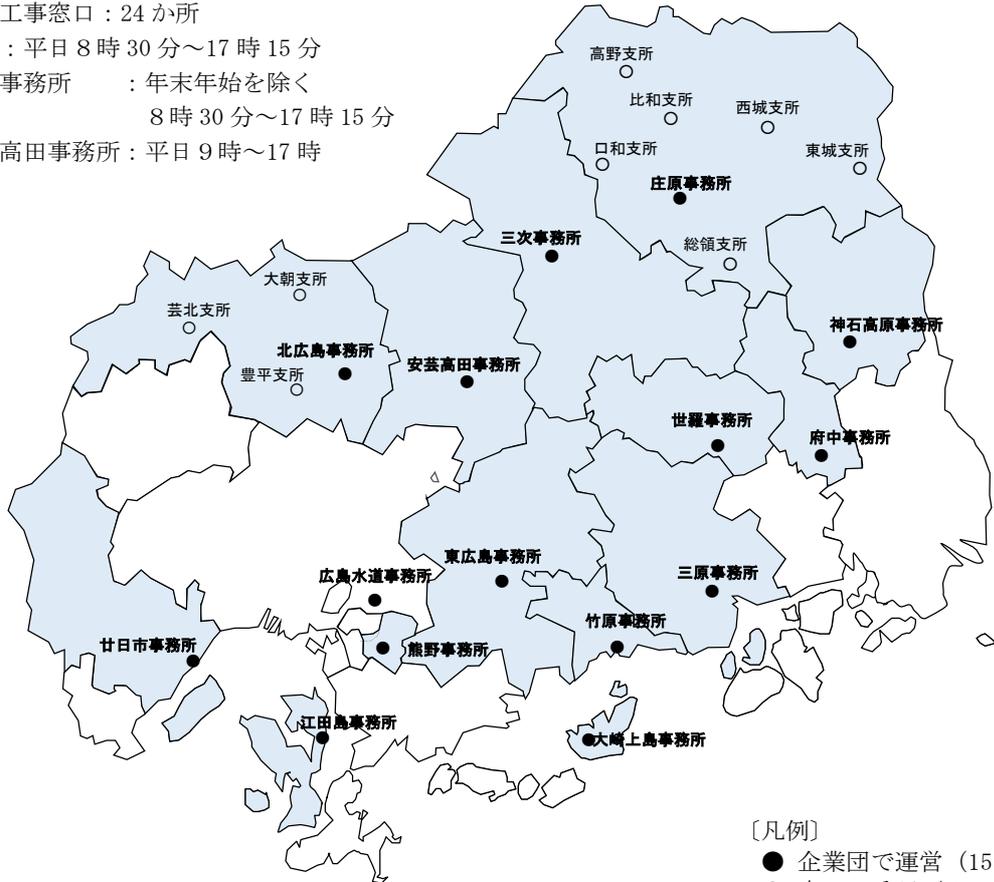
<事業開始時の給水装置工事窓口>

給水装置工事窓口：24 か所

営業時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※三次事務所：年末年始を除く  
8 時 30 分～17 時 15 分

安芸高田事務所：平日 9 時～17 時



[凡例]

- 企業団で運営 (15 か所)
- 市町に委託 (9 か所)

<事業開始時の給水装置工事業務の事務分担>

事務 (主なもの)		本部	企業団運営 の窓口 (事務所等)	市町委託 窓口 (役場支所等)
マニュアルの策定、改正		○		
工事の受付	受付		○	○
	負担金徴収		○	
設計審査			○	
竣工検査			○	
漏水調査 応急措置	漏水調査		○	
	修繕・応急措置		○	
量水器管理	量水器購入・在庫管理		○	
	検定有効期間満了量水器の交換		○	

<事業開始時の給水装置工事業務の体制及び業務内容>

事業	受付	審査	工事立会	完了検査
竹原市	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
三原市	委託 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
府中市	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
三次市	委託 窓口・郵送	委託	委託	委託
庄原市	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
東広島市	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
廿日市市	委託 窓口・郵送	直営	直営	委託
安芸高田市	委託 窓口・ <u>郵送</u>	委託	委託	委託
江田島市	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
熊野町	直営 窓口・郵送	直営	直営	直営
北広島町	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
大崎上島町	直営 窓口・郵送	直営	直営	直営
世羅町	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
神石高原町	直営 窓口・郵送	直営	直営	直営
水道用水供給 事業	直営 窓口・郵送	直営	直営	直営

※ 下線部は、事業開始時に新規に開始する受付方法

<Web会議システムを活用した遠隔臨場のイメージ>



<給水装置工事業務のロードマップ>

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
給水装置工事窓口体制	24 か所の給水装置工事窓口で業務を実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託も含めた業務体制の見直し</li> <li>・指定給水装置工事事業者の利便性の維持を前提に給水装置工事窓口を最適化</li> </ul>
インターネットによる給水装置工事の受付開始 【再掲】	郵送による受付の開始 (旧市町・県単位での受付を継続)		給水装置工事受付システムの構築	インターネットによる受付の開始
給水装置工事に係る基準、事務手続の統一	統合前の構成団体の基準等で運用			基準等の統一
Web 会議システムを活用した遠隔臨場の実施	制度設計	遠隔臨場の実施		

## イ 指定給水装置工事事業者

- 指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）の指定・取消、更新、講習、指導監督に係る業務は、事業開始時から本部で実施する。
- 指定業者の指定等に係る申請の受付は、本部と給水装置工事窓口（広島水道事務所を除く。）で行う。
- 統合前に各市町が指定していた指定業者は、企業団においても指定し、企業団が指定した指定業者は、14市町すべてで給水装置工事を行うことができることとする。
- 指定業者の指定等に係る基準や事務手続、手数料などは、事業開始時から統一した基準等で運用を開始する。

### <事業開始時の指定業者に係る業務の事務分担>

事務（主なもの）		本部	企業団運営の窓口（事務所等）	市町委託窓口（役場支所等）
指定業者の指定・更新	受付	○	○	○
	審査	○		
	指定	○		
	手数料等徴収	○		
	更新管理	○		
	指導監督（講習を含む。）	○		

### <指定業者に係る業務のロードマップ>

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
指定業者に係る業務の本部への集約	<div style="text-align: center;">  <p>指定業者に係る業務を本部に集約</p> </div> <p>※申請の受付は、本部と給水装置工事窓口（広島水道事務所を除く。）で実施</p>			
指定業者に係る基準、事務手続、手数料の統一	<div style="text-align: center;">  <p>基準、事務手続、手数料の統一</p> </div>			

#### (4) 運転監視業務

##### ア 運転監視拠点

- 浄水場など水道施設の運転監視を行う運転監視拠点は、事業開始時は、統合前の 30 か所を維持する。このうち6か所は庄原市に業務の一部を委託する。
- 運転監視拠点は、広域運転監視システムの導入に併せ、構成団体と調整した上で、最適化を図る。

##### イ 業務内容

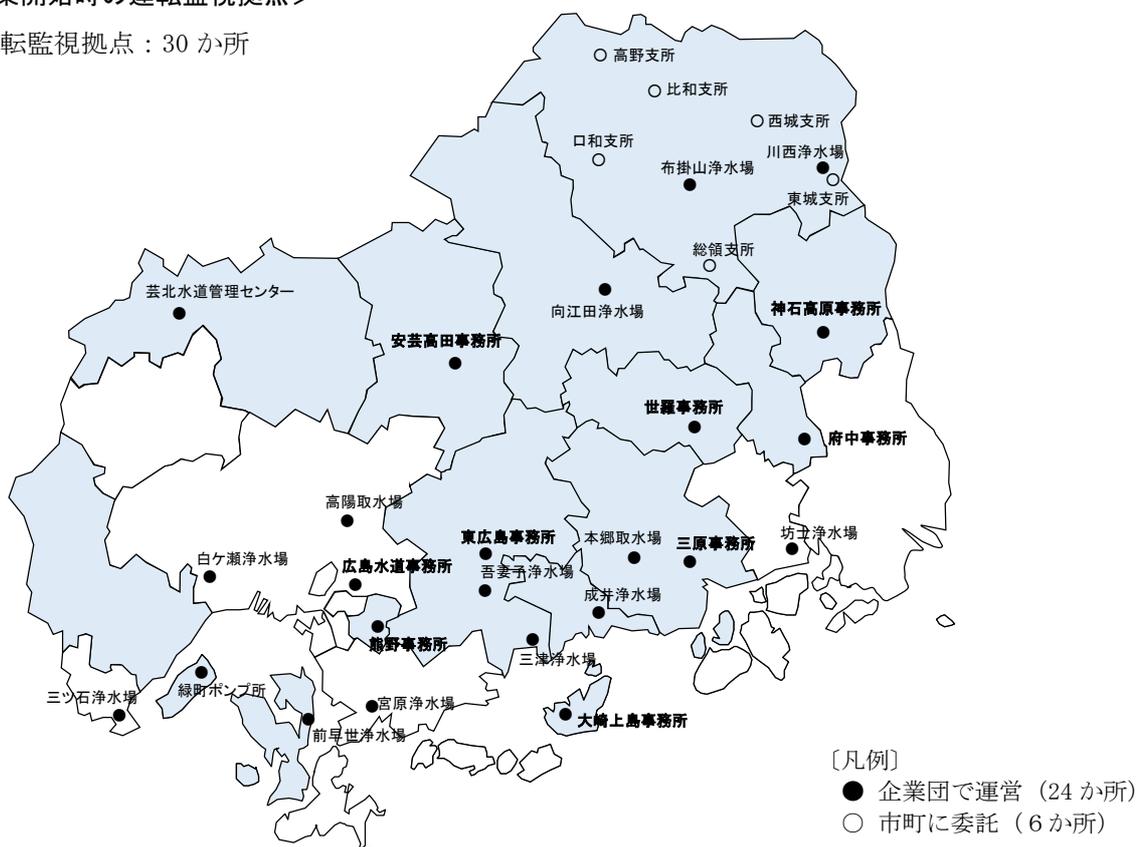
- 事業開始時の運転監視業務は、民間委託をはじめ構成団体の統合前の業務体制を引き継ぎ、実施する。
- 水道用薬品については、事業開始時から一括発注を実施し、調達コストの縮減を図る。
- 水道用水供給事業の浄水場で導入する A I を活用した薬品注入自動化システムについて、令和 6 年度以降、14 水道事業の浄水場に段階的に導入する。
- 複数の浄水場などの運転監視を一つの運転監視拠点で行う広域運転監視システムを、令和 7 年度に水道用水供給事業及び工業用水道事業に導入する。その後、14 水道事業の運転監視システムを段階的に広域運転監視システムに統合し、運転監視業務の効率化を図る。
- 運転監視業務については、広域運転監視システムの導入に併せ、委託のあり方を含め業務体制の見直しを行う。

##### <水道施設数>

取水場等	浄水場	ポンプ所	配水池	合計	管路
281 か所	166 か所	414 か所	521 か所	1,382 か所	7,441 km

##### <事業開始時の運転監視拠点>

運転監視拠点：30 か所



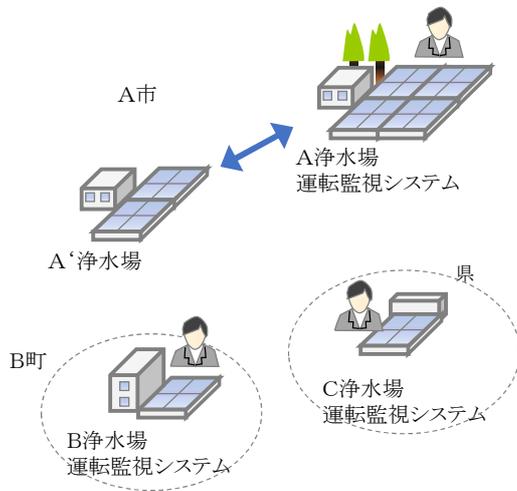
<事業開始時の運転監視業務の体制>

事業	運転監視拠点	運転監視体制
竹原市	成井浄水場	委託（24時間交代制）
三原市	三原事務所	委託（24時間交代制）
府中市	府中事務所	8:30～21:30：委託（交代制） 21:30～翌8:30：無人（異常時に委託業者に通報）
三次市	向江田浄水場	委託（24時間交代制）
庄原市	布掛山浄水場	平日昼間：直営 夜間休日：委託
	川西浄水場	委託（24時間交代制）
	西城支所、東城支所、口和支所、 高野支所、比和支所、総領支所	平日昼間：一部委託 夜間休日：無人（異常時に委託業者に通報）
東広島市	東広島事務所	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
	吾妻子浄水場、三津浄水場	委託（24時間交代制）
廿日市市	緑町ポンプ所	平日昼間：委託 夜間休日：無人（異常時に委託業者に通報）
	（三ツ石浄水場）	委託（24時間交代制）
安芸高田市	安芸高田事務所	平日昼間：委託 夜間休日：無人（異常時に委託業者に通報）
江田島市	前早世浄水場	委託（24時間交代制）
熊野町	熊野事務所	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
北広島町	芸北水道管理センター	平日昼間：委託 夜間休日：無人（異常時に委託業者に通報）
大崎上島町	大崎上島事務所	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
世羅町	世羅事務所	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
神石高原町	神石高原事務所	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
水道用水 供給事業	広島水道事務所	平日昼間：直営 夜間休日：委託
	三ツ石浄水場、白ヶ瀬浄水場、 本郷取水場、高陽取水場、 坊士浄水場、宮原浄水場	委託（24時間交代制）

<広域運転監視システムによる運転監視拠点の最適化イメージ>

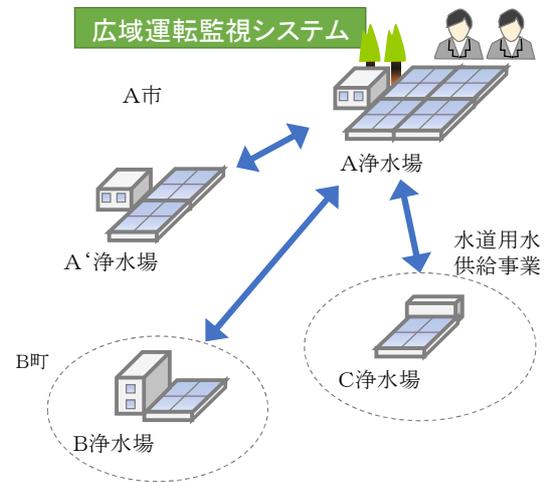
【統合前】

構成団体ごとに運転監視システムが異なり、  
運転監視拠点が分散



【企業団】

広域運転監視システムにより、運転監視拠点を最適化



<運転監視業務のロードマップ>

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
運転監視業務体制	30か所の運転監視拠点で業務を実施			
薬品の一括発注	一括発注			
AIを活用した薬品注入自動化システムの導入	用水事業の浄水場で導入	14水道事業の浄水場に段階的に導入		
広域運転監視システムの導入【再掲】	構築		運用開始（用水事業・工水事業）	
				14水道事業の運転監視システムを段階的に統合

## (5) 保全業務

### ア 保全拠点

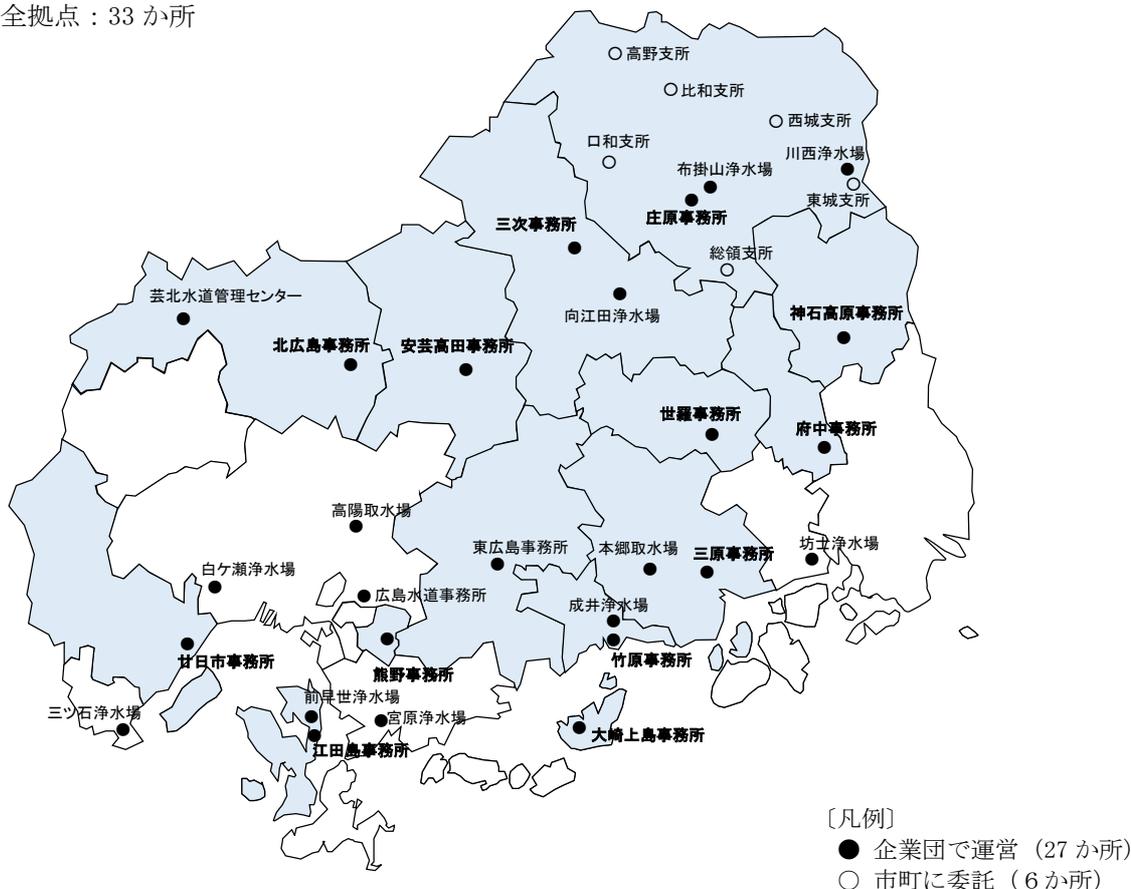
- 施設、設備、管路の保全を行う保全拠点は、事業開始時は、統合前の 33 か所を維持する。このうち 6 か所は庄原市に業務の一部を委託する。
- 保全拠点は、施設の再編整備に併せ、構成団体と調整した上で、最適化を図る。

### イ 業務内容

- 事業開始時の保全業務は、民間委託をはじめ構成団体の統合前の業務体制を引き継ぎ、実施する。
- 事業開始から A I を活用した管路劣化予測システムの導入検討を行い、令和 6 年度以降、14 水道事業の管路に段階的に導入する。
- 令和 8 年度のマッピングシステムの運用開始と同時に、アセットマネジメントの考えに基づいた、施設、設備、管路の点検内容や頻度などを定めた保全基準を統一するとともに、タブレット等による点検システムを導入し、点検帳票のペーパレス化や異常値の早期感知など点検業務の効率化を図る。
- 保全業務については、保全基準の統一に併せ、令和 8 年度以降の委託のあり方も含め業務体制の見直しを行う。

#### <事業開始時の保全体制>

保全拠点：33 か所



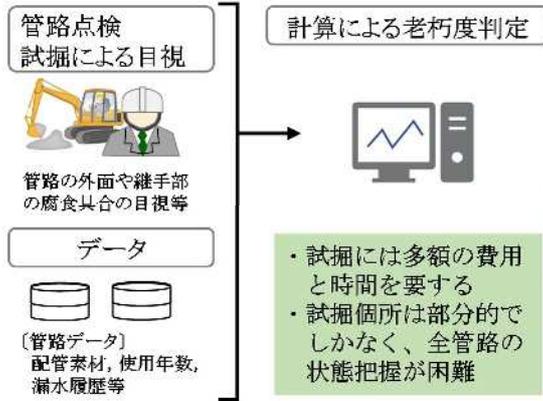
<事業開始時の保全業務の体制>

事業	保全拠点	保全体制
竹原市	竹原事務所 成井浄水場	設備点検：一部委託
三原市	三原事務所	設備点検：一部委託 管路点検：直営
府中市	府中事務所	設備点検：委託
三次市	三次事務所 向江田浄水場	設備点検：委託
庄原市	庄原事務所 布掛山浄水場、川西浄水場 西城支所、東城支所、口和支所 高野支所、比和支所、総領支所	設備点検：一部委託
東広島市	東広島事務所	設備点検：一部委託
廿日市市	廿日市事務所	設備点検：一部委託
安芸高田市	安芸高田事務所	設備点検：委託
江田島市	江田島事務所 前早世浄水場	設備点検：委託 管路点検：委託
熊野町	熊野事務所	設備点検：直営
北広島町	北広島事務所 芸北水道管理センター	設備点検：委託 管路点検：委託
大崎上島町	大崎上島事務所	設備点検：直営
世羅町	世羅事務所	設備点検：直営 管路点検：委託
神石高原町	神石高原事務所	設備点検：直営
水道用水 供給事業	広島水道事務所	設備点検：一部委託 管路点検：一部委託
	三ツ石浄水場、白ヶ瀬浄水場、 本郷取水場、高陽取水場 坊土浄水場、宮原浄水場	設備点検：委託 管路点検：委託

< A I を活用した管路劣化予測システムのイメージ >

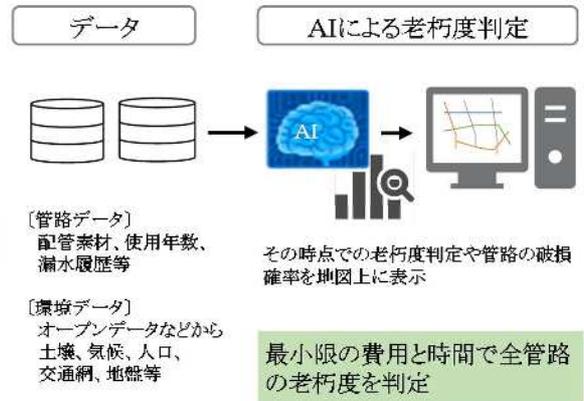
**【統合前】**

管路点検や試掘での目視、管路データを加味し、老朽度を判定



**【企業団】**

管路データや環境データを基に、A I で老朽度を判定



< 保全業務のロードマップ >

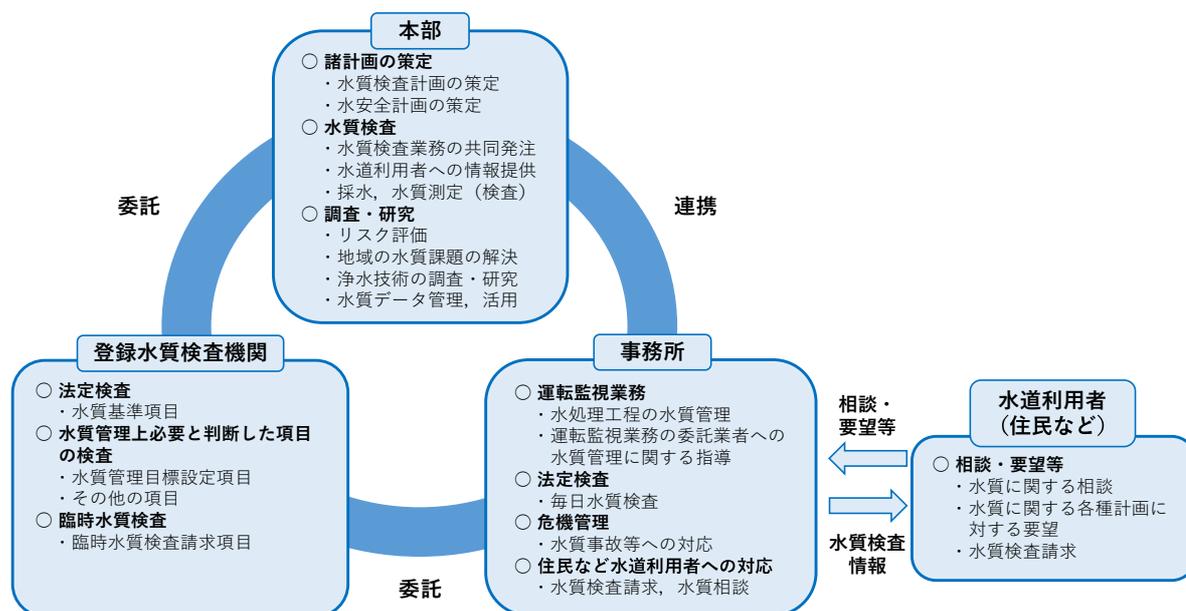
項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
保全業務体制	33 か所の保全拠点で業務を実施			
保全基準の統一	統合前の構成団体の基準で運用			保全基準の統一
マッピングシステムの導入 【再掲】	構築			運用開始
A I を活用した 管路劣化予測 システムの導入	導入検討	運用開始（14 水道事業に段階的に導入）		
タブレット等による 点検システムの導入 【再掲】	構築			運用開始

## (6) 水質管理業務

### ア 水質管理

- 安全・安心な水道水を確保するため、採水箇所、任意検査の項目の設定、検査の頻度などを定めた水質検査計画<sup>16</sup>を策定する。
- 水質検査業務<sup>17</sup>は、登録水質検査機関<sup>18</sup>に委託する。ただし、実施時期については、構成団体と協議の上、決定する。
- これまで、構成団体単独では困難だった水質のリスク評価、地域の水質課題の解決、浄水技術の調査・研究などについて実施体制を整え、本部、事務所（運転監視拠点）及び登録水質検査機関が連携し、水質管理体制の強化を図る。

#### <水質管理体制>



#### <水質管理業務のロードマップ>

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
水質検査計画	● 策定	● 策定	● 策定	● 策定
水質検査業務の委託	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">                     水質検査業務を登録水質検査機関に委託                      （実施時期は、構成団体と協議の上、決定）                 </div> ※水質検査業務の委託により、水質職員を水質のリスク評価や調査・研究などの業務に配置			
水質管理体制の強化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">                     水質のリスク評価、調査・研究などの実施                 </div>			

16 水質検査計画：水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づき、水道原水及び水道水の水質検査について、検査項目、地点、頻度などを示した計画をいう。水道事業者は、毎年度の策定が義務付けられている。

17 水質検査業務：水道法上の法定検査と任意検査に分けられる。法定検査は、色、濁り、残留塩素を検査する毎日検査と、一般細菌や大腸菌など水質基準項目（51 項目）に基づく検査がある。法定検査以外に、国が定めた水質管理目標設定項目（27 項目）やその他水道事業者が独自に定めた項目を任意で検査することもできる。

18 登録水質検査機関：水道法第 20 条の 2 の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関をいう。

## イ 水源保全

将来にわたって、安全・安心でおいしい水を安定的に供給していくため、水道水源の保全活動に積極的に取り組む。

- ・ 水道施設の見学会の実施や広報紙を活用した普及啓発
- ・ 水道資源の保全に関する協議会や水源涵養活動への参画
- ・ 水源周辺のパトロールによる不法投棄や水質汚濁の監視
- ・ 水源周辺で工事を行う工事事業者への協力要請

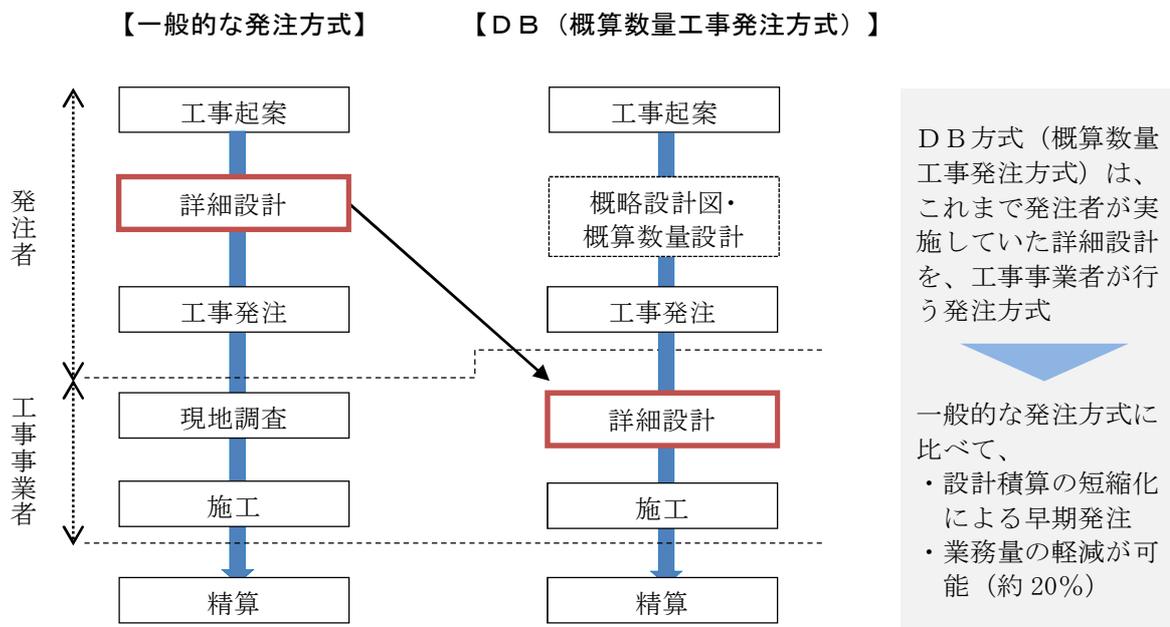
### <水源保全のロードマップ>

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
水源保全	普及啓発、水道資源の保全に関する協議会等への参画、水源周辺のパトロールの実施、工事事業者への協力要請			

## (7) 工務

- 工事は、原則として、国交付金を活用した施設の再編整備に係る工事を本部が執行し、その他の工事は事務所が執行する。ただし、事務所の工事執行体制と工事量を勘案し、必要に応じて本部がバックアップを行う。
- 入札契約制度や設計積算、工事検査業務などの工事関連の基準は、令和7年度までは、本部と広島水道事務所は県の制度に、その他の事務所は統合前の各市町の制度に準拠し、令和8年度に統一する。
- 入札契約制度や工事関連の基準の統一は、工事事業者の意見を聴く機会を設けるなどして、構成団体や工事事業者と調整した上で行う。
- 統合前に市町長部局で入札契約事務を執行していた事務所においては、令和7年度まで、当該事務を市町長部局に委託する。
- 入札参加資格者名簿は、構成団体の名簿を引き継ぐ。
- 事業開始時から管路工事においてDB方式（概算数量工事発注方式）を導入し、工事発注業務の効率化を図る。
- DB方式をはじめ施設整備を着実に実施し、災害時に迅速な復旧を進めるためには、工事事業者の技術力の維持・向上が不可欠なことから、工事事業者を対象とした技術研修の実施やノウハウを有する工事事業者との連携などの取組を進める。
- 工事の実施に当たっては、構成団体と協議しながら実施する。管工事組合など地元の工事事業者の受注機会に配慮するとともに、複数年発注をはじめ工事を平準化し、年間を通じて安定的に工事を実施することで、工事事業者の確保を図る。

### <DB方式（概算数量工事発注方式）の概要>



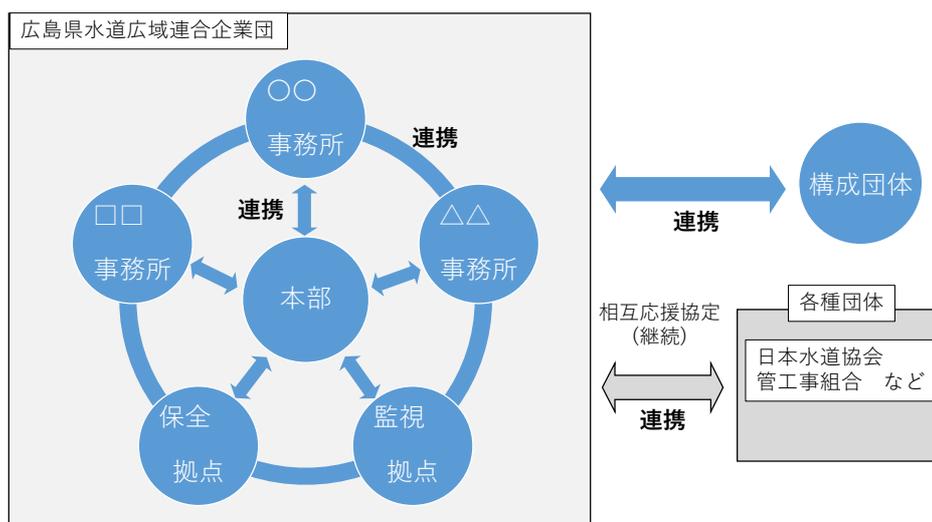
<工務のロードマップ>

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
再編整備などの工事の実施	国交付金を活用した再編整備：本部執行 その他の工事：事務所執行 （適宜、本部が事務所をバックアップ）			
入札契約制度、工事基準等の統一	制度設計・基準の作成			制度・基準の統一
	統合前の構成団体の制度、基準で運用			
管路DB（概算数量工事発注方式）の導入	管路DB（概算数量工事発注方式）の導入			
電子入札システムの導入 【再掲】	構築			運用開始
工事事業者の育成・確保	技術研修の実施、ノウハウを有する工事事業者との連携、工事の平準化			

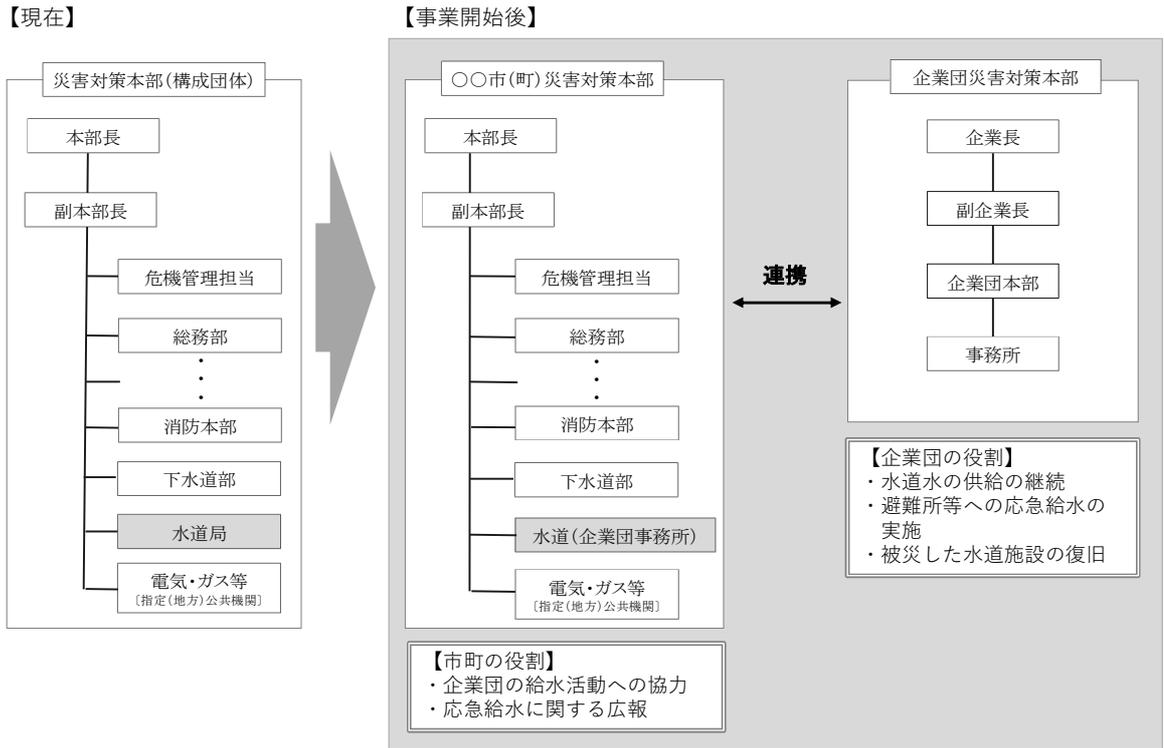
## (8) 危機管理

- 地震、風水害などの自然災害、水質汚染事故、施設事故・停電、管路事故・給水装置凍結、テロ、濁水、感染症など（以下「危機事案」という。）に対しては、本部、事務所、運転監視拠点、保全拠点が連携し、企業団として、応急給水や施設の復旧に適切に対処できる体制を整備する。
- 構成団体の地域防災計画に企業団の役割を明確化するとともに、構成団体の災害対策本部の構成員としても位置づけ、危機事案発生時に構成団体と企業団が連携し、一体となって対処する体制を構築する。
- 統合前に構成団体が締結していた公益社団法人日本水道協会や近隣の水道事業者などとの相互応援協定は、企業団が引き継ぎ、相互応援体制を維持する。
- 断水時には、病院などの重要給水施設や避難所等に対し、必要に応じて近隣の水道事業者等の支援を受けながら、給水車による運搬給水を行い、応急給水を実施する。
- 緊急用資機材は、危機事案発生時に、迅速かつ広域的に資機材を利活用できるよう、必要に応じ、エリア単位でも資材倉庫を設置し、企業団が一元的に保管・管理する。
- 職員の危機事案への対応能力を向上させるため、定期的に危機管理研修や事故対応訓練を実施する。

### <企業団における危機管理体制>



<災害時における構成団体との連携体制>



<給水車による運搬給水体制>

被害範囲	対応
狭い	企業団による独自対応 ・給水車 9台
↓	(公社) 日本水道協会広島県支部への支援要請 ・給水車 9台+ 15台 (県内水道事業者の所有分)
	(公社) 日本水道協会中国四国支部等からの支援を受ける。 ・給水車 9台+ 15台 + α (県外からの支援)
広い	

出典) 広島県地域防災計画附属資料 (令和3年5月 広島県防災会議)

<危機管理のロードマップ>

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
危機管理体制の整備	応急給水や施設復旧に適切に対処できる危機管理体制の整備			
構成団体との連携体制の構築	構成団体との連携体制の構築			
研修・訓練の実施	研修・訓練の実施			
緊急用資機材の一元的な保管・管理	緊急用資機材の一元的な保管・管理			

(9) その他

企業団では、下水道事業<sup>19</sup>の料金収納業務や統合の対象外である公営の小規模水道<sup>20</sup>及び専用水道<sup>21</sup>の維持管理業務を、事業開始時に市町から受託して実施する。

<企業団が受託する下水道事業、公営小規模水道及び公営専用水道の業務の範囲>

項目	受託先	受託業務の範囲
下水道事業	14 市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用開始・中止の受付</li> <li>・使用料に関する業務 メーター検針（下水道専用を含む。） 調定・収納（認定は下水道部局が実施） 滞納整理（督促、催告、計画納付）の補助</li> </ul>
公営小規模水道	東広島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用開始・中止の受付</li> <li>・料金に関する業務 メーター検針、調定・収納、 滞納整理（督促、催告、計画納付）の補助</li> <li>・給水装置工事に関する業務 竣工検査</li> <li>・維持管理業務 管理者（市長部局）の維持管理状況の検査及び確認</li> </ul>
	神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用開始・中止の受付</li> <li>・料金に関する業務 メーター検針、調定・収納、 滞納整理（督促、催告、計画納付）の補助</li> <li>・給水装置工事に関する業務 工事受付、設計審査、竣工検査、量水器管理</li> <li>・維持管理業務 施設点検、故障対応、薬品の購入</li> <li>・施設の更新</li> </ul>
公営専用水道	東広島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用開始・中止の受付</li> <li>・料金に関する業務 メーター検針、調定・収納、 滞納整理（督促、催告、計画納付）の補助</li> <li>・給水装置工事に関する業務 竣工検査</li> <li>・維持管理業務 管理者（市長部局）の維持管理状況の検査及び確認</li> </ul>

<受託業務のロードマップ>

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
下水道料金の収納業務等の受託				

19 下水道事業：公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む。）、集落排水事業、市町設置型浄化槽事業をいう。

20 小規模水道：給水人口 100 人以下の水道をいう。

21 専用水道：自家用水道のうち給水人口が 101 人以上の水道又は計画給水量のうち生活の用に供するものが 20 m<sup>3</sup>/日を超える水道をいう。

### 3 施設整備

#### (1) 施設整備の基本的な考え方

- 施設は、市町単位ではなく、自然流下による水運用が可能な河川流域と広域水道である水道用水供給事業の整備状況を踏まえて設定した5つのエリア（太田川、小瀬川・八幡川、沼田川、芦田川、江の川）ごとに、将来の水需要を見据えた上で、次の考え方により再編整備を行い、将来の更新費用や維持管理費を縮減する。
  - ・ 水源は、水質が良好で、水量が豊富な水源を活用
  - ・ 浄水場は、水需要の減少により非効率となる浄水場を廃止し、浄水能力が高く余力のある浄水場に可能な限り集約
  - ・ 配水池は、浄水場の再編整備の状況を踏まえ、廃止又は規模の適正化
  - ・ 管路は、更新時に併せてダウンサイジング
- 施設の更新は、耐用年数ではなく、アセットマネジメントの考え方に基づき実施するとともに、更新時にはダウンサイジングを考慮する。
- 施設の再編整備に併せ、地域特性や費用対効果等を考慮しながら、次のとおり施設の強化やバックアップ機能の強化などの危機管理対策を実施し、災害や事故に強い水道を整備する。
  - ・ 災害危険区域内の施設は、緊急性・重要性に応じ、浸水対策、土砂災害対策、地震対策、濁水対策を実施
  - ・ 被災により長期の断水が予想される地域について、水源の多系統化や緊急時連絡管の整備、管路の二重化、停電対策を実施
  - ・ 被災から復旧までの間、応急給水に必要な水を確保し、給水車に補給するための応急補給拠点を整備
  - ・ 浄水場の再編整備に当たっては、水需要の減少や災害時の応急給水での活用などを考慮し、可搬式浄水処理装置を導入するなど新技術を活用

#### <各エリアの範囲>

- |             |  |
|-------------|--|
| ①太田川エリア     | 竹原市、東広島市（河内町を除く。）、江田島市、熊野町、北広島町西部、大崎上島町、広島水道用水供給事業（広島用水） |
| ②小瀬川・八幡川エリア | 廿日市市、広島西部地域水道用水供給事業（広島西部用水）                              |
| ③沼田川エリア     | 三原市、東広島市河内町、沼田川水道用水供給事業（沼田川用水）                           |
| ④芦田川エリア     | 府中市南部、世羅町東部、神石高原町  |
| ⑤江の川エリア     | 府中市北部、三次市、庄原市、安芸高田市、北広島町東部、世羅町西部                         |

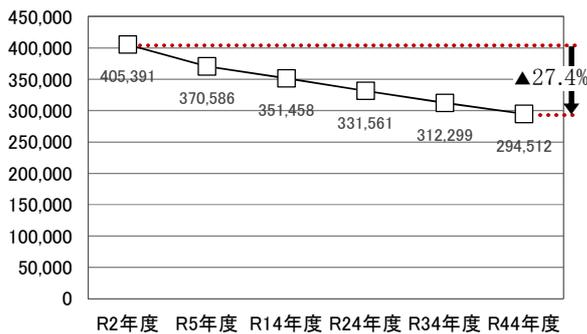


## (2) 水需要推計

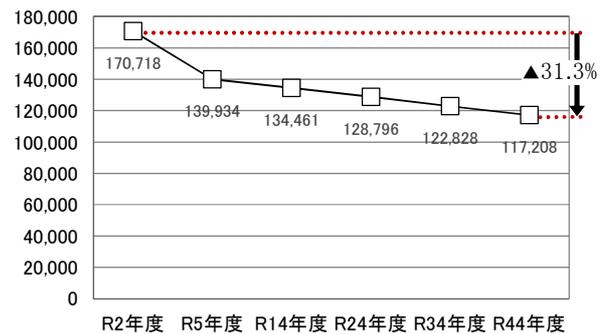
- 企業団全体の水需要（1日最大給水量）は、405 千 $\text{m}^3$ /日（令和2年度）で、人口減少や節水型機器等の普及に伴い、令和14年度には351 千 $\text{m}^3$ /日（▲13.3%）に減少し、令和44年度には295 千 $\text{m}^3$ /日（▲27.4%）まで減少する見込みである。
- エリア別では、事業開始から40年後の令和44年度の水需要は令和2年度と比べ、太田川エリアで31.3%、小瀬川・八幡川エリアで15.4%、沼田川エリアで22.8%、芦田川エリアで38.7%、江の川エリアで35.5%の減少となる見込みである。

### <水需要推計結果>

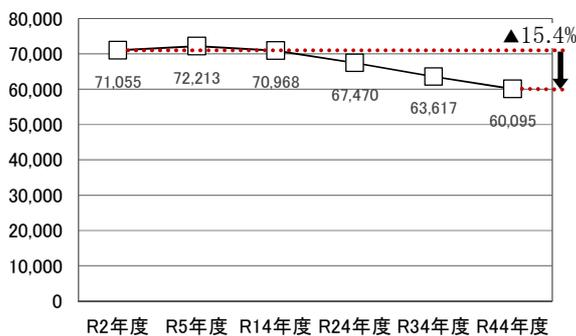
#### ① 全体



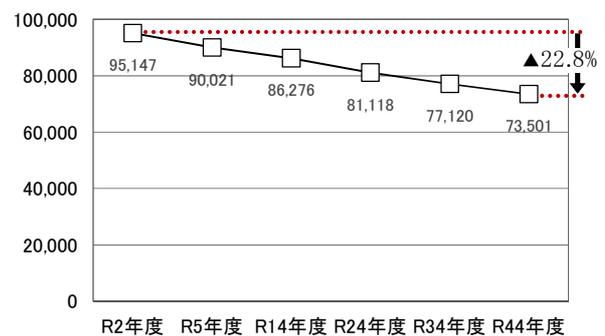
#### ②太田川エリア



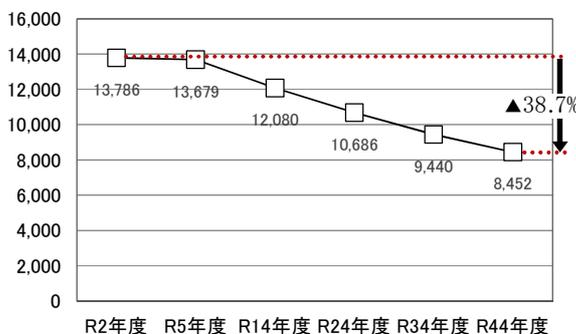
#### ③小瀬川・八幡川エリア



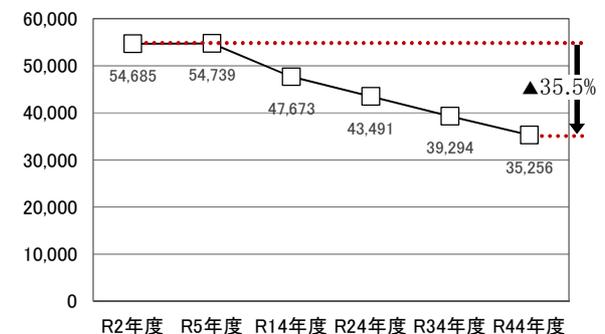
#### ④沼田川エリア



#### ⑤芦田川エリア



#### ⑥江の川エリア



### (3) 施設整備

#### ア 全体概要

- 施設は、国交付金を最大限活用し、次のとおり集中的に再編整備や更新、危機管理対策を実施する。
  - ・ 再編整備については、水需要の減少を見据え、施設能力を最適化する。
  - ・ 更新に際しては、厚生労働省が公表している「実使用年数に基づく更新基準の設定事例」を参考に、施設区分ごとに重要度や優先度を勘案した更新基準を設定し、更新需要の平準化を図る。
  - ・ 危機管理対策については、42 か所の施設で、浸水対策や地震対策、応急給水の充実に図るとともに、基幹管路 359km を耐震管に更新するなど、施設の強靱化、バックアップ機能の強化を図る。
- 施設の再編整備等は、令和 15 年度以降も計画的に取り組み、施設の最適化や災害などの危機事案に備える。

#### <施設の再編整備の概要>

年度	水需要	水源	浄水能力・浄水場数		管路
令和2年度	405 千m <sup>3</sup> /日	691 千m <sup>3</sup> /日	592 千m <sup>3</sup> /日	166 か所	7,441 km
令和14年度	351 千m <sup>3</sup> /日	426 千m <sup>3</sup> /日	387 千m <sup>3</sup> /日	77 か所	7,633 km
増減率(対R2年度)	▲13%	▲38%	▲35%	▲54%	+3%
令和44年度	295 千m <sup>3</sup> /日	344 千m <sup>3</sup> /日	313 千m <sup>3</sup> /日	70 か所	7,645 km
増減率(対R2年度)	▲27%	▲50%	▲47%	▲58%	+3%

#### <更新基準>

工種		更新基準
構築物	土木	73 年
	建築	70 年
設備	機械	24 年
	電気計装	25 年
	量水器	8 年

管種		更新基準
铸铁管（ダクタイル铸铁管は含まない。）		50年
ダクタイル铸铁管	耐震型継手を有する。	80年
	K形継手等を有するもののうち良い地盤に布設されている。	70年
	上記以外（不明なものを含む。）	60年
鋼管	溶接継手を有する。	70年
	上記以外（不明なものを含む。）	40年
石綿セメント管		40年
硬質塩化ビニル管	RRロング継手等を有する。	60年
	RR継手等を有する。	50年
	上記以外（不明なものを含む。）	40年
コンクリート管		40年
鉛管		40年
ポリエチレン管	高密度、熱融着継手を有する。	60年
	上記以外（不明なものを含む。）	40年
ステンレス管	耐震型継手を有する。	60年
	上記以外（不明なものを含む。）	40年
その他（管種が不明なものを含む。）		40年

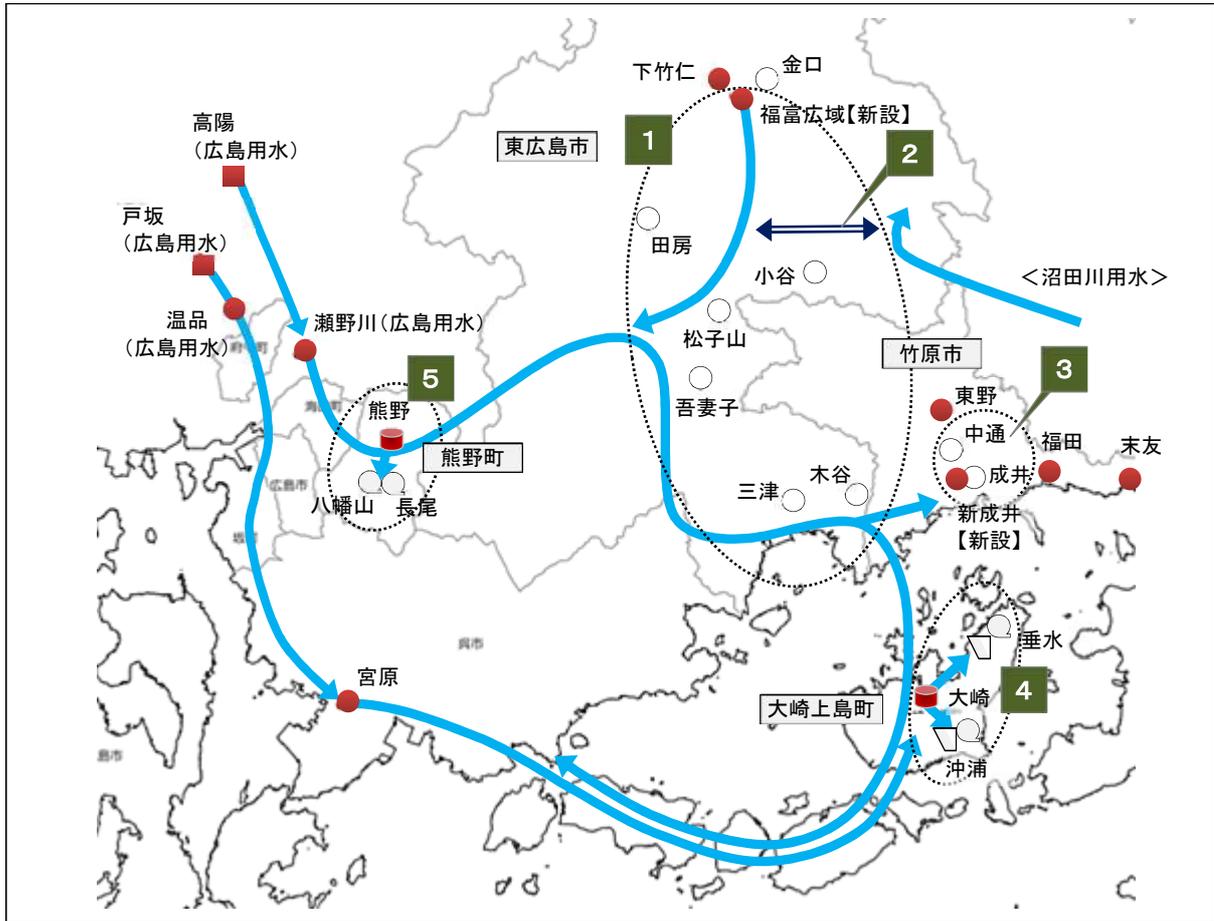
#### <危機管理対策の概要>

対策	対象施設	
浸水対策	取水・導水・浄水施設	4か所
土砂災害対策	浄水・送配水施設	2か所
地震対策	浄水・送配水施設 基幹管路	6か所 359km
断水時の影響範囲の最小化	海底管 緊急時連絡管 予備水源	2か所 3か所 8か所
停電対策	取水・浄水施設	4か所
応急補給拠点の拡充	浄水・送配水施設	10か所
可搬式浄水処理装置の整備	浄水施設	3か所
合計	施設 基幹管路	42か所 359km

## イ 施設整備の内容

### (ア) 太田川エリア

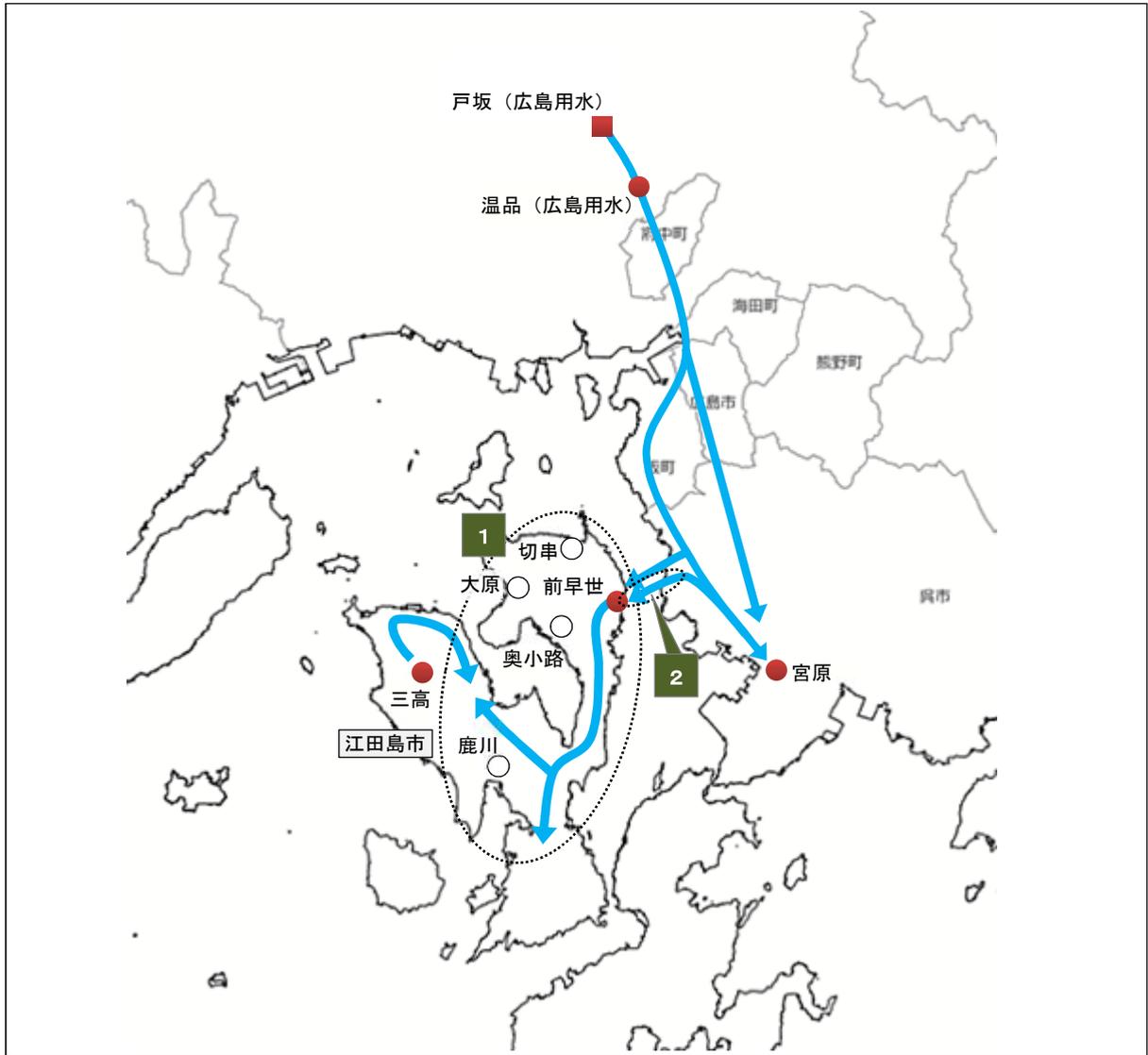
【竹原市・東広島市（河内町を除く。）・大崎上島町・熊野町】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 ■ 調整池 □ 廃止配水池 ○ 廃止ポンプ所  
 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>福富ダムを水源とする福富広域浄水場の新設</li> <li>吾妻子、松子山、田房、小谷、木谷、三津浄水場を段階的に廃止し、瀬野川浄水場及び福富広域浄水場からの2系統の送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場の新設 1か所</li> <li>送水管の整備 10km</li> <li>調整池の整備 1か所</li> <li>ポンプ所の整備 1か所</li> </ul>	R 5年度～13年度
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>太田川水系と沼田川水系（東広島市高屋町～東広島市河内町）を結ぶ緊急時連絡管の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時連絡管の整備 9km</li> </ul>	R 5年度～9年度
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>新成井浄水場の新設</li> <li>成井、中通浄水場を廃止し、新成井浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場の新設 1か所</li> <li>配水池の整備 1か所</li> <li>導水管、送水管の整備 2.2km</li> </ul>	R 5年度～13年度
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖浦ポンプ所、垂水ポンプ所の廃止</li> <li>沖浦配水池、垂水配水池の廃止</li> <li>大崎調整池からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加圧ポンプ所の整備 1か所</li> </ul>	R 11年度～12年度
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>長尾ポンプ所、八幡山ポンプ所の廃止</li> <li>熊野調整池からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管の整備 1.5km</li> </ul>	R 8年度～12年度

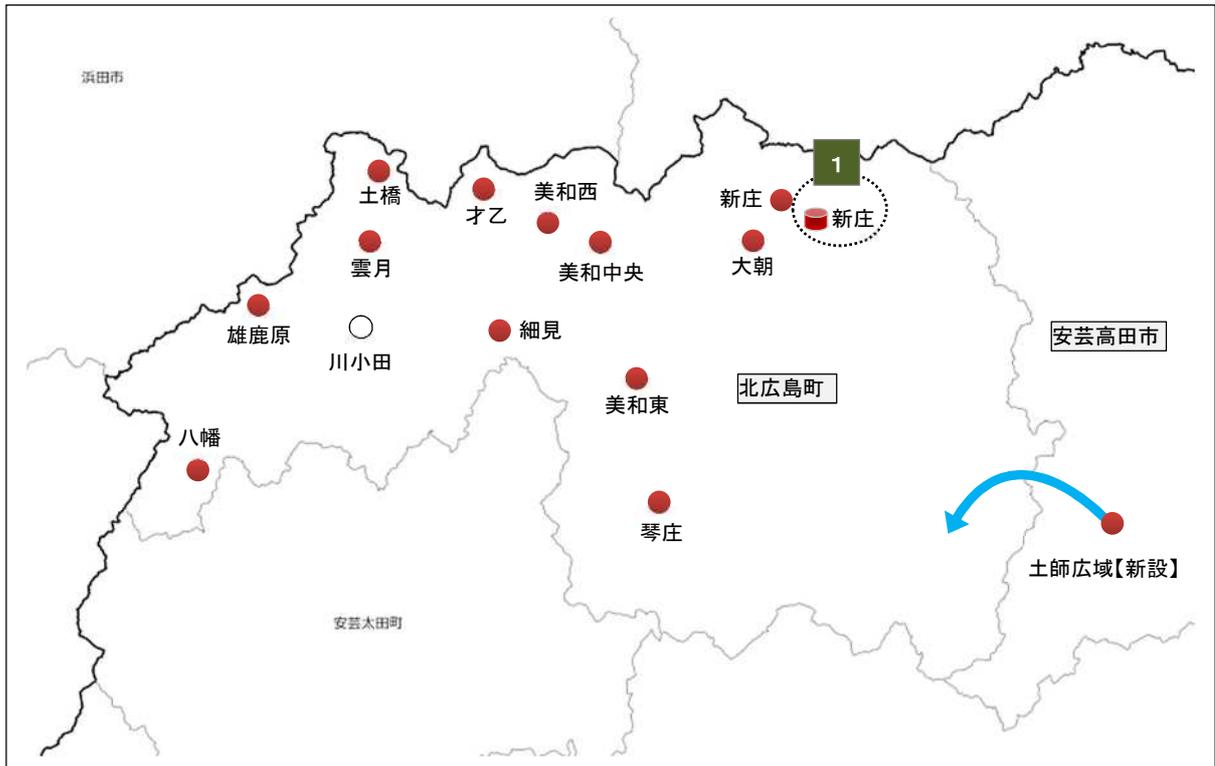
【江田島市】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>切串、鹿川、奥小路、大原浄水場の廃止</li> <li>太田川の自己水源を活用し、前早世浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前早世浄水場のろ過池の更新</li> </ul>	R 6年度以降
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島用水の海底管を二重化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海底送水管の整備</li> </ul> 2 km	R 5年度～7年度

【北広島町西部】



[凡例] ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 ■ 配水池 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期
1	・新庄配水池に緊急遮断弁を設置し、応急補給拠点として運用	・緊急遮断弁の整備	R10年度

(イ) 小瀬川・八幡川エリア

【廿日市市】



〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 峠、永原、土居垣内、浅原浄水場を段階的に廃止</li> <li>・ 三ツ石浄水場からの送水に切り替え</li> <li>・ 津田浄水場などを予備水源として運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送水管の整備 23km</li> <li>・ ポンプ所の整備 3か所</li> </ul>	R 6年度以降
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮島への海底管を二重化</li> <li>・ 大砂利浄水場の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海底送水管の整備 2 km</li> <li>・ 送水管の整備 1 km</li> </ul>	R 5年度～7年度
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大砂利第2浄水場の新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄水場の新設 1か所</li> </ul>	R 4年度～5年度

(ウ) 沼田川エリア

【三原市・東広島市河内町】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期
1	・ 太田川水系と沼田川水系（東広島市高屋町～東広島市河内町）を結ぶ緊急時連絡管の整備【再掲】	・ 緊急時連絡管の整備 9 km	R 5年度～9年度
2	・ 片山浄水場の廃止 ・ 埜田浄水場からの送水に切り替え	・ 送水管の整備 0.3 km	R 5年度～7年度
3	・ 宮浦浄水場の廃止 ・ 西野浄水場に急速ろ過施設を整備し、統合	・ 導水ポンプ 1か所 ・ 急速ろ過池 1か所 ・ 中央監視設備 1基 ・ 自家発電設備の整備 1基	R 5年度～12年度

(エ) 芦田川エリア

【府中市南部・世羅町東部】



〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賀茂、重永前・田打浄水場の廃止</li> <li>・ さかえ浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送水管の整備 4 km</li> <li>・ ポンプ所の整備 1 か所</li> <li>・ 配水池の整備 1 か所</li> </ul>	R 5年度～ 9年度
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用土浄水場の廃止</li> <li>・ 城山浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導水管、送水管の整備 4 km</li> <li>・ 配水池の整備 1 か所</li> </ul>	R 5年度～ 9年度

【神石高原町】



〔凡例〕 ●浄水場 ○廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>西油木、東油木・南油木浄水場の廃止</li> <li>市場浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管の整備 3 km</li> </ul>	R 9 年度～13 年度
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>河原郷浄水場の廃止</li> <li>既存の管路を活用して、光信浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の管路を活用</li> </ul>	R 6 年度以降
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>大上浄水場の廃止</li> <li>既存の管路を活用して、高蓋浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の管路を活用</li> </ul>	R 6 年度以降
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>高下田浄水場の廃止</li> <li>既存の管路を活用して、井関浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の管路を活用</li> </ul>	R 6 年度以降
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>安田、小吹、花濟浄水場の廃止</li> <li>近田浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管の整備 2 km</li> </ul>	R 10 年度～14 年度
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>野呂谷第 1・第 2 浄水場の廃止</li> <li>四日市第 1・第 2 浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管の整備 1 km</li> </ul>	R 10 年度～11 年度

(オ) 江の川エリア

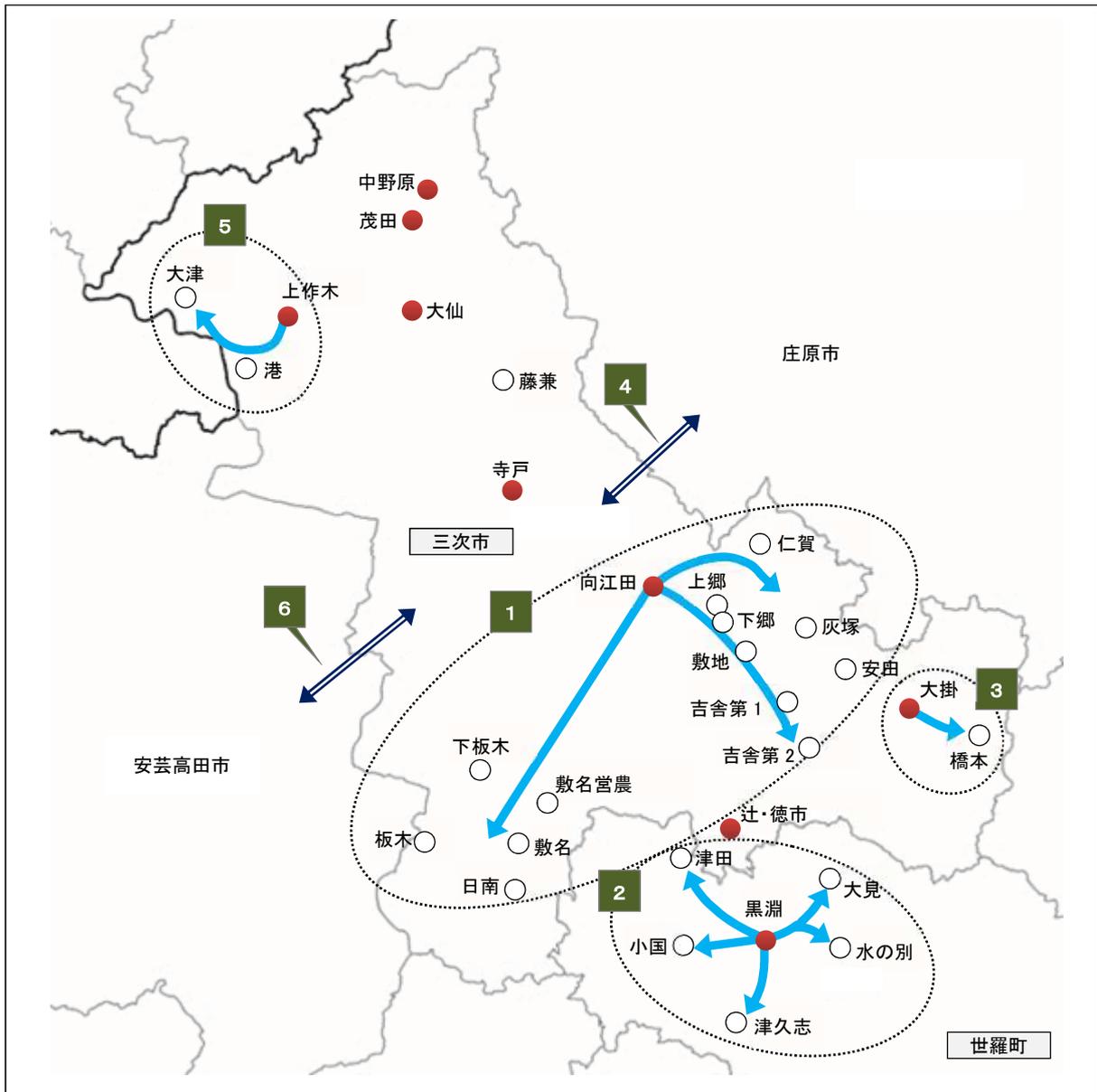
【安芸高田市・北広島町東部】



〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>土師ダムを水源とする土師広域浄水場の新設</li> <li>安芸高田市の佐々井、北原、別所、本郷（八）、福原（上水）、福原（簡）、坂巻、国司、戸島、向原中央第1・第2・第3・第4、坂上、小原、高地長屋、甲立、浅塚、糠地、本郷、横田、すだれ、原田、羽佐竹、船佐、下福田浄水場と北広島町の壬生、新郷、本地浄水場を廃止し、土師広域浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場の新設 1か所</li> <li>送水管の整備 55 km</li> <li>調整池の整備 5か所</li> <li>ポンプ所の整備 13か所</li> </ul>	R 5年度 ～20年度
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>三次市下川立町と安芸高田市甲田町間の緊急時連絡管の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時連絡管の整備 0.5 km</li> </ul>	R 5年度

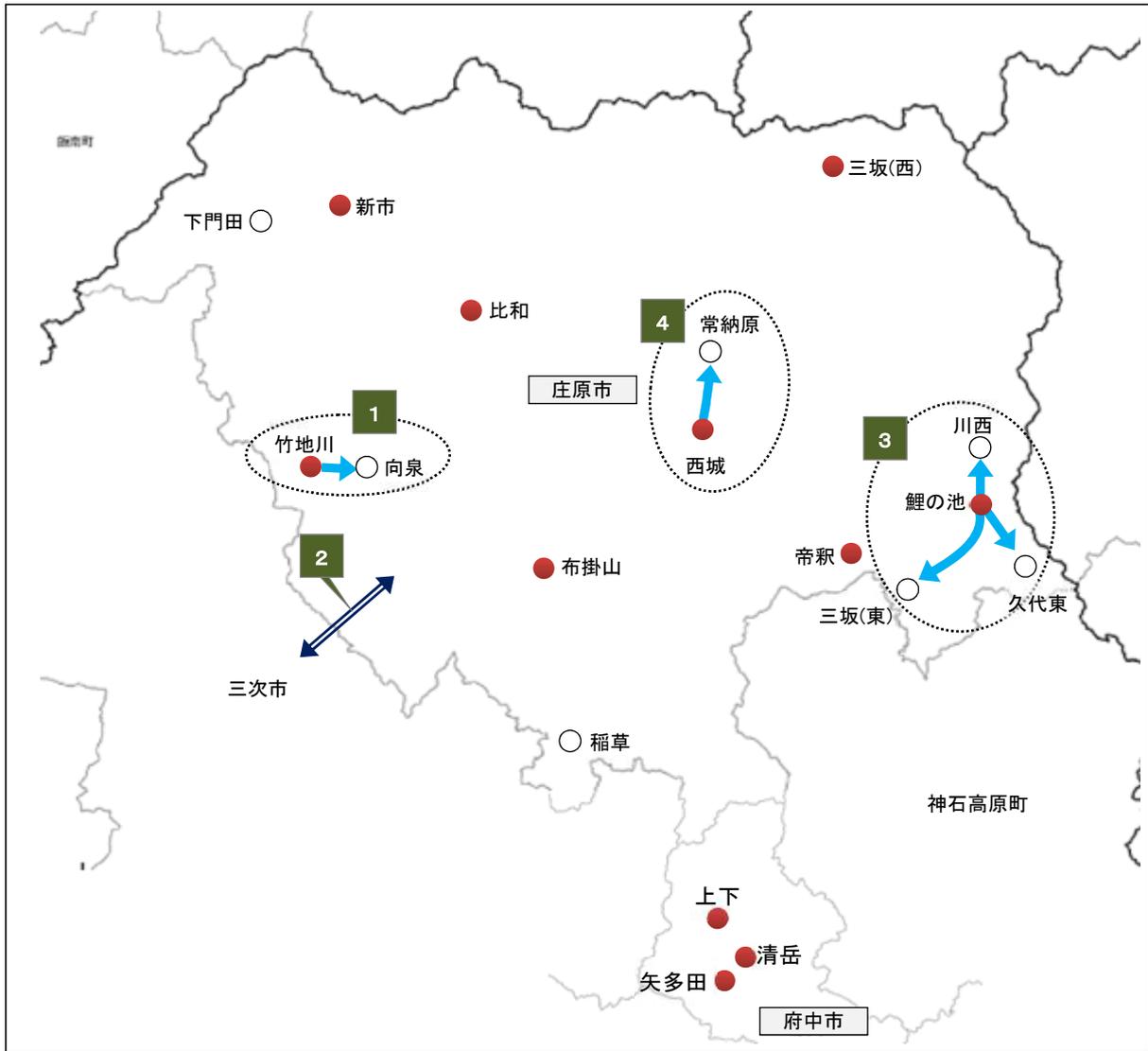
【三次市・世羅町西部】



〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>上郷、下郷、仁賀、灰塚、敷地、吉舎第1、吉舎第2、安田、敷名、敷名宮農、日南、下板木、板木浄水場の廃止</li> <li>向江田浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管の整備 28km</li> <li>ポンプ所の整備 5か所</li> </ul>	R 5年度～12年度
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>津田、小国、津久志、水の別、大見浄水場の廃止</li> <li>黒淵浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管の整備 7 km</li> <li>ポンプ所の整備 2か所</li> </ul>	R 5年度～10年度
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋本浄水場の廃止</li> <li>大掛浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管の整備 1 km</li> </ul>	R 14年度
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>三次市和知町と庄原市平和町間の緊急時連絡管の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時連絡管の整備 0.4 km</li> </ul>	R 5年度
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>港、大津浄水場の廃止</li> <li>上作木浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管の整備 4.5km</li> </ul>	R 6年度以降
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>三次市下川立町と安芸高田市甲田町間の緊急時連絡管の整備【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時連絡管の整備 0.5 km</li> </ul>	R 5年度

【府中市北部・庄原市】



〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>向泉浄水場の廃止</li> <li>既存の管路を活用して、竹地川浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の管路を活用</li> </ul>	R 6年度以降
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>三次市和知町と庄原市平和町間の緊急時連絡管の整備【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時連絡管の整備</li> </ul>	0.4 km R 5年度
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>川西、三坂(東)、久代東浄水場の廃止</li> <li>鯉の池浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管の整備</li> </ul>	2 km R 6年度以降
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>常納原浄水場の廃止</li> <li>西城浄水場からの送水に切り替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>送水管の整備</li> </ul>	2 km R 6年度以降

## (カ) 危機管理対策

### 【浸水対策】

浸水想定区域内にある基幹施設<sup>22</sup>のうち浸水対策が未了の施設に対し、浸水防止壁や防水扉等を設置する。

#### <浸水対策の対象施設（4か所）>

事業	対象施設
竹原市	・新成井浄水場【再掲】
三原市	・長谷水源地、頼兼ポンプ所、中之町水源地

### 【土砂災害対策】

土砂災害（特別）警戒区域内にある施設のうち土砂災害対策が未了の施設に対し、土砂流入防止壁等を設置する。

#### <土砂災害対策の対象施設（2か所）>

事業	対象施設
竹原市	・新成井浄水場【再掲】
江田島市	・第1配水池

### 【地震対策】

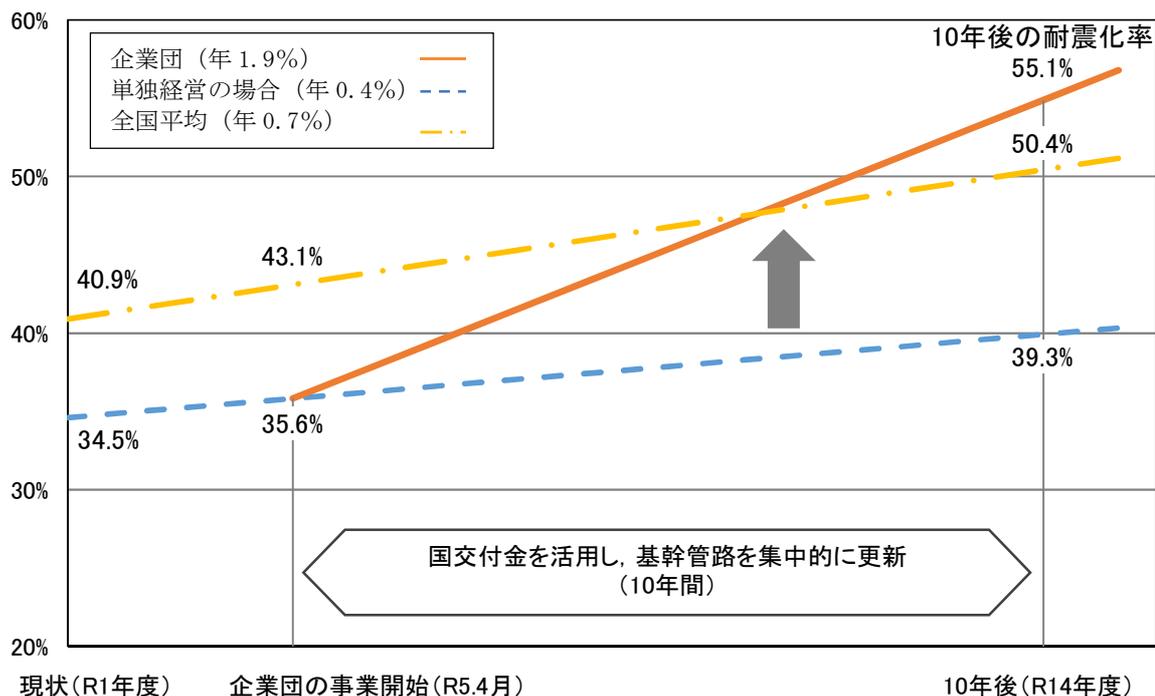
- 震度6弱（人命に影響がある管理棟などは震度7程度）の地震で給水が停止しないよう耐震化が未了の施設を、耐震性能を有する施設に更新する。
- また、更新期が到来している基幹管路359kmを耐震管に整備・更新し、全国平均より低い耐震化率を、令和14年度までに全国平均以上に引き上げる。

#### <地震対策の対象施設（6か所）>

事業	対象施設
竹原市	・新成井浄水場【再掲】
三次市	・大掛浄水場、大仙浄水場、寺戸配水池、吉舎第1配水池
江田島市	・第1配水池

<sup>22</sup> 基幹施設：日量5,000 m<sup>3</sup>以上の施設をいう。なお、日量5,000 m<sup>3</sup>未満の施設が被災した場合は、可搬式浄水処理装置等により必要な給水量を確保する。

### < 基幹管路の耐震化 >



### 【断水時の影響範囲の最小化】

危機事案発生に伴う断水の影響が広範囲に及ばないように海底管の二重化や緊急時連絡管を整備するとともに、非常時に取水ができるよう予備水源を確保する。

### < 海底管の二重化の対象施設 (2か所) >

事業	対象施設
廿日市市	・廿日市市宮島町(宮島)への海底管を二重化【再掲】
水道用水供給事業	・江田島市への海底管を二重化【再掲】

### < 緊急時連絡管の対象施設 (3か所) >

事業	対象施設
三次市 庄原市	・三次市和知町と庄原市平和町間の緊急時連絡管の整備【再掲】
三次市 安芸高田市	・三次市下川立町と安芸高田市甲田町間の緊急時連絡管の整備【再掲】
水道用水供給事業	・太田川水系と沼田川水系(東広島市高屋町～東広島市河内町)を結ぶ緊急時連絡管の整備【再掲】

### < 予備水源の対象施設 (8か所) >

事業	対象施設
東広島市	・黒瀬川水源、松板川水源、松子山貯水池水源、三津水源
安芸高田市	・福原水源(上水道)、国司水源、甲立水源
熊野町	・呉地水源

## 【停電対策】

停電で給水が停止しないよう、基幹施設のうち停電対策が未了の施設に対し、二回線受電方式<sup>23</sup>の導入や自家発電設備の設置を行う。また、自家発電設備用の燃料を分散して備蓄する。

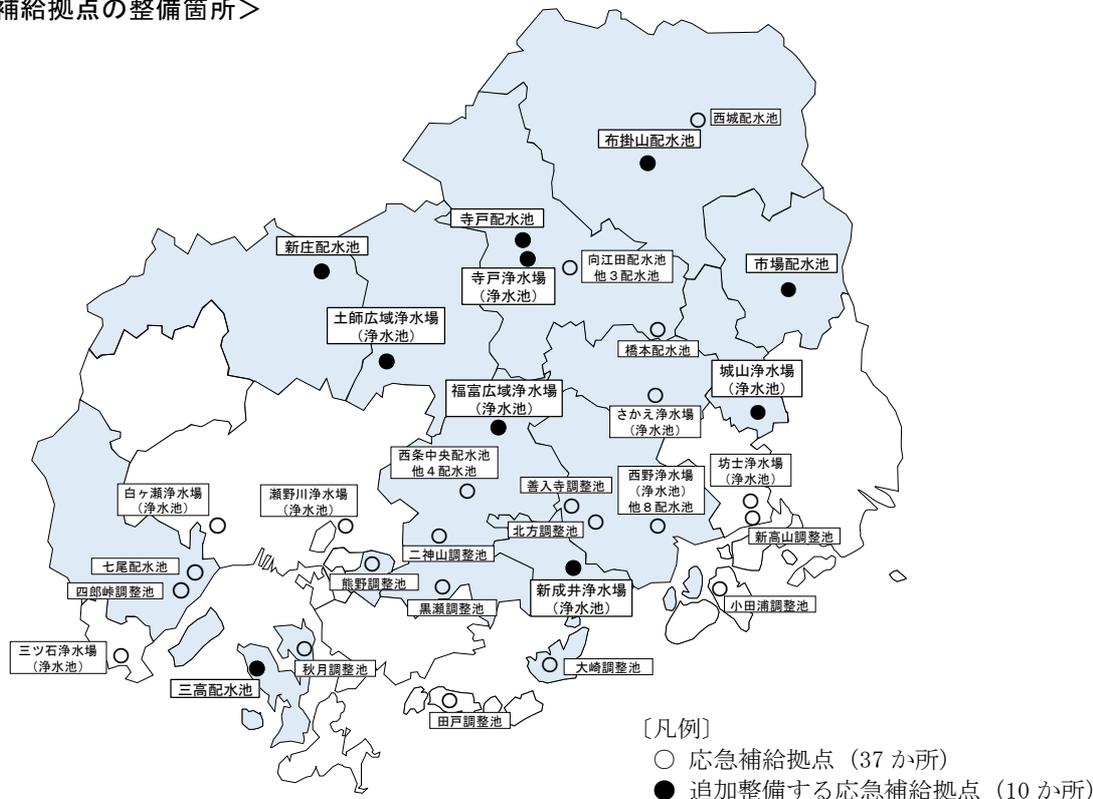
### <停電対策の対象施設（4か所）>

事業	対象施設
三原市	・長谷水源地、中之町水源地
三次市	・寺戸浄水場、向江田浄水場

## 【応急補給拠点の拡充】

- 浄水場の浄水池や配水池に、緊急遮断弁や給水車用給水栓などを設け、給水車に飲料水を補給するための応急補給拠点として整備する。
- 応急補給拠点は、国の指針<sup>24</sup>を踏まえ、14市町のすべての住民に対し、断水発生から1週間、1日20Lの飲料水を応急給水できるよう、37か所から10か所追加整備し、47か所とする。
- 応急補給拠点の整備に併せ、企業団保有の9台の給水車等を活用し、断水地域に速やかに応急給水が行える体制を整える。
- 危機事案発生時、道路網が遮断され、給水車による運搬給水が困難になった場合に備え、避難所等に飲料水用の耐震性貯水槽を整備する。

### <応急補給拠点の整備箇所>



23 二回線受電方式：特別高圧のような高圧電力の停電リスクを軽減するため、本線と予備線の2回線を使って受電する方式をいう。

24 水道の耐震化計画等策定指針（平成27年6月 厚生労働省）

< 応急補給拠点の概要 >

市町名	応急補給拠点	行政区域内人口 (人)	応急給水必要量 <sup>※1</sup> ( $m^3$ ) 〔行政区域内人口 × 20L/日 × 想定断水率 <sup>※2</sup> 〕	応急補給拠点 容量 ( $m^3$ )
竹原市	・新成井浄水場	24,884	622	4,000
三原市	・北方調整池 ・善入寺調整池 ・西野浄水場 ・他 8 配水池	92,669	2,317	32,530
府中市	・城山浄水場	38,652	966	4,000
三次市	・寺戸浄水場 ・寺戸配水池 ・橋本配水池 ・向江田浄水場 ・他 3 配水池	51,507	1,287	12,643
庄原市	・布掛山配水池 ・西城配水池	34,559	864	7,300
東広島市	・福富広域浄水場 ・二神山調整池 ・黒瀬調整池 ・西条中央配水池 ・他 4 配水池	188,465	4,712	19,600
廿日市市	・四郎峠調整池 ・七尾配水池	117,035	2,925	11,550
安芸高田市	・土師広域浄水場	28,290	707	1,000
江田島市	・秋月調整池 ・三高浄水場	22,632	566	3,850
熊野町	・熊野調整池	23,838	596	24,800
北広島町	・土師広域浄水場 ・新庄配水池	18,344	458	2,996
大崎上島町	・大崎調整池	7,308	183	4,900
世羅町	・さかえ浄水場	15,885	397	2,700
神石高原町	・市場配水池	8,818	220	323

※1 危機事案発生から7日間の応急給水必要量

※2 想定断水率は、南海トラフ巨大地震発生時の広島県全域の平均断水率とし、危機事案発生～6日目では19%、7日～14日目までは11%と設定（南海トラフ巨大地震の被害想定について 令和元年6月内閣府政策統括官（防災担当））

### 【可搬式浄水処理装置の整備】

可搬式浄水処理装置を整備し、1週間以上断水が見込まれる地域が生じた場合にトラックで運搬し、断水が解消するまで飲料水を応急給水する。

#### <可搬式浄水処理装置の整備箇所（3か所）>

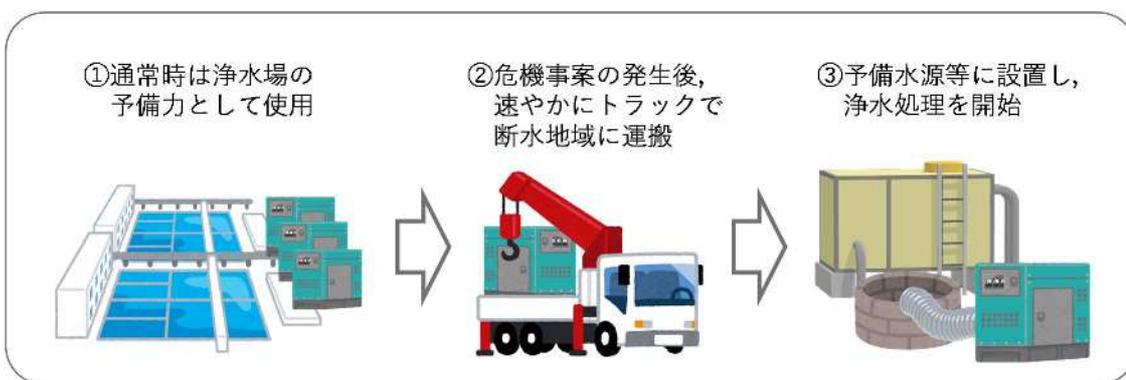
事業	整備箇所
安芸高田市 北広島町	・土師広域浄水場
江田島市	・前早世浄水場
水道用水供給事業	・福富広域浄水場

#### <可搬式浄水処理装置の稼働までのフロー>

発生からの日数	2日	4日	7日	8日～
作業				
被害状況の確認 設置個所の決定				
運搬～設置				
試運転 水質検査（飲適）			● 応急給水開始	

#### 【参考：可搬式浄水処理装置の概要】

- 可搬式浄水処理装置は、通常時は浄水場の予備力として使用し、危機事案の発生後、1週間以上の断水が見込まれる場合に、トラックで断水地域に運搬し、断水の解消まで、飲料水を応急給水する。
- 運搬から設置、稼働まで7日必要となる。



## 4 財政運営

### (1) 財政運営の基本的な考え方

- 会計は、事業ごとに区分して経理する。
- 各事業に必要な財産は、構成団体から無償で引き継ぎ、事業ごとに区分して管理する。
- 金融機関口座は、事業ごとに開設し、事業間で資金が混在しないよう管理する。
- 施設整備や危機管理対策、サービス向上などの事業を着実に実施するため、次のとおり効率的な財政運営を行う。
  - ・ 施設の再編整備の実施に当たっては、国交付金や地方公営企業繰出制度を最大限活用するとともに、事業間での資金融通などにより、必要な財源を確保
  - ・ 国交付金のうち運営基盤強化等事業交付金は、各事業が単費で実施する施設整備費を基準に配分
  - ・ 財政健全化の取組を進めているなど、構成団体の事情により困難な場合を除き、基準内繰出金（広域化事業、運営基盤強化等事業等）は繰り出し、基準外繰出金については、構成団体が従前から負担している繰出金は、継続して繰り出す。
  - ・ 健全な財政運営を確立するため、各事業の資金残高は、年間給水収益の1/3以上を目途とする。また、企業債残高は、年間給水収益の3倍以内を目途とする。ただし、令和14年度まで、集中投資の財源を確保する必要があるため、企業債残高を3倍以内に収めることが困難な事業については、統合前の水準を上回らないよう可能な限り企業債発行の抑制に努める。

### (2) 水道料金等

#### ア 水道料金

- 水道料金は、将来の更新需要や収支推計などを踏まえ、適切な水準を設定する。
- 事業開始時は、統合前の料金体系を引き継ぐとともに、料金の額も据え置く。
- 水道料金は、概ね5年ごとに見直しを行い、その結果、経営の効率化を図ってもなお、恒常的な損失や資金不足が見込まれる場合は、構成団体との協議や水道事業審議会の答申を踏まえた上で、料金改定を行う。
- 水道料金の算定方法（口径別・用途別の取扱い、基本水量・水道メーター使用料・従量料金の取扱い等）については、事業ごとに様々な方法で運用されていることから、業務を効率化し、利用者に分かりやすいものとなるよう統一していく方向で検討する。
- 水道用水供給事業については、水道用水供給事業の統合効果を財源に、企業団が経営する水道事業向けの料金を8%減額する。

<事業開始時の水道料金の算定方法>

事業	料金体系	基本水量 (用途別は家事用、 1か月あたり)	水道メーター使用料 <sup>※1</sup> (1か月あたり)	従量料金 <sup>※2</sup> (用途別は家事用、 1か月・1 m <sup>3</sup> あたり)
竹原市	用途別 (一般用、船舶用)	なし	なし	逓増あり 1～8 m <sup>3</sup> : 50 円 9～20 m <sup>3</sup> : 140 円 21～50 m <sup>3</sup> : 150 円
三原市	用途別 (一般用、船舶用、 臨時用) 口径別 (13mm～200mm)	なし	なし	逓増あり 1～5 m <sup>3</sup> : 45 円 6～15 m <sup>3</sup> : 80 円 16～30 m <sup>3</sup> : 245 円
府中市	一律料金 (用途・口径による 区別なし)	7 m <sup>3</sup>	あり 13mm : 77 円 20mm : 154 円 25mm : 165 円	逓増あり 8～20 m <sup>3</sup> : 226 円 21～30 m <sup>3</sup> : 251 円 31 m <sup>3</sup> ～ : 263 円
三次市	旧三次市内 : 用途別 (家事 用、営業用、工場用、臨時 用) その他区域 : 一律料金	8 m <sup>3</sup> (旧三次市内) 10 m <sup>3</sup> (旧町村)	あり 13mm : 80 円 20mm : 110 円 25mm : 150 円	逓増なし (旧三次市内) 9 m <sup>3</sup> ～ : 171 円 (旧町村) 11 m <sup>3</sup> ～ : 220 円
庄原市	用途別 (家事用、業務用、 工場用、共用、臨時用)	8 m <sup>3</sup>	あり 13mm : 86 円 20mm : 151 円 25mm : 172 円	逓増あり 9～20 m <sup>3</sup> : 172 円 21～50 m <sup>3</sup> : 194 円 51 m <sup>3</sup> ～ : 237 円
東広島市	用途別 (家事用、業務用、 工場用、臨時用)	10 m <sup>3</sup>	なし	逓増あり 11～20 m <sup>3</sup> : 205.5 円 21 m <sup>3</sup> ～ : 245.5 円
廿日市市	用途別 (一般用、臨時用)	10 m <sup>3</sup>	あり 13mm : 95 円 20mm : 130 円 25mm : 160 円	逓増あり 11～15 m <sup>3</sup> : 154 円 16～20 m <sup>3</sup> : 190 円 21～30 m <sup>3</sup> : 202 円
安芸高田市	用途別 (一般用、臨時用) 口径別 (13mm～75mm)	8 m <sup>3</sup>	なし	逓増あり 9～20 m <sup>3</sup> : 180 円 21～30 m <sup>3</sup> : 190 円 31～50 m <sup>3</sup> : 210 円
江田島市	用途別 (家事用、営業用、 工場用、船舶用、臨時用 等) 口径別 (13mm～100mm)	8 m <sup>3</sup>	あり 13mm : 100 円 20mm : 190 円 25mm : 210 円	逓増あり 9～50 m <sup>3</sup> : 245 円 51～100 m <sup>3</sup> : 255 円 101 m <sup>3</sup> ～ : 270 円
熊野町	用途別 (一般用、臨時用)	6 m <sup>3</sup>	あり 13mm : 107 円 20mm : 178 円 25mm : 202 円	逓増あり 7～15 m <sup>3</sup> : 216 円 16～20 m <sup>3</sup> : 244 円 21～25 m <sup>3</sup> : 272 円
北広島町	一律料金 (用途・口径による 区別なし)	10 m <sup>3</sup>	あり 13mm : 80 円 20mm : 140 円 25mm : 190 円	逓増あり 11～50 m <sup>3</sup> : 160 円 51～100 m <sup>3</sup> : 165 円 101～200 m <sup>3</sup> : 170 円
大崎上島町	用途別 (一般用、官公署、 工業用)	7 m <sup>3</sup>	あり 13mm : 100 円 20mm : 150 円 25mm : 200 円	逓増なし 8 m <sup>3</sup> ～ : 200 円
世羅町	用途別 (一般用、臨時用) 口径別 (13mm～150mm)	10 m <sup>3</sup>	なし	逓増あり 11～100 m <sup>3</sup> : 170 円 101～200 m <sup>3</sup> : 230 円 201～1,000 m <sup>3</sup> : 240 円
神石高原町	用途別 (一般用、臨時用)	10 m <sup>3</sup>	なし	逓増あり 11～20 m <sup>3</sup> : 180 円 21～40 m <sup>3</sup> : 200 円 41～100 m <sup>3</sup> : 240 円

※1 水道メーター使用料は、口径別に複数の設定があるため、一部を例示している。

※2 従量料金は、使用量別に複数の設定があるため、一部を例示している。

## イ 加入分担金・手数料

- 事業開始時の加入分担金及び各種手数料は、統合前の体系と額を引き継ぐ。ただし、指定給水装置工事事業者の指定及び更新に係る手数料については、令和5年度から10,000円/件に統一する。
- 令和8年度を目途に、加入分担金、設計審査手数料及び竣工（完了）検査手数料の額を統一する。その他の手数料については、令和8年度までに、存廃も含め検討する。

### <事業開始時の加入分担金・各種手数料>

加入分担金及び手数料	事業	金額(1件あたり)	対応
加入分担金(20mm)	14市町	60,000円～275,000円	令和8年度を目途に統一
設計審査手数料(20mm)	世羅町以外の13市町	500円～5,600円	
竣工(完了)検査手数料(20mm)	大崎上島町以外の13市町	600円～2,800円	
材料検査手数料	竹原市、神石高原町	10円～2,500円	令和8年度までに、存廃も含め検討
量水器試験手数料	竹原市、江田島市	600円～1,600円	
工事設計手数料(水道局実施分)	庄原市、廿日市市	1,500円～15,000円	
井戸水水質検査手数料	三原市	3,000円～10,000円	
流水装置検査手数料(20mm)	江田島市	900円	
消防演習(私設消火栓)立会手数料	廿日市市、北広島町	300円～7,500円	
水道使用(届出・開栓)承認手数料	三原市、府中市、江田島市	1,000円	
中止栓管理手数料・給水装置検査手数料	江田島市、大崎上島町	200円～500円	
基準適合確認手数料(指定外工事)	神石高原町	2,500円	
分岐工事立会費	江田島市	2,000円	
給水中止手数料	江田島市	1,000円	
所有権移転手数料	江田島市	1,000円	
水道メーター再設置手数料	庄原市	2,000円	
水道メーター撤去手数料	神石高原町	3,000円	
道路占用許可申請確認手数料	三原市、東広島市	5,000円	
給水装置図面等写し交付手数料	三原市、三次市、江田島市	10円～200円	
証明書発行手数料	三原市、東広島市、廿日市市、北広島町、大崎上島町、世羅町	200円～300円	

## 5 工業用水道事業

- 工業用水道事業は、地域経済を支えるライフラインとして重要であり、今後もユーザーに対し、安定的に工業用水を供給できるようコスト縮減や収益確保などの経営改善に取り組み、持続可能な事業運営を行う。
- 工業用水道事業は、水道用水供給事業と施設の一部を共有し、業務も共同で行っていることから、事業運営は、水道事業等と同様の考え方により実施する。

### <事業開始時の業務運営体制>

業務区分	業務内容	窓口・実施拠点	備考
営業業務	・給水契約 ・検針、調定、収納	広島水道事務所 (瀬野川浄水場)	開庁時間 平日 8時30分～17時15分
給水装置業務	・工事の受付 ・設計審査、竣工検査 ・量水器管理		
運転監視業務	・施設の運転監視	広島水道事務所	平日昼間：直営 夜間休日：委託
		戸坂取水場 温品浄水場 田口浄水場 本郷取水場	委託（24時間交代制）
保全業務	・設備点検	広島水道事務所 戸坂取水場 温品浄水場 田口浄水場	一部委託（日常点検）
		本郷取水場	委託
	・管路点検	広島水道事務所	一部委託（定期点検）
		本郷取水場	委託
水質管理業務	・水質管理	広島水道事務所	平日昼間：直営 夜間休日：委託
		戸坂取水場 温品浄水場 田口浄水場 本郷取水場	委託（24時間交代制）
	・水質検査	本部	委託
工務	・工業用水道施設の整備	広島水道事務所	
危機管理	・施設の復旧体制の整備 ・緊急用資機材の保管、管理 ・事故対応訓練等の実施	本部 広島水道事務所	

### <主な施設整備の内容>

事業概要		整備内容	整備時期
1	・温品浄水場と広島市南区仁保を結ぶ管路の更新	・送水管（φ600mm）の更新 1.7km	R5年度～7年度
2	・戸坂取水場と温品浄水場を結ぶ管路の更新	・導水管（φ1,000mm）の更新 0.3km ・導水管（φ1,350mm）の更新 0.3km	R13年度～14年度
3	・温品浄水場と海田町を結ぶ管路の更新	・送水管（φ1,100mm）の更新 1.2km ・送水管（φ1,500mm）の更新 1.2km	R12年度～14年度

(提案理由)

地方自治法に基づき、水道企業団が実施する事務を総合的かつ計画的に推進するため、広域計画を策定することについて、議会の議決を求める。



## 報第1号

### 広島県水道広域連合企業団公告式条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定により報告し、企業団議会の承認を求める。

令和5年1月31日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

#### 1 専決処分の内容

広島県水道広域連合企業団公告式条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の条例等の公布に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に企業長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、企業団の公報に登載して行う。ただし、天災事変により、公報に登載して公布することができないときは、企業団の掲示場に掲示して、これに代えることができる。

（規則の公布）

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

（管理規程の公表）

第4条 規則を除くほか、管理規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び企業長名を記入して、企業長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第5条 第2条の規定は、企業団の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「企業長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、企業団の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理規程」とあるのは、「企業団の機関の定める規程」と、「企業長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「企業長印」とあるのは、「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の特例）

第6条 規則若しくは管理規程又は企業団の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ

当該規則、管理規程又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

(公報の発行)

第7条 第2条第2項の公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規程で定めるものをいう。）により不特定多数の者が公報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規程で定めるものをとる方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による公報の発行は、公報に登載すべき事項を企業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に企業団の使用に係る電子計算機から送信し得る状態になったときに行われたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、電子情報処理組織に係る事故その他の特別の事情により、同項に規定する方法により公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をもって発行することにより、これに代えることができる。

(規程への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 専決処分年月日

令和4年12月1日

(提案理由)

専決処分をした広島県水道広域連合企業団公告式条例について、報告し、議会の承認を  
求める。



報第2号

広島県水道広域連合企業団事務局設置条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定により報告し、企業団議会の承認を求める。

令和5年1月31日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

1 専決処分の内容

広島県水道広域連合企業団事務局設置条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団の長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

（委任）

第2条 この条例に定めるもののほか、事務局の設置に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

2 専決処分年月日

令和4年12月1日

(提案理由)

専決処分をした広島県水道広域連合企業団事務局設置条例について、報告し、議会の承認を求める。

## 報第3号

### 広島県水道広域連合企業団職員定数条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定により報告し、企業団議会の承認を求める。

令和5年1月31日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

#### 1 専決処分の内容

広島県水道広域連合企業団職員定数条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、議会、企業長、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時的に任用された者を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、370人とする。

（定数外職員）

第3条 次に掲げる職員は、予算の範囲内において前条に規定する定数の外に置くことができる。

- (1) 休職を命ぜられている職員
- (2) 療養を命ぜられている職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 2 専決処分年月日

令和4年12月1日

(提案理由)

専決処分をした広島県水道広域連合企業団職員定数条例について、報告し、議会の承認を求める。

## 報第4号

### 広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定により報告し、企業団議会の承認を求める。

令和5年1月31日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

#### 1 専決処分の内容

広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の休日を定め、併せて企業団の行政庁に対する申請等の期限の特例を定めるものとする。

（企業団の休日）

第2条 次の各号に掲げる日は、企業団の休日とし、企業団の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、企業団の休日に企業団の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期限の特例）

第3条 企業団の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例、規則又は規程で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが企業団の休日に当たるときは、企業団の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例、規則又は規程に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 2 専決処分年月日

令和4年12月1日

(提案理由)

専決処分をした広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例について、報告し、議会の承認を求める。

## 報第5号

### 退職手当支給事務及び公務災害補償事務の事務委託に関する 協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定により報告し、企業団議会の承認を求める。

令和5年1月31日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

#### 1 専決処分の内容

広島県水道広域連合企業団と広島県市町総合事務組合との間における退職手当の支給に関する事務及び公務災害補償に関する事務の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、甲の職員に対する退職手当の支給に関する事務及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務（以下「委託事務」という。）を広島県市町総合事務組合（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び支払方法は、甲乙協議して定める。

第4条 委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て乙の収入とする。

（決算の場合の措置）

第6条 乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を住民に公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を、甲の長に通知するものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 乙は、委託事務に適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、その旨を甲に通知するものとする。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲

乙協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年1月4日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算するものとする。

2 専決処分年月日

令和5年1月4日

(提案理由)

専決処分をした企業団と広島県市町総合事務組合との間における退職手当の支給に関する事務及び公務災害補償に関する事務の事務委託に関する協議について、報告し、議会の承認を求める。

